

こ 支 障 第 90 号
障 発 0331 第 26 号
令和 7 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」の一部改正について

指定障害児通所支援事業者等の指導監査については、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号）に基づき、実施されているところであるが、今般、その一部を改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので、通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

新 旧 対 照 表

「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成２６年３月２８日障発０３２８第４号）新旧対照表

（改正箇所は下線部分）

改 正 後

障 発 ０３２８ 第 ４ 号
平 成 ２６ 年 ３ 月 ２８ 日
一部改正 障 発 １２２６ 第 ４ 号
平 成 ２６ 年 １２ 月 ２６ 日
障 発 ０４０８ 第 ８ 号
平 成 ２８ 年 ４ 月 ８ 日
障 発 ０８０９ 第 ３ 号
平 成 ２９ 年 ８ 月 ９ 日
障 発 ０５２７ 第 ３ 号
令 和 元 年 ５ 月 ２７ 日
障 発 ０７１７ 第 ３ 号
令 和 ２ 年 ７ 月 １７ 日
障 発 ０３１０ 第 ３ 号
令 和 ４ 年 ３ 月 １０ 日
障 発 １２２８ 第 ２ 号
令 和 ４ 年 １２ 月 ２８ 日
障 発 ０１２４ 第 ４ 号
令 和 ５ 年 １ 月 ２４ 日
こ 支 障 第 ５２ 号
障 発 ０７２８ 第 ２ 号
令 和 ５ 年 ７ 月 ２８ 日
こ 支 障 第 ５０ 号
障 発 ０３０５ 第 ２ 号
令 和 ６ 年 ３ 月 ５ 日
こ 支 障 第 １４０ 号
障 発 ０５３１ 第 ５ 号
令 和 ６ 年 ５ 月 ３１ 日
こ 支 障 第 ９０ 号
障 発 ０３３１ 第 ２６ 号
令 和 ７ 年 ３ 月 ３１ 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

改 正 前

障 発 ０３２８ 第 ４ 号
平 成 ２６ 年 ３ 月 ２８ 日
一部改正 障 発 １２２６ 第 ４ 号
平 成 ２６ 年 １２ 月 ２６ 日
障 発 ０４０８ 第 ８ 号
平 成 ２８ 年 ４ 月 ８ 日
障 発 ０８０９ 第 ３ 号
平 成 ２９ 年 ８ 月 ９ 日
障 発 ０５２７ 第 ３ 号
令 和 元 年 ５ 月 ２７ 日
障 発 ０７１７ 第 ３ 号
令 和 ２ 年 ７ 月 １７ 日
障 発 ０３１０ 第 ３ 号
令 和 ４ 年 ３ 月 １０ 日
障 発 １２２８ 第 ２ 号
令 和 ４ 年 １２ 月 ２８ 日
障 発 ０１２４ 第 ４ 号
令 和 ５ 年 １ 月 ２４ 日
こ 支 障 第 ５２ 号
障 発 ０７２８ 第 ２ 号
令 和 ５ 年 ７ 月 ２８ 日
こ 支 障 第 ５０ 号
障 発 ０３０５ 第 ２ 号
令 和 ６ 年 ３ 月 ５ 日
こ 支 障 第 １４０ 号
障 発 ０５３１ 第 ５ 号
令 和 ６ 年 ５ 月 ３１ 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

改正後

こども家庭庁支援局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

(本文) (略)

(別添 1)

指定障害児通所支援等事業者等指導指針

1～3 (略)

4 指導対象の選定

指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) (略)

(2) 運営指導

① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者等が運営する事業所のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。

② 指定後間もない障害児通所支援等事業者等及び指定障害児相談支援事業者等については、指定後3年以内に実施する。

③ 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合など、障害児通所支援等事業者等及び指定障害児相談支援事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。

④ その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。

5・6 (略)

(別添 2)

指定障害児通所支援等事業者等監査指針

1～4 (略)

5 その他

(1) 都道府県が監査を実施した場合はその指定障害児通所支援等事業者等の事業

改正前

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

(本文) (略)

(別添 1)

指定障害児通所支援等事業者等指導指針

1～3 (略)

4 指導対象の選定

指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) (略)

(2) 運営指導

① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者等を対象におおむね3年に1度実施する。

ただし、指定障害児通所支援事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。

(新設)

(新設)

② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。

5・6 (略)

(別添 2)

指定障害児通所支援等事業者等監査指針

1～4 (略)

5 その他

(1) 都道府県が監査を実施した場合はその指定障害児通所支援等事業者等の事業

改正後

活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が監査を実施した場合は都道府県に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行う。

(2) 指定権限のある都道府県及び市町村は、取消処分等の内容について、当該内容を決定する前に、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に情報提供を行う。

(3) 都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(別紙)

主眼事項及び着眼点等（指定児童発達支援）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略)	(略)	(略)	(略)
第 4 1～40 (略)	(略)	(略)	(略)
41 利益供与等の禁止	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 <u>(3) (1) 及び (2) の「障害福</u>	平 24 厚 令 15 第 49 条 第 1 項 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 2 項	適 宜 必 要 と 認 め る 資 料 項 適 宜 必 要 と 認 め る 資 料 項

改正前

活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が監査を実施した場合は都道府県に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行う。

(新設)

(2) 都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(別紙)

主眼事項及び着眼点等（指定児童発達支援）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略)	(略)	(略)	(略)
第 4 1～40 (略)	(略)	(略)	(略)
41 利益供与等の禁止	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (新設)	平 24 厚 令 15 第 49 条 第 1 項 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 2 項	適 宜 必 要 と 認 め る 資 料 項 適 宜 必 要 と 認 め る 資 料 項

改　正　後

	<u>祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>		
42～47 （略） 第 5 ～ 第 12 （略）	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)

主眼事項及び着眼点等（指定放課後等デイサービス）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 （略） 第 4 1 ～ 38 （略）	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
39 利益供与等の禁止	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業員に対し、障害児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 （２）指定放課後等デイサービス	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 1 項 準用 平 24 厚 令 15	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

改　正　前

42～47 （略） 第 5 ～ 第 12 （略）	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)

主眼事項及び着眼点等（指定放課後等デイサービス）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 （略） 第 4 1 ～ 38 （略）	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
39 利益供与等の禁止	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業員に対し、障害児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 （２）指定放課後等デイサービス	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 1 項 準用 平 24 厚 令 15	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

改 正 後				改 正 前			
	事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 <u>(3) (1) 及び (2) の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定放課後等デイサービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	第71条 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 2 項準用			事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (新設)	第71条 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 2 項準用	
40～45 (略) 第 5 ～ 第 9 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	40～45 (略) 第 5 ～ 第 9 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
主眼事項及び着眼点等（指定居宅訪問型児童発達支援）				主眼事項及び着眼点等（指定居宅訪問型児童発達支援）			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略) 第 4 1 ～ 36 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	第 1 ～ 第 3 (略) 第 4 1 ～ 36 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
37 利益供与 等の禁止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援	平 24 厚 令 15 第71条の14 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 1 項準用	適宜必要と 認める資料	37 利益供与 等の禁止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援	平 24 厚 令 15 第71条の14 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 1 項準用	適宜必要と 認める資料

改 正 後				改 正 前			
	事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (3) <u>(1) 及び (2) の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	平 24 厚 令 15 第 71 条 の 14 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 2 項 準 用	適 宜 必 要 と 認 め る 資 料		事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (新設)	平 24 厚 令 15 第 71 条 の 14 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 2 項 準 用	適 宜 必 要 と 認 め る 資 料
38～43 (略) 第 5 ～ 第 7 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	38～43 (略) 第 5 ～ 第 7 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
主眼事項及び着眼点等（指定保育所等訪問支援）				主眼事項及び着眼点等（指定保育所等訪問支援）			

改 正 後				改 正 前			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略)	(略)	(略)	(略)	第 1 ～ 第 3 (略)	(略)	(略)	(略)
第 4 1 ～ 35 (略)	(略)	(略)	(略)	第 4 1 ～ 35 (略)	(略)	(略)	(略)
36 利益供与 等の禁止	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (3) (1) 及び (2) の「<u>障害福祉サービスを行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定保育所等訪問支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介し</u>	平 24 厚 令 15 第 79 条 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 1 項 準 用 平 24 厚 令 15 第 79 条 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 2 項 準 用	適宜必要と 認める資料 適宜必要と 認める資料	36 利益供与 等の禁止	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (新設)	平 24 厚 令 15 第 79 条 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 1 項 準 用 平 24 厚 令 15 第 79 条 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 2 項 準 用	適宜必要と 認める資料 適宜必要と 認める資料

改 正 後				改 正 前			
	<u>た利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>						
37～42 (略) 第 5 ～ 第 7 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	37～42 (略) 第 5 ～ 第 7 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
主眼事項及び着眼点等（指定福祉型障害児入所施設）				主眼事項及び着眼点等（指定福祉型障害児入所施設）			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略) 第 4 1～42 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	第 1 ～ 第 3 (略) 第 4 1～42 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
43 利益供与等の禁止	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。 (2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 <u>(3) (1) 及び (2) の「障害福祉サービスを行う者等」は、障</u>	平 24 厚 令 16 第 46 条 第 1 項 平 24 厚 令 16 第 46 条 第 2 項	適宜必要と認める資料	43 利益供与等の禁止	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。 (2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (新設)	平 24 厚 令 16 第 46 条 第 1 項 平 24 厚 令 16 第 46 条 第 2 項	適宜必要と認める資料

改 正 後				改 正 前			
	<u>害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定福祉型障害児入所施設が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>						
44～49（略） 第 5 ～ 第 6（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	44～49（略） 第 5 ～ 第 6（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）
主眼事項及び着眼点等（指定医療型障害児入所施設）				主眼事項及び着眼点等（指定医療型障害児入所施設）			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3（略） 第 4 1 ～ 42（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	第 1 ～ 第 3（略） 第 4 1 ～ 42（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）
43 利益供与等の禁止	（１）指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。 （２）指定医療型障害児入所施設	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 46 条 第 1 項 準用	適宜必要と認める資料	43 利益供与等の禁止	（１）指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。 （２）指定医療型障害児入所施設	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 46 条 第 1 項 準用	適宜必要と認める資料

改 正 後				改 正 前			
	は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 <u>(3) (1) 及び (2) の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定医療型障害児入所施設が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである</u>	第 46 条 第 2 項 準用	認める資料		は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (新設)	第 46 条 第 2 項 準用	認める資料
44～48 (略) 第 5 ～ 第 6 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	44～48 (略) 第 5 ～ 第 6 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
主眼事項及び着眼点等（指定障害児相談支援）				主眼事項及び着眼点等（指定障害児相談支援）			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 2 (略) 第 3 1 ～ 22 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	第 1 ～ 第 2 (略) 第 3 1 ～ 22 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
23 利益供与等の禁止	(1) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事	平24厚令29 第26条1項	適宜必要と認める資料	23 利益供与等の禁止	(1) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事	平24厚令29 第26条1項	適宜必要と認める資料

改 正 後				改 正 前			
	業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 (2) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 (3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (4) (1)、(2) 及び (3) の「<u>特定の福祉サービス等の事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害児相談支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に</u>	平24厚令29 第26条第2項 平24厚令29 第26条第3項	適宜必要と 認める資料 適宜必要と 認める資料		業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 (2) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 (3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (新設)	平24厚令29 第26条第2項 平24厚令29 第26条第3項	適宜必要と 認める資料 適宜必要と 認める資料

改 正 後				改 正 前			
	<u>違反するものである。</u>						
24～29 （略） 第 4 ～ 第 5 （略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	24～29 （略） 第 4 ～ 第 5 （略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）

障 発 0328 第 4 号
平成 26 年 3 月 28 日
一部改正 障 発 1226 第 4 号
平成 26 年 12 月 26 日
障 発 0408 第 8 号
平成 28 年 4 月 8 日
障 発 0809 第 3 号
平成 29 年 8 月 9 日
障 発 0527 第 3 号
令和元年 5 月 27 日
障 発 0717 第 3 号
令和 2 年 7 月 17 日
障 発 0310 第 3 号
令和 4 年 3 月 10 日
障 発 1228 第 2 号
令和 4 年 12 月 28 日
障 発 0124 第 4 号
令和 5 年 1 月 24 日
こ 支 障 第 52 号
障 発 0728 第 2 号
令和 5 年 7 月 28 日
こ 支 障 第 50 号
障 発 0305 第 3 号
令和 6 年 3 月 5 日
こ 支 障 第 140 号
障 発 0531 第 5 号
令和 6 年 5 月 31 日
こ 支 障 第 90 号
障 発 0331 第 31 号
令和 7 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長

こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者等及び指定障害児相談支援事業者等に対する指導監査については、障害児通所給付費、障害児入所給付費及び障害児相談支援給付費に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添 1「指定障害児通所支援事業者等指導指針」及び別添 2「指定障害児通所支援事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いするとともに、貴管内区市町村に対する周知方につきご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別添 1)

指定障害児通所支援等事業者等指導指針

1 目的

この指導指針は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の2第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害者通所支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）、法第24条の15第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者、当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者若しくはこれらの者であった者（以下「指定障害児入所施設設置者等」という。）又は第24条の34第1項に規定する指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者等」という。）（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）の行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等又は障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）にかかる指定障害児通所支援、指定入所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容に関する指導に関し、法第24条の15、第57条の3の2若しくは第57条の3の3の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

2 指導方針

指導は、指定障害児通所支援等事業者等に対し、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第16号）若しくは「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）（以下「指定基準」という。）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）若しくは「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第126号）又は「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）等に定める指定障害児通所支援、指定入所支援若しくは指定障害児相談支援の取扱い又は障害児通所給付費、障害児入所給付費若しくは障害児相談支援給付費に係る費用の請求に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、都道府県又は市町村が、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

- ① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援等事業者等に対する指導が必要な場合
- ② 障害児支援給付費等に関して必要があると認める場合

なお、都道府県が集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

また、市町村が集団指導を実施した場合には、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

(2) 運営指導

運営指導は、都道府県又は市町村が、下記により、指定障害児通所支援等事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

- ① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援等事業者等に対して必要があると認める場合
- ② 障害児支援給付費等に関して必要があると認める場合

4 指導対象の選定

指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ① 新たに指定障害児通所支援等を開始した指定障害児通所支援等事業者等については、おおむね1年以内に全てを対象として実施する。
- ② 指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。

(2) 運営指導

- ① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等が運営する事業所のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。
- ② 指定後間もない指定障害児通所支援等事業者等及び指定障害児相談支援事業者等については、指定後3年以内に実施する。
- ③ 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合など、指定障害児通所支援等事業者等及び指定障害児相談支援事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。
- ④ その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。

5 指導方法等

(1) 集団指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

② 指導方法

集団指導は、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した指定障害児通所支援等事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

② 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、指定障害児通所支援事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ア 運営指導の確認項目等

運営指導は、別紙「主眼事項及び着眼点等」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、原則として、別紙「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を徴し確認するものとする。

イ 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止（(a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更の

ない書類等)の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している指定障害児通所支援事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、指定障害児通所支援事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

ウ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣の指定障害児通所支援事業者等に対する運営指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

エ 関連する法律に基づく指導監査の同時実施

法に関連する法律に基づく指導監査との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことを一層推進するものとする。

オ 運営指導の所要時間の短縮

運営指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の指定障害児通所支援事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の指定障害児通所支援事業者等の運営指導を行う等、指定障害児通所支援事業者等及び自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図るものとする。

③ 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④ 改善報告書の提出

都道府県又は市町村は、当該指定障害児通所支援等事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

6 監査への変更

運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「指定障害児通所支援等事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 障害児支援給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

7 その他

(1) 指導結果の情報提供等

都道府県が指導を実施した場合はその指定障害児通所支援等事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が指導を実施した場合は都道府県に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

(2) 指導の実施状況の報告

都道府県及び市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(3) その他の留意事項

- ア 運営指導にあたっては、担当者の主観に基づく指導や、当該指定障害児通所支援事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。
- イ 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該指定障害児通所支援事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。
- ウ 運営指導の際、指定障害児通所支援事業者等の対応者については、必ずしも当該指定障害児通所支援事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該指定障害児通所支援事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。
- エ 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。
- オ 効果的な取り組みを行っている指定障害児通所支援事業者等は、積極的に評価し、他の指定障害児通所支援事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。

(別添2)

指定障害児通所支援等事業者等監査指針

1 目的

この監査指針は、都道府県知事又は市町村長（特別区区長を含む。以下同じ。）が、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の22、第21条の5の23若しくは第21条の5の24の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定障害児通所支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）、法第24条の15、第24条の16若しくは第24条の17の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者、指定障害児入所施設等の長その他の従業者（以下「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であった者（以下「指定障害児入所施設等設置者等」という。）又は法第24条の34、第24条の35若しくは第24条の36の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者等」という。）（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）の行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等又は障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）にかかる指定障害児通所支援等、指定入所支援等若しくは指定障害児相談支援等（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容又は障害児支援給付費等に係る費用の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

2 監査方針

監査は、指定障害児入所施設等設置者等に対する「一般監査」と指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等設置者等及び指定障害児相談支援事業者等に対する「特別監査」とし、特別監査は、指定障害児通所支援等事業者等の指定障害児通所支援等の内容等について、第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16、第24条の17、第24条の35若しくは第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、その疑いがある

と認められる場合又は障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

3 監査対象となる指定障害児通所支援等事業者等の選定基準

（１）一般監査は、おおむね３年に１度実施するものとする。

ただし、指定障害児通所支援事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年１回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。

（２）特別監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

① 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

ウ 障害児支援給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

② 運営指導において確認した情報

法第５７条の３若しくは第５７条の３の２若しくは第５７条の３の３若しくは第５７条の４により指導を行った市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が指定障害児通所支援等事業者等について確認した指定基準違反等

4 監査方法等

一般監査については「指定障害児通所支援等事業者等指導指針」の運営指導に準じて実施するものとし、特別監査については次により実施するものとする。

（１）報告等

指定権限のある都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害児通所支援等事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定障害児通所支援等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

なお、指定権限のない市町村長が実地検査等を行う場合は次によるものとする。

① 市町村長は、指定障害児通所支援等事業者等について実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を指定権限のある都道府県知事に対し行うものとする。

なお、指定障害児通所支援等に関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。

② 市町村長は、指定基準違反等と認めるときは、文書によって指定権限のある都道府県知事に通知を行うものとする。なお、都道府県知事と市町村長が同時に実地検査等を行っている場合には、通知を省略することができるものとする。

③ 指定権限のある都道府県知事は、②の通知があったときは、すみやかに以下の（３）～（５）に定める措置をとるものとする。

（２）監査結果の通知等

監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うとともに、当該指定障害児通所支援等事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(3) 行政上の措置

指定権限のある都道府県知事は、指定基準違反等が認められた場合には、法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16、第24条の17、第24条の35及び第24条の36「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

① 勧告

指定障害児通所支援等事業者等に法第21条の5の23第1項から第3項まで、第24条の16第1項から第3項まで、又は第24条の35第1項から第3項までに定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

② 命令

指定障害児通所支援等事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

③ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第21条の5の24第1項各号、第24条の17第1項各号及び第24条の36第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援等事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

(4) 聴聞等

監査の結果、当該指定障害児通所支援等事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(5) 経済上の措置

① 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、障害児支援給付費等の全部又は一部について当該障害児支援給付費等に関係する市町村に対し、法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

② 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第57条の2第2項並びに同条第4項の規定により、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

5 その他

(1) 都道府県が監査を実施した場合はその指定障害児通所支援等事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が監査を実施した場合は都道府県に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行う。

(2) 指定権限のある都道府県及び市町村は、取消処分等の内容について、当該内容を決定する前

に、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に情報提供を行う。

- (3) 都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(別 紙)

主眼事項及び着眼点等（指定児童発達支援）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<u>（1）児童発達支援に係る指定通所支援（指定児童発達支援）の事業を行う者（指定児童発達支援事業者）は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。</u> <u>（2）指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</u> <u>（3）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u> <u>（4）指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又これに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものとなっているか。</u>	法第21条の5の18 平24厚令15第3条第2項 平24厚令15第3条第3項 平24厚令15第3条第4項 平24厚令15第4条	運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類 運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類 運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関する基準		法第21条の5の19第1項	
1 従業者の員数（指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）の場合）	<u>（1）指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定児童発達支援事業所）（児童発達支援センターであるものを除く。以下（8）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。</u> 一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定	平24厚令15第5条第1項 平24厚令15第5条第5項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士 指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 1以上 (2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)が、それぞれ置かれているか。(この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)のみを必要と	平24厚令15第5条第2項 平24厚令15第5条第5項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	する障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。）を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合 （3）（2）の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めているか。 （4）（1）から（3）までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。（ただし、指定児童発達支援の単位毎にその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことが出来る。） 一 嘱託医 1以上 二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） 1以上 三 児童指導員又は保育士 1以上 四 機能訓練担当職員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上 （5）（1）の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤となっているか。	平24厚令15第5条第3項 平24厚令15第5条第4項 平24厚令15第5条第6項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(児童発達支援センターの場合)	<u>(6) (3)の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。</u>	平24厚令15第5条第7項	用人数)が分かる書類(実績表等) 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
	<u>(7) (1)に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤となっているか。</u>	平24厚令15第5条第8項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
	<u>(8) (1)の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u>	平24厚令15第5条第9項	障害児の支援に支障がないことが分かる書類
	<u>(9) 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下(14)まで同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。(ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。)</u> 一 嘱託医 1以上 二 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて	平24厚令15第6条第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)</u> <u>ロ 児童指導員 1以上</u> <u>ハ 保育士 1以上</u> <u>三 栄養士 1以上</u> <u>四 調理員 1以上</u> <u>五 児童発達支援管理責任者 1以上</u> (経過措置) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第2項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、当分の間、二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」とする。 <u>(10) (9) 各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u> <u>一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u> <u>二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u> <u>三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限</u>	平24厚令15附則第3条 平24厚令15第6条第2項	適宜必要と認める資料 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	る。)において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 (11) (9) 及び (10) に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。 (12) (10) の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。 (経過措置) (10) 及び (12) の規定にかかわらず、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「令和6年改正府令」という。）第1条の規定による改正前の基準（以下「旧基準」という。）第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）のうち令和6年改正府令附則第4条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、(9) 各号に掲げる従業者（(10) ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。） 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに4以上（この場合において、指定児童発達支援の単	平24厚令15第6条第3項 平24厚令15第6条第4項 令6内令5附則第4条	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていたことが分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。） 二 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）機能訓練を行うために必要な数 三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数 (経過措置) 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、当分の間、一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。） それぞれ2以上」とする。 (経過措置) (10) 及び (12) の規定にかかわらず、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（旧基準第6条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）のうち令和6年改正府令附則第4条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、（9）各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。） 一 看護職員 1以上 二 機能訓練担当職員 1以上 (13) (9)、(10) 及び (12) （(9) 第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(9) 第三号の栄養士及び同第四号の調理員について	平24厚令15附則第3条 令6内令5附則第4条 平24厚令15第6条第6項、第7項	適宜必要と認める資料 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	は、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。） <u>(14) (11) に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）</u> <u>(経過措置)</u> <u>(9) から (14) までの規定にかかわらず、令和6年4月1日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている児童発達支援事業所であって児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により新児童発達支援の指定を受けたものとみなされた事業所（以下「旧指定医療型児童発達支援事業所」という。）のうち、令和6年改正府令附則第2条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、次に掲げるとおりとする。</u> <u>① 次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。</u> <u>一 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者同法に規定する診療所として必要とされる数</u> <u>二 児童指導員 一以上</u> <u>三 保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士） 一以上</u> <u>四 看護職員 一以上</u> <u>五 理学療法士又は作業療法士 一以上</u> <u>六 児童発達支援管理責任者 一以上</u> <u>② ①の各号に掲げる従業者のほか、旧指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。</u>	平24厚令15第6条第8項 令6内令5附則第2条 令6内令5第1条 の規定による改正前の平24厚令15第56条	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>達支援センターを除く）の場合）</u>	<u>援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</u> <u>（２）（１）に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。</u> <u>（３）（１）に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）</u>	平24厚令15第9条第2項 平24厚令15第9条第3項	表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
<u>（児童発達支援センターの場合）</u>	<u>（４）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（７）まで同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。））、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。</u> （経過措置） 令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和6年改正府令附則第5条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。））、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。（ただし、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。） （経過措置） 令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和6年改正府令附則第5条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。））、医務室、相談室、調理室、便所、聴力検査室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。	平24厚令15第10条第1項 令6内令5附則第5条 令6内令5附則第5条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>(5) 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、(4)に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。</u> <u>(6) (4)に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。(ただし、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和6年改正府令附則第5条によりなお従前の例によることができることとしたものにあつては、当分の間、この限りでない。)</u> <u>一 発達支援室</u> <u>イ 定員は、おおむね10人とすること。</u> <u>ロ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。</u> <u>二 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること</u> <u>三</u> <u>(7) (4)及び(6)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(6)に掲げる場合を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)</u> <u>(経過措置)</u> <u>(4)から(7)までの規定にかかわらず、令和6年4月1日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている旧指定医療型児童発達支援事業所のうち、令和6年改正府令附則第3条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、次に掲げるとおりとする。</u> <u>① 旧指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</u> <u>一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。</u> <u>二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。</u> <u>三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。</u>	平24厚令15第10条第2項 平24厚令15第10条第3項 平24厚令15第10条第4項 令6内令5附則第3条 令6内令5第1条 の規定による改正前の平24厚令15第58条	平面図 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第4 運営に関する基準 1 利用定員 2 内容及び手続の説明及び同意 3 契約支給量の報告等	② 旧指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。 ③ ①に規定する設備は、専ら当該旧医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、①の第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）		平面図 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	指定児童発達支援事業所は、その利用定員が10人以上となっているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。）	法第21条の5の19第2項 平24厚令15第11条	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
	（1）指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 （2）指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令15第12条第1項 平24厚令15第12条第2項	重要事項説明書 利用契約書 重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付した書面
	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（（2）において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（（3）及び（4）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 （2）契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平24厚令15第13条第1項 平24厚令15第13条第2項	受給者証の写し 受給者証の写し 契約内容報告書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>(3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</u> <u>(4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について (1) から (3) に準じて取り扱っているか</u>	平24厚令15第13条第3項 平24厚令15第13条第4項	契約内容報告書 受給者証の写し 契約内容報告書
4 提供拒否の禁止	指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令15第14条	適宜必要と認める資料
5 連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第15条	適宜必要と認める資料
6 サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第16条	適宜必要と認める資料
7 受給資格の確認	<u>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</u>	平24厚令15第17条	受給者証の写し
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令15第18条第1項 平24厚令15第18条第2項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、 <u>指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平24厚令15第19条	アセスメント記録 ケース記録
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、<u>指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u> (2) 指定児童発達支援事業者は、<u>指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平24厚令15第20条第1項 平24厚令15第20条第2項	個別支援計画 ケース記録 個別支援計画 ケース記録
11 サービス提供の記録	(1) 指定児童発達支援事業者は、<u>指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度、記録しているか。</u> (2) 指定児童発達支援事業者は、<u>(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。</u>	平24厚令15第21条第1項 平24厚令15第21条第2項	サービス提供の記録 サービス提供の記録
12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	平24厚令15第22条第1項 平24厚令15第22条第2項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 通所利用者負担額の受領	<u>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</u>	平24厚令15第23条第1項	請求書 領収書
	<u>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けているか。</u> 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	平24厚令15第23条第2項	請求書 領収書
	<u>(3) 指定児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</u> 一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	平24厚令15第23条第3項	請求書 領収書
	<u>(4) (3) 第一号に掲げる費用については、平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。</u>	平24厚令15第23条第4項 平24厚告231	請求書 領収書 重要事項説明書
	<u>(5) 指定児童発達支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</u>	平24厚令15第23条第5項	領収書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 通所利用者負担額に係る管理	<u>(6) 指定児童発達支援事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</u> 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。	平24厚令15第23条第6項 平24厚令15第24条	重要事項説明書 適宜必要と認める資料
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<u>(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</u> <u>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</u>	平24厚令15第25条第1項 平24厚令15第25条第2項	通知の写し サービス提供証明書の写し
16 指定児童発達支援の取扱方針	(1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 <u>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための</u>	平24厚令15第26条第1項 平24厚令15第26条第2項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>配慮をしているか。</u> (3) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 指定児童発達支援事業者は、<u>障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この16及び16の2において同じ。）の確保並びに（5）に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。</u> (5) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (6) 指定児童発達支援事業者は（5）の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この16において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（以下この16において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図っているか。 一 当該児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定児童発達支援の提供に係る業務	平24厚令15第26条第3項 平24厚令15第26条第4項 平24厚令15第26条第5項 平24厚令15第26条第6項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	の改善を図るための措置の実施状況 (7) 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。 (8) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（（4）に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。（令和7年3月31日までは努力義務）	平24厚令15第26条第7項 平24厚令15第26条の2	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
16の2 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進	<u>指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めているか。</u>	平24厚令15第26条の3	適宜必要と認める資料
17 児童発達支援計画の作成等	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、<u>児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。</u> (2) 児童発達支援管理責任者は、<u>児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u> (3) 児童発達支援管理責任者は、<u>アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対</u>	平24厚令15第27条第1項 平24厚令15第27条第2項 平24厚令15第27条第3項	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>して十分に説明し、理解を得ているか。</u> <u>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16の(4)に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。</u> <u>この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u> <u>(5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。</u> <u>(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u> <u>(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。</u> <u>(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令15第27条第4項 平24厚令15第27条第5項 平24厚令15第27条第6項 平24厚令15第27条第7項 平24厚令15第27条第8項	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類 サービス担当者会議の記録 個別支援計画 保護者に交付した記録 個別支援計画 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 児童発達支援 管理責任者の責 務	<u>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> <u>一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</u> <u>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u>	平24厚令15第27条第9項	モニタリング記録 面接記録
	<u>(10) 児童発達支援計画の変更については、(2)から(7)までの規定に準じて行っているか。</u>	平24厚令15第27条第10項	(2)から(7)に掲げる確認資料
	<u>(1) 児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</u> <u>一 19に規定する相談及び援助を行うこと。</u> <u>二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u>	平24厚令15第28条第1項	相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等) 他の従業者に指導及び助言した記録
	<u>(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</u>	平24厚令15第28条第2項	適宜必要と認める資料
19 相談及び援助	指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令15第29条	適宜必要と認める資料
20 支援	<u>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。</u>	平24厚令15第30条第1項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	<u>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</u>	平24厚令15第30条第2項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
21 食事	(3) 指定児童発達支援事業者は、 <u>障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。</u>	平24厚令15第30条第3項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	(4) 指定児童発達支援事業者は、 <u>常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。</u>	平24厚令15第30条第4項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表
	(5) 指定児童発達支援事業者は、 <u>障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。</u>	平24厚令15第30条第5項	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。(4)において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	平24厚令15第31条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	平24厚令15第31条第2項	適宜必要と認める資料
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平24厚令15第31条第3項	適宜必要と認める資料
	(4) 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	平24厚令15第31条第4項	適宜必要と認める資料
22 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平24厚令15第32条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	平24厚令15第32条第2項	適宜必要と認める資料
23 健康管理	(1) 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康	平24厚令15第33条第1項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書				
	診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。 （2）（1）の指定児童発達支援事業者は、（1）の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。 <table><tr><td>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td><td>通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td></tr><tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> （3）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	平24厚令15第33条第2項 平24厚令15第33条第3項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断						
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断						
24 緊急時等の対応	<u>指定児童発達支援事業所の従業員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第34条	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録				
25 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令15第35条	適宜必要と認める資料				
26 管理者の責務	（1）指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 （2）指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員に平成24年厚生労働省令第15号第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行	平24厚令15第36条第1項 平24厚令15第36条第2項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
27 運営規程	っているか。 <u>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</u> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 <u>指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</u> 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u> 十一 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> 十二 <u>その他運営に関する重要事項</u>	平24厚令15第37条	運営規程
28 勤務体制の確保等	<u>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</u> <u>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</u> <u>(3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u> <u>(4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第38条第1項 平24厚令15第38条第2項 平24厚令15第38条第3項 平24厚令15第38条第4項	従業者の勤務表 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 研修計画、研修実施記録 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
29 業務継続計画の策定等	<u>(1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する</u>	平24厚令15第38条の2第1項	業務継続計画

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u> <u>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</u> <u>(3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u>		
30 定員の遵守	<u>指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</u>	平24厚令15第39条	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)
31 非常災害対策	<u>(1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</u> <u>(2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u> <u>(3) 指定児童発達支援事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u>	平24厚令15第40条第1項 平24厚令15第40条第2項 平24厚令15第40条第3項	非常火災時対応マニュアル(対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録 避難訓練の記録 消防署への届出 地域住民が訓練に参加していることが分かる書類
32 安全計画の策定等	<u>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支</u>	平24厚令15第40条の2第1項	安全計画に関する書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
33 自動車を運行する場合の所在の確認	<u>援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</u>		
	<u>（２）指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、（１）の研修及び訓練を定期的に実施しているか。</u>	平24厚令15第40条の2第2項	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	<u>（３）指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</u>	平24厚令15第40条の2第3項	保護者に周知したことが分かる書類
	<u>（４）指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令15第40条の2第4項	安全計画に関する書類
	<u>（１）指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</u>	平24厚令15第40条の3第1項	自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類
34 衛生管理等	<u>（２）指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（１）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。</u>	平24厚令15第40条の3第2項	見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類
	<u>（１）指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u>	平24厚令15第41条第1項	衛生管理に関する書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u> ③ <u>当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</u>	平24厚令15第41条第2項	衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類
35 協力医療機関	指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第42条	適宜必要と認める資料
36 掲示	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、35の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平24厚令15第43条第1項、第2項	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
37 身体拘束等の禁止	<u>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u> <u>(2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び</u>	平24厚令15第44条第1項 平24厚令15第44条第2項	個別支援計画 身体拘束等に関する書類 身体拘束等に関する書類（必要事

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
38 虐待等の禁止	<u>時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u> (3) <u>指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u> ③ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。</u>	平24厚令15第44条第3項	項が記載されている記録、理由が分かる書類等) 委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類
	(1) <u>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</u>	平24厚令15第45条第1項	個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌
	(2) <u>指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。</u> ③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>	平24厚令15第45条第2項	委員会議事録 従業者に周知したことが分かる書類 研修を実施したことが分かる書類 担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）
39 秘密保持等	(1) <u>指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u> (2) <u>指定児童発達支援事業者は、従業者及び</u>	平24厚令15第47条第1項 平24厚令15第47	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 従業者及び管理

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
40 情報の提供等	<u>管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u>	条第2項	者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	<u>（3）指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</u>	平24厚令15第47条第3項	個人情報同意書
	<u>（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。</u>	平24厚令15第48条第1項	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
41 利益供与等の禁止	<u>（2）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</u>	平24厚令15第48条第2項	事業者のHP画面・パンフレット
	（1）指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平24厚令15第49条第1項	適宜必要と認める資料
	（2）指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 （3）（1）及び（2）の障害福祉サービスを行う者等は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した	平24厚令15第49条第2項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
42 苦情解決	際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。 <u>(1) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u> <u>(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u> <u>(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u> <u>(4) 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあつた場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。</u> <u>(5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</u>	平24厚令15第50条第1項 平24厚令15第50条第2項 平24厚令15第50条第3項 平24厚令15第50条第4項 平24厚令15第50条第5項	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物 苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル 市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県等への報告書 運営適正化委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料
43 地域との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24厚令15第51条第1項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	(2) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。	平24厚令15第51条第2項	適宜必要と認める資料
44 事故発生時の対応	<u>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u> <u>(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u> <u>(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	平24厚令15第52条第1項 平24厚令15第52条第2項 平24厚令15第52条第3項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）
45 会計の区分	<u>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u>	平24厚令15第53条	収支予算書・決算書等の会計書類
46 記録の整備	<u>(1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u> <u>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存</u>	平24厚令15第54条第1項 平24厚令15第54条第2項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記一から六までの書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
47 電磁的記録等	しているか。 一 11(1)に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 二 児童発達支援計画 三 25の規定による市町村への通知に係る記録 四 37(2)に規定する身体拘束等の記録 五 42(2)に規定する苦情の内容等の記録 六 44(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（3の（1）の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 (2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。	平24厚令15第83条第1項 平24厚令15第83条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第5 共生型障害児通所支援に関する基準	<u>児童発達支援に係る共生型通所支援（共生型児童発達支援）の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</u>	法第21条の5の17	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
1 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準	一 <u>指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</u> 二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	平24厚令15第54条の2	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料
2 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準	<u>共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</u> 一 <u>指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u> 二 <u>指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</u> 三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	平24厚令15第54条の3 平11厚令37 平18厚令34	平面図 【目視】 利用者数が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料
3 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	<u>共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</u> 一 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護</u>	平24厚令15第54条の4 平18厚令34 平18厚令36 平18厚令171 平24厚令15第72条の2	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書								
	事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、18人）以下とすること。 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲とすること。 <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table> 三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮する適当な広さを有すること。 四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人		簿等) 運営規程 利用者数が分かる書類 (利用者名簿等) 平面図 【目視】 勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
登録定員	利用定員										
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。</u> 五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料
4 準用	<u>(平成24年厚生労働省令第15号第4条、第7条、第8条及び第4節(第11条を除く。))の規定を準用)</u>	平24厚令15第54条の5	同準用項目と同一文書
5 電磁的記録等	(1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 (2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平24厚令15第83条第1項 平24厚令15第83条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第6 基準該当通所支援に関する基準		法第21条の5の4第1項第2号	
1 従業者の員数	<u>(1) 児童発達支援に係る基準該当通所支援(基準該当児童発達支援)の事業を行う者(基準該当児童発達支援事業者)が当該事業を行う事業所(基準該当児童発達支援事業所)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</u> <u>一 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位(基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の</u>	平24厚令15第54条の6第1項 平24厚令15第54条の6第2項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1以上 (2) (1)の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	平24厚令15第54条の6第3項	障害児の支援に支障がないことが分かる書類
2 設備	(1) 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 (2) (1)に規定する発達支援を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。 (3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものであるか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	平24厚令15第54条の7第1項 平24厚令15第54条の7第2項 平24厚令15第54条の7第3項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
3 利用定員	基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上としているか。	平24厚令15第54条の8	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)
4 準用	(平成24年厚生労働省令第15号第4条、第7条及び第4節(第11条、第23条第1項及び第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、第46条並びに第51条第2項を除く。)の規定を準用)	平24厚令15第54条の9	同準用項目と同一文書
5 指定生活介護事業所に関する特例	次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受ける	平24厚令15第54条の10	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	ことが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合に、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において、この第6（4（平成24年厚生労働省令第15号第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。） 一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの5の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 二 この5の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料
6 指定通所介護事業所等に関する特例	次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合に、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において、この第6（4（平成24年厚生労働省令第15号第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。） 一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの6の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 二 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の者の数及びこの6の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であると	平24厚令15第54条の11	平面図 【目視】 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
7 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例	<u>した場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u> 三 この6の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 <u>次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この事項において同じ。）を提供する場合に、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この事項において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において、この第6（4（第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。）</u> 一 <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の6において準用するこの7の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。</u> 二 <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規</u>	平24厚令15第54条の12 平18厚令第34号	用人数) が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分か

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書								
	模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の6において準用するこの7の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。 <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table> 三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の6において準用するこの7の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人		る書類（利用者名簿等） 平面図 【目視】 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
登録定員	利用定員										
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
8 電磁的記録等	五 この7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 (1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 (2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平24厚令15第83条第1項 平24厚令15第83条第2項	適宜必要と認める資料 電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第7 多機能型事業所に関する特例		法第21条の5の19	
1 従業員の員数に関する特例	(1) 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下（9）まで同じ。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下（3）まで同じ。）に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一 児童指導員又は保育士 指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上	平24厚令15第80条第1項（第5条第1項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1以上 (2) (1)の各号に掲げる従業員のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が、それぞれ置かれているか。（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 (3) (2)の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	平24厚令15第80条第1項 （第5条第2項適用） 平24厚令15第80条第1項 （第5条第3項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>(4) 指定児童発達支援事業者が多機能型事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（8）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障害児を通わせる多機能型事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する多機能型事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。）</u> 一 嘱託医 1以上 二 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士の総数 指定通所支援の単位（指定通所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上 三 栄養士 1以上 四 調理員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第80条第1項 （第6条第1項、第6項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	<u>(5) (4) 各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u> 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその	平24厚令15第80条第1項 （第6条第2項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>一環として特定行為業務を行う場合</u> (6) (4) 及び (5) に掲げる従業員のほか、<u>多機能型事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業員を置いているか。</u> (7) (4) から (6) まで（(4) 第一号を除く。）に規定する従業者は、<u>専ら、当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定通所支援の単位ごとに専ら当該指定通所支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(4) 第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u> (8) <u>利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第2の1の（5）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</u>	平24厚令15第80条第1項 （第6条第3項適用） 平24厚令15第80条第1項 （第6条第7項適用） 平24厚令15第80条第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
2 設備に関する特例	<u>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</u>	平24厚令15第81条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
3 利用定員に関する特例	(1) <u>多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。</u> (2) <u>利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第4の1の規定にかかわらず、指定児童発達支援の利用定員を5人以</u>	平24厚令15第82条第1項 平24厚令15第82条第2項	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
4 電磁的記録等	<u>上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。</u> <u>（3）（1）及び（2）の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。</u> <u>（4）（2）の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</u> <u>（5）離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、（2）中「20人」とあるのは、「10人」とする。</u>	平24厚令15第82条第3項 平24厚令15第82条第4項 平24厚令15第82条第5項 平24厚告232	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
	（1）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。	平24厚令15第83条第1項	電磁的記録簿冊
	（2）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができるか。	平24厚令15第83条第2項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第8 変更の届出等	(1) 指定児童発達支援事業者は、当該指定に係る児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の20第3項 施行規則第18条の35第1項～第3項 法第21条の5の20第4項 施行規則第18条の35第4項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
第9 障害児通所給付費の算定及び取扱い		法第21条の5の3第2項	
1 基本事項	(1) 児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「<u>障害児通所給付費単位数表</u>」第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「<u>こども家庭庁長官が定める一単位の単価</u>」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (2) (1)の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第一号 平24厚告128 平24厚告122第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2 児童発達支援給付費 (児童発達支援センターで行う場合)	(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「 <u>こども家庭庁長官が定める施設基準</u> 」第一号に適合するものとして都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。）に届け出た指定児童発達支援の単位（平成24年厚生労働省令第15号「 <u>児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準</u> 」（指定通所基準）第5条第5項及び第6条第6項に規定）において、 <u>指定児童発達支援（指定通所基準第4条に規定）を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし</u>	平24厚告122別表第1の1の注1 平24厚告269第一号	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(児童発達支援センター以外で行う場合)</u>	<u>、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</u> <u>(2) 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第1の1の注2 平24厚告269第二号	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(共生型の場合)</u>	<u>(2の2) 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第1の1の注2の2 平24厚告269第二号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(基準該当の場合)</u>	<u>(2の3) 共生型児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所（共生型児童発達支援事業所）において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第1の1の注2の3 平24厚告269第二号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(時間区分)</u>	<u>(2の4) 基準該当児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の四に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において、基準該当児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第1の1の注2の4 平24厚告269第二号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(時間区分)</u>	<u>(2の5) (1) 及び (2) の規定する場合にあつては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達</u>	平24厚告122別表第1の1の注2の5	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(指定児童発達支援等の提供時間)	<u>支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。</u> (2の6) 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（指定児童発達支援等）を行う場合については、<u>個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分以上であるか。指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。</u>	平24厚告122別表第1の1の注2の6	児童発達支援計画 市町村が認めたことが分かる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(減算が行われる場合)	(3) 児童発達支援給付費の算定に当たって、<u>次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</u> ① 障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第一号イ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合 同表下欄に定める割合 ② 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 （一） 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 （二） 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 ③ 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項（同第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85 ④ 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2（同第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合（令和7年4月	平24厚告122別表第1の1の注3 平24厚告271第一号イ、ロ	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(開所時間減算)</u>	<u>1日以降) 100分の85</u> <u>(4) 営業時間(指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(指定児童発達支援事業所等)の場合には運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。)が、平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」第一号ハの表の上欄に定める基準に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第1の1の注4 平24厚告271第一号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(身体拘束廃止未実施減算)</u>	<u>(5) 指定児童発達支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)</u> <u>イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。</u>	平24厚告122別表第1の1の注5	第4の37に定める確認文書等
<u>(虐待防止措置未実施減算)</u>	<u>(6) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)</u> <u>イ 当該指定児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底</u>	平24厚告122別表第1の1の注5の2	第4の38に定める確認文書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>底を図っているか。</u> <u>ロ 当該指定児童発達支援事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u> <u>ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u> <u>ニ</u>		
<u>(業務継続計画未策定減算)</u>	(7) <u>指定通所基準第38条の2第1項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告122別表第1の1の注6	第4の29に定める確認文書等
<u>(情報公表未報告減算)</u>	(8) <u>法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告122別表第1の1の注6の2	適宜必要と認める資料
<u>(中核機能強化加算)</u>	(9) <u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しないか。</u> <u>イ 中核機能強化加算(Ⅰ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号イに適合</u> <u>ロ 中核機能強化加算(Ⅱ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ロに適合</u> <u>ハ 中核機能強化加算(Ⅲ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ハに適合</u>	平24厚告122別表第1の1の注7の2 平24厚告270第一号	地域障害児支援体制中核拠点登録通知書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(中核機能強化事業所加算)</u>	(10) <u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</u>	平24厚告122別表第1の1の注7の2 平24厚告270第一号の二	地域障害児支援体制中核拠点登録通知書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(児童指導員等加配加算)	イ <u>法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）</u> ロ <u>主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</u> (11) <u>常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（（12）の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者）若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の三に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> イ <u>児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</u> ① <u>5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合</u> ② <u>専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）</u> ③ <u>5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）</u> ④ <u>児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）</u> ⑤ <u>その他の従業者を配置する場合</u> ロ <u>法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（</u>	平24厚告122別表第1の1の注8 平24厚告270第一号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	ハに該当する場合を除く。) ① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 ② 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合 (①に掲げる場合を除く。) ③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 (①及び②に掲げる場合を除く。) ④ 児童指導員等を配置する場合 (①から③までに掲げる場合を除く。) ⑤ その他の従業者を配置する場合 ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 ② 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合 (①に掲げる場合を除く。) ③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 (①及び②に掲げる場合を除く。) ④ 児童指導員等を配置する場合 (①から③までに掲げる場合を除く。) ⑤ その他の従業者を配置する場合		
(専門的支援体制加算)	(12) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士 (保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。)、児童指導員 (児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。) 又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の四に適合する専門職員 (理学療法士等) による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数 ((11) の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。) に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事	平24厚告122別表第1の1の注9 平24厚告270第一号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用者定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第9の2の(3)の②を算定している場合は加算していないか。 イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。） ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合		
(看護職員加配加算)	(13) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第三号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 看護職員加配加算（Ⅰ） 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合 ロ 看護職員加配加算（Ⅱ） 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合	平24厚告122別表第1の1の注10 平24厚告269第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(共生型サービス体制強化加算)	(14) 共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 児童発達支援管理責任者及び保育士	平24厚告122別表第1の1の注11	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
3 家族支援加算	又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合78単位 (1) 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 イ 家族支援加算（Ⅰ） (1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合 （一）所要時間1時間以上の場合 （二）所要時間1時間未満の場合 (2) 指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 ロ 家族支援加算（Ⅱ） (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 (2) 指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当す	平24厚告122別表第1の2の注1 平24厚告122別表第1の2の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	る場合には、障害児及びその家族等について、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅰ）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定した回数と（１）のイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のイを、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅱ）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅱ）を算定した回数と（１）のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のロを算定していないか。		
3の2 子育てサポート加算	指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第1の2の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 食事提供加算	児童発達支援センターにおいて、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等又は中間所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五に適合する食事提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、当該基準に掲げる区分に従い、１日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 イ 食事提供加算（Ⅰ） 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五イに適合 ロ 食事提供加算（Ⅱ） 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五ロに適合	平24厚告122別表第1の3の注 平24厚告270第一号の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5 利用者負担上限額管理加算	指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼	平24厚告122別表第1の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
6 福祉専門職員 配置等加算	を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。		出書等
	(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省令第15号第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者（共生型児童発達支援事業所従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第1の5の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。	平24厚告122別表第1の5の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合に算定していないか。 ① 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若し	平24厚告122別表第1の5の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
7 栄養士配置加算	くは保育士（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。 （1）栄養士配置加算（Ⅰ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。 （2）栄養士配置加算（Ⅱ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算（Ⅰ）を算定している場合に算定しないか。 ① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	平24厚告122別表第1の6の注1 平24厚告122別表第1の6の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8 欠席時対応加算	指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の	平24厚告122別表第1の7の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
9 専門的支援実 施加算	指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の六に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(3)の②を算定している場合又は2の(14)のイ若しくはロを算定していない場合は加算していないか。	平24厚告122別表第1の8の注 平24厚告270第一号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9の2 強度行動 障害児支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の七に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の八に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第1の8の2の注 平24厚告270第一号の七・第一号の八	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9の3 集中的支 援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の九に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第1の8の3の注 平24厚告270第一号の九	広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>9の4 人工内耳装用児加算</u> <u>(人工内耳装用児加算 (Ⅰ))</u>	<u>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第1の8の4の注1 平24厚告269第四号 平24厚告270第一号の十	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(人工内耳装用児加算 (Ⅱ))</u>	<u>言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十一に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第1の8の4の注2 平24厚告270第一号の十一	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>9の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算</u>	<u>視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（視覚障害児等）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第1の8の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>10 個別サポート加算</u> <u>(個別サポート加算 (Ⅰ))</u>	<u>(1) 指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。</u>	平24厚告122別表第1の9の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(個別サポート加算 (Ⅱ))</u>	<u>(2) 要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必</u>	平24厚告122別表第1の9の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
10の2 入浴支援 加算	要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	平24厚告122別表第1の9の2の注 平24厚告269第四号の二 平24厚告270第一号の十二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
11 医療連携体制 加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定していないか。 (2) 医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が1時間以上2時間未満の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(三)のa、b若しくはc、1のハを算定している障害児については、算定していないか。	平24厚告122別表第1の10の注1 平24厚告122別表第1の10の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>くはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定していないか。</u> <u>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している場合に障害児については、算定していないか。</u> <u>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc若しくは1のハを算定している場合に医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa</u>	平24厚告122別表第1の10の注3 平24厚告122別表第1の10の注4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>、b若しくはc、1のロの(2)の(□)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(―)のa、b若しくはc又は1のロの(3)の(□)のa、b若しくはcを算定することを原則としているか。</u> <u>(5) 医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(―)、(□)若しくは(三)、1のイの(2)の(―)、(□)若しくは(三)、1のイの(3)の(―)、(□)若しくは(三)、1のロの(1)の(―)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(□)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(―)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(□)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(―)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(□)のa、b若しくはc若しくは1のハを算定している場合に医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10の1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(―)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(―)、(二)若しくは(三)を算定することを原則としているか。</u> <u>(6) 医療連携体制加算(VI)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。)に喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等を言う。以下同じ。)に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(―)、(□)若しくは(三)、1のイの(2)の(―)、(□)若しくは(三)、1のイの(3)の(―)、(□)若しくは(三)、1</u>	平24厚告122別表第1の10の注5 平24厚告122別表第1の10の注6	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している場合に算定していないか。</u> <u>(7) 医療連携体制加算(Ⅶ) については、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからホまでのいずれか若しくは1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc若しくは1のロの(3)の(二)のa、b若しくはcを算定している障害児であるとき又は1の注10のイ若しくはロを算定しているときは、算定していないか。</u>	平24厚告122別表第1の10の注7	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12 送迎加算	<u>(1) 障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児を除く。） に対して行う場合については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>(1の2) (1) を算定している指定児童発達支援事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。ただし、(1の3) に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。</u> <u>(1の3) (1) を算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こ</u>	平24厚告122別表第1の11の注1 平24厚告122別表第1の11の注1の2 平24厚告269第四号の三 平24厚告122別表第1の11の注1の3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 延長支援加算	<u>ども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児）の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。</u>	平24厚告269第四号の四	
	<u>（2）重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の五に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第1の11の注2 平24厚告269第四号の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<u>（3）中重度医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の六に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第1の11の注3 平24厚告269第四号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<u>（4）（1）から（3）までに規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第1の11の注4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<u>（1）次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5</u>	平24厚告122別表第1の12の注1 平24厚告269第四号の七	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。)(延長支援)を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。)に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合(ロに規定する場合を除く。) (1) 障害児の場合(②に規定する場合を除く。) (2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設(指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。)において障害児(重症心身障害児を除く。)に対し延長支援を行う場合 (1) 障害児の場合(②に規定する場合及び重症心身障害児を除く。) (2) 医療的ケア児の場合(重症心身障害児を除く。) (2) (1)のイ又はロを算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、(1)のイの(1)又はロの(1)を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、(1)のイの(2)又はロの(2)を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。 (3) 次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第五号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第1の12の注2 平24厚告122別表第1の12の注3 平24厚告269第五号	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
イ <u>法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合</u> ロ <u>共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合</u>			
13の2 関係機関連携加算 (関係機関連携加算（Ⅰ）)	(1) 関係機関連携加算（Ⅰ）については、<u>指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（保育所等施設）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、第9の2の（14）のイ又はロを算定していない場合に、算定していないか。</u>	平24厚告122別表第1の12の2の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(関係機関連携加算（Ⅱ）)	(2) 関係機関連携加算（Ⅱ）については、<u>指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第1の12の2の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(関係機関連携加算（Ⅲ）)	(3) 関係機関連携加算（Ⅲ）については、<u>指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第1の12の2の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>(3の2) 関係機関連携加算(Ⅲ) については、指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に平成24年厚生労働省告示第122号別表「障害児通所給付費等単位数表」第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定していないか。</u>	平24厚告122別表第1の12の2の注4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(関係機関連携加算(Ⅳ))	<u>(4) 関係機関連携加算(Ⅳ) については、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(小学校等)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第1の12の2の注5	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13の3 事業所間連携加算	<u>指定児童発達支援事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> <u>イ 事業所間連携加算(Ⅰ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三イに適合</u> <u>ロ 事業所間連携加算(Ⅱ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三ロに適合</u>	平24厚告122別表第1の12の3の注 平24厚告270第一号の十三	事業所間連携確認書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13の4 保育・教育等移行支援加算	<u>(1) 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設(他の社会福祉施設等を除く。)(移行先施設)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言(保育・教育等移行支援)を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育</u>	平24厚告122別表第1の12の4の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> <u>(2) 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> <u>(3) 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第1の12の4の注2 平24厚告122別表第1の12の4の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算	<u>看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、11の医療連携体制加算を算定しているときは、算定していないか。</u>	平24厚告122別表第1の12の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14 福祉・介護職員処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u> <u>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</u> <u>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</u> <u>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</u>	平24厚告122別表第1の13の注 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15 福祉・介護職員等特定処遇改善	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号に適合してい</u>	平24厚告122別表第1の14の注	体制等状況一覧表、当該加算の届

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
加算 (令和6年5月31日まで)	る福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ） 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ） 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	平24厚告270第三号	出書等
16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、2から13の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第1の15の注 平24厚告270第三号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
17 福祉・介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月1日以降)	（1）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（2）において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	平24厚告122別表第1の13の注1 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>2 から13の 5 までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数</u> <u>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)</u> <u>2 から13の 5 までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数</u> <u>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)</u> <u>2 から13の 5 までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数</u> <u>(2) 令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（（1）の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u> <u>① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)</u> <u>2 から13の 5 までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</u> <u>② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u> <u>2 から13の 5 までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数</u> <u>③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)</u> <u>2 から13の 5 までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数</u> <u>④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)</u> <u>2 から13の 5 までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数</u> <u>⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)</u> <u>2 から13の 5 までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数</u> <u>⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)</u> <u>2 から13の 5 までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</u> <u>⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)</u> <u>2 から13の 5 までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数</u> <u>⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)</u> <u>2 から13の 5 までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数</u> <u>⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)</u> <u>2 から13の 5 までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数</u>	平24厚告122別表第1の13の注2 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第10 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 ⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 ⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 ⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 ⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 (1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表2「経過的障害児通所給付費等単位数表」第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める1単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (2) (1)の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第二号イ 平24厚告128 平24厚告122第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2 主として難聴児経過的児童発達支援給付費 (時間区分)	(1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 (2) 第9の2の(2の5)を準用する。	平24厚告122別表2第1の1の注1 平24厚告269第十二号 平24厚告122別表2第1の1の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(指定児童発達支援等の提供時間)</u>	<u>(3) 第9の2の(2の6)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の1の注3	出書等 児童発達支援計画 市町村が認めたことが分かる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(減算が行われる場合)</u>	<u>(4) 第9の2の(3)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の1の注4 平24厚告271第一号イ、ロ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(開所時間減算)</u>	<u>(5) 第9の2の(4)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の1の注5 平24厚告271第一号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(身体拘束廃止未実施減算)</u>	<u>(6) 第9の2の(5)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の1の注6	第4の37に定める文書
<u>(虐待防止措置未実施減算)</u>	<u>(7) 第9の2の(6)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の1の注7	第4の38に定める文書
<u>(業務継続計画未策定減算)</u>	<u>(8) 第9の2の(7)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の1の注8	第4の39に定める文書
<u>(情報公表未報告減算)</u>	<u>(9) 第9の2の(8)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の1の注9	適宜必要と認める資料
<u>(人工内耳装用児加算)</u>	<u>(10) 第9の9の4(人工内耳装用児加算(I))を準用する。</u> <u>なお、本加算の算定に必要な言語聴覚士の配置は加配ではない点に留意すること。</u>	平24厚告122別表 2第1の1の注10 平24厚告269第十二号の二 平24厚告270第一号の十	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(児童指導員等加配加算)</u>	<u>(11) 第9の2の(11)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の1の注11 平24厚告270第一号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(専門的支援体制加算)</u>	<u>(12) 第9の2の(12)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の1の注12 平24厚告270第一号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>3 家庭支援加算</u>	<u>第9の3を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の2の注 平24厚告270第一号の九	広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料 体制等状況一覧

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>4 子育てサポート加算</u>	<u>第9の3の2を準用する。</u>	平24厚告122別表 第2の2の2の注	表、当該加算の届 出書等 体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>5 食事提供加算</u>	<u>第9の4を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の3の注 平24厚告270第一 号の五	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>6 利用者負担上 限額管理加算</u>	<u>第9の5を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の4の注	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>7 福祉専門職員 配置等加算</u>	<u>第9の6を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の5の注1、注 2、注3	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>8 栄養士配置加 算</u>	<u>第9の7を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の6の注1、注 2	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>9 欠席時対応加 算</u>	<u>第9の8を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の7の注	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>10 専門的支援実 施加算</u>	<u>第9の9を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の8 平24厚告270第一 号の六	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>11 強度行動障害 児支援加算</u>	<u>第9の9の2を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の9の注 平24厚告270第一 号の七・第一号の 八	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>12 集中的支援加 算</u>	<u>第9の9の3を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の10の注 平24厚告270第一 号の七	広域的支援人材 を受け入れたこと が確認できる 資料 体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>13 個別サポート 加算（Ⅱ）</u>	<u>第9の10の（2）を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の11の注	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>14 入浴支援加算</u>	<u>第9の10の2を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の12の注 平24厚告269第四 号の二	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>15 送迎加算</u>	<u>第9の12の（2）から（4）までを準用する。</u>	平24厚告122別表 2第1の14の注1 平24厚告269第四 号の五 平24厚告122別表 2第1の14の注2 平24厚告269第四	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16 延長支援加算	<u>第9の13の（1）及び（2）を準用する。</u>	号の六 平24厚告122別表2 第1の14の注3 平24厚告122別表2第1の15の注1、注2 平24厚告269第四号の七 平24厚告122別表2 第1の16の注 平24厚告122別表2 第1の17の注 平24厚告270第一号の十三 平24厚告122別表2 第1の18の注 平24厚告122別表2 第1の19の注 平24厚告270第二号 平24厚告122別表2 第1の20の注 平24厚告270第三号 平24厚告122別表2 第1の21の注 平24厚告270第三号の二 平24厚告122別表2 第2の19の注 平24厚告270第二号	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 事業所間連携確認書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
17 関係機関連携加算	<u>第9の13の2を準用する。</u>		
18 事業所間連携加算	<u>第9の13の3を準用する。</u>		
19 保育・教育等移行支援加算	<u>第9の13の4を準用する。</u>		
20 福祉・介護職員処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	<u>第9の14を準用する。</u>		
21 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	<u>第9の15を準用する。</u>		
22 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月31日まで)	<u>第9の16を準用する。</u>		
23 福祉・介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月1日以降)	<u>第9の17を準用する。</u>		
第11 主として重症心身障害児経過的小児発達支援給付費の算定及び取扱い			
1 基本事項	<u>（1）旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表2「経過的小児発達支援給付費等単位数表」第2により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長</u>	平24厚告122第二号ロ 平24厚告128	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</u> <u>(2) (1)の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一元未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</u>	平24厚告122第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>2 主として重症心身障害児経過の児童発達支援給付費</u>	<u>(1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表2第2の1の注1 平24厚告269第十二号の七	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(指定児童発達支援等の提供時間)</u>	<u>(2) 第9の2の(2の6)を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の1の注1の2	児童発達支援計画 市町村が認めたことが分かる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(減算が行われる場合)</u>	<u>(3) 第9の2の(3)を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の1の注2 平24厚告271第一号イ、ロ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(開所時間減算)</u>	<u>(4) 第9の2の(4)を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の1の注3 平24厚告271第一号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(身体拘束廃止未実施減算)</u>	<u>(5) 第9の2の(5)を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の1の注4	第4の37に定める確認文書等
<u>(虐待防止措置未実施減算)</u>	<u>(6) 第9の2の(6)を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の1の注5	第4の38に定める確認文書等
<u>(業務継続計画未策定減算)</u>	<u>(7) 第9の2の(7)を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の1の注6	第4の29に定める確認文書等
<u>(情報公表未報告減算)</u>	<u>(8) 第9の2の(8)を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の1の注7	適宜必要と認める資料
<u>(児童指導員等加配加算)</u>	<u>(9) 第9の2の(11)を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の1の注8	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(専門的支援体制加算)</u>	<u>(10) 第9の2の(12)を準用する。</u>	平24厚告270第一号の三 平24厚告122別表2第2の1の注9 平24厚告269第一号の四	出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(看護職員加配加算)</u>	<u>(12) 第9の2の(13)を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の1の注10 平24厚告269第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>3 家庭支援加算</u>	<u>第9の3を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>4 子育てサポート加算</u>	<u>第9の3の2を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>5 食事提供加算</u>	<u>第9の4を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の4の注 平24厚告269第一号の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>6 利用者負担上限額管理加算</u>	<u>第9の5を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>7 福祉専門職員配置等加算</u>	<u>第9の6を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の6の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>8 栄養士配置加算</u>	<u>第9の7を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の7の注1、注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>9 欠席時対応加算</u>	<u>第9の8を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の8の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>10 専門的支援実施加算</u>	<u>第9の9を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の9の注 平24厚告269第一号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>11 集中的支援加算</u>	<u>第9の9の3を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の10の注 平24厚告269第一号の九	広域的支援人材を受け入れることが確認できる資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
			体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>12 個別サポート加算（Ⅱ）</u>	<u>第9の10の（2）を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の11の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>13 入浴支援加算</u>	<u>第9の10の2を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の12の注 平24厚告269第四号の二 平24厚告270第一号の十二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>14 医療連携体制加算（Ⅶ）</u>	<u>第9の11の（7）を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の13の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>15 送迎加算</u>	<u>第9の12の（2）から（4）までを準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の14の注 平24厚告269第四号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>16 延長支援加算</u>	<u>第9の13の（3）を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の15の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>17 関係機関連携加算</u>	<u>第9の13の2を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の16の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>18 事業所間連携加算</u>	<u>第9の13の3を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の17の注 平24厚告270第一号の十三	事業所間連携確認書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>19 保育・教育等移行支援加算</u>	<u>第9の13の4を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の18の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>20 福祉・介護職員処遇改善加算（令和6年5月31日まで）</u>	<u>第9の14を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の19の注 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>21 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和6年5月31日まで）</u>	<u>第9の15を準用する。</u>	平24厚告122別表2第2の20の注 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>日まで)</u> 22 福祉・介護職員 等ベースアップ 等支援加算 (令和6年5月31 日まで) 23 福祉・介護職員 等処遇改善加算 (令和6年6月1 日以降)	第9の16を準用する。 第9の17を準用する。	平24厚告122別表 2第2の21の注1 平24厚告270第二 号 平24厚告122別表 2第2の19の注1 平24厚告270第二 号	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等 体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
第12 医療型経過 的児童発達支援 給付費の算定及 び取扱い 1 基本事項	(1) 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧 指定発達支援医療機関（一部改正法附則第 4条第2項の規定により一部改正法第2条の 規定による改正後の児童福祉法第21条の5 の3第1項の指定を受けたものとみなされ ているものをいう。）において肢体不自由 （法第6条の2の2第2項に規定する肢体不 自由をいう。）のある児童（以下「肢体不 自由児」という。）又は重症心身障害児に 対し行う指定児童発達支援に要する費用 の額は、平成24年厚生労働省告示第122号 の別表2「経過的障害児通所給付費等単位 数表」第3により算定する単位数に十円を 乗じて得た額を算定しているか。 (2) (1)の規定により、児童発達支援に要 する費用を算定した場合において、その額 に一円未満の端数があるときは、その端数 金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第二 号ハ 平24厚告122第三 号	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等 体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
2 医療型経過的 児童発達支援給 付費	(1) 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧 指定発達支援医療機関において、指定児童 発達支援を行った場合に、障害児の障害種 別に応じてそれぞれ所定単位数を算定し ているか。ただし、地方公共団体が設置す る指定医療型児童発達支援事業所の場合 は、所定単位数の1000分の965に相当する 単位数を算定しているか。	平24厚告122別表 2第3の1の注 1	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
(指定児童発達支 援等の提供時間)	(2) 第9の2の(2の6)を準用する。	平24厚告122別表 2第3の1の注1の2	児童発達支援計 画 市町村が認めた ことがわかる資 料 体制等状況一覧

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(減算が行われる場合)</u>	<u>(3) 第9の2の(3)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の1の注2 平24厚告271第一号イ、ロ	表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(開所時間減算)</u>	<u>(4) 第9の2の(4)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の1の注3 平24厚告271第一号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(身体拘束廃止未実施減算)</u>	<u>(5) 第9の2の(5)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の1の注4	第4の37に定める文書
<u>(虐待防止措置未実施減算)</u>	<u>(6) 第9の2の(6)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の1の注5	第4の38に定める文書
<u>(業務継続計画未策定減算)</u>	<u>(7) 第9の2の(7)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の1の注6	第4の29に定める文書
<u>(情報公表未報告減算)</u>	<u>(8) 第9の2の(8)を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の1の注7	適宜必要と認める資料
<u>3 家庭支援加算</u>	<u>第9の3を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>4 子育てサポート加算</u>	<u>第9の3の2を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>5 食事提供加算</u>	<u>第9の4を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の4の注 平24厚告270第一号の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>6 利用者負担上限額管理加算</u>	<u>第9の5を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>7 福祉専門職員配置等加算</u>	<u>第9の6を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の6の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>8 栄養士配置加算</u>	<u>第9の7を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の6の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
9 欠席時対応加算	<u>第9の8を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の7の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10 専門的支援実 施加算	<u>第9の9を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の8の注 平24厚告270第一 号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
11 集中的支援加算	<u>第9の9の3を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の9の注 平24厚告270第一 号の九	広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12 個別サポート 加算	<u>第9の10を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の10の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13 入浴支援加算	<u>第9の10の2を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の11の注 平24厚告269第四 号の二 平24厚告270第一 号の十二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14 送迎加算	<u>第9の12の（2）から（4）までを準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の12の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15 保育職員加配 加算	<u>（1）保育機能の充実を図るため、医療型経過 的児童発達支援給付費の算定に必要なとなる 従業者の員数に加え、児童指導員又は保 育士を1以上配置しているものとして都 道府県知事に届け出た定員21人以上の旧 指定医療型児童発達支援事業所において、 指定児童発達支援を行った場合に、1日に つき所定単位数を加算しているか。</u> <u>（2）医療型経過的児童発達支援給付費の算定 に必要なとなる従業者の員数に加え、児童指 導員又は保育士を2以上配置しているも のとして都道府県知事に届け出た定員21 人以上の旧指定医療型児童発達支援事業 所において、指定児童発達支援を行った場 合に、22単位を加算しているか。</u>	平24厚告122別表 2第3の13の注1 平24厚告122別表 2第3の13の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
16 延長支援加算	<u>第9の13の（3）を準用する。</u>	平24厚告122別表 2第3の14の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>17 関係機関連携加算</u> <u>18 事業所間連携加算</u> <u>19 保育・教育等移行支援加算</u> <u>20 福祉・介護職員処遇改善加算</u> <u>(令和6年5月31日まで)</u> <u>21 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> <u>(令和6年5月31日まで)</u> <u>22 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u> <u>(令和6年5月31日まで)</u> <u>23 福祉・介護職員等処遇改善加算</u> <u>(令和6年6月1日以降)</u>	<u>第9の13の2を準用する。</u> <u>第9の13の3を準用する。</u> <u>第9の13の4を準用する。</u> <u>第9の14を準用する。</u> <u>第9の15を準用する。</u> <u>第9の16を準用する。</u> <u>第9の17を準用する。</u>	平24厚告122別表2第3の15の注1、注2、注3、注4 平24厚告122別表2第3の16の注 平24厚告270第一号の十三 平24厚告122別表2第3の17の注 平24厚告122別表第1の12の4の注2 平24厚告122別表2第3の18の注 平24厚告270第二号 平24厚告122別表2第3の19の注 平24厚告270第三号 平24厚告122別表2第3の20の注 平24厚告270第三号の二 平24厚告122別表2第3の18の注 平24厚告270第二号	出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 事業所間連携確認書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

主眼事項及び着眼点等（指定放課後等デイサービス）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<u>（１）放課後等デイサービスに係る指定通所支援（指定放課後等デイサービス）の事業を行う者（指定放課後等デイサービス事業者）は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努めているか。</u> <u>（２）指定放課後等デイサービス事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（障害福祉サービス）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</u> <u>（３）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u> <u>（４）指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。</u>	法第21条の5の18 平24厚令15第3条第2項 平24厚令15第3条第3項 平24厚令15第3条第4項 平24厚令15第65条	運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類 運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類 運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関する基準	<u>（１）指定放課後等デイサービス事業者が指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</u> <u>一 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当</u>	法第21条の5の19第1項 平24厚令15第66条第1項 平24厚令15第66条第4項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
1 従業者の員数			

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</u> <u>イ 障害児の数が10までのもの 2 以上</u> <u>ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u> <u>二 児童発達支援管理責任者 1以上</u> <u>(2) (1) の各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u> <u>一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u> <u>二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u> <u>三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u> <u>(3) (2) の規定に基づき、機能訓練担当職員等をおいた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u>	平24厚令15第66条 第2項 平24厚令15第66条 第4項 平24厚令15第66条 第3項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 管理者	<u>(4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</u> <u>(ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。)</u> 一 嘱託医 1 以上 二 看護職員 1 以上 三 児童指導員又は保育士 1 以上 四 機能訓練担当職員 1 以上 五 児童発達支援管理責任者 1 以上	平24厚令15第66条第4項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
	<u>(5) (1) の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。</u>	平24厚令15第66条第6項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
	<u>(6) (3) の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における (1) の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。</u>	平24厚令15第66条第7項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
	<u>(7) (1) に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。</u>	平24厚令15第66条第8項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
	<u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。(ただし、指定放課後等デイサービス事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定放課後等デイサービス事業</u>	平24厚令15第67条 平24厚令15第7条 準用	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
3 従たる事業所 を設置する場合 における特例	<u>所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</u> (1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所における主たる事業所（(2)において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（(2)において「従たる事業所」という。）を設置することができる。 (2) 従たる事業所を設置する場合においては、<u>主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</u>	平24厚令15第67条 平24厚令15第8条 第1項準用 平24厚令15第67条 平24厚令15第8条 第2項準用	適宜必要と認める資料 従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)
第3 設備に関する基準	(1) 指定放課後等デイサービス事業所は、<u>発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。</u> (2) (1)に規定する発達支援室は、<u>支援に必要な機械器具等を備えているか。</u> (3) (1)に規定する設備及び備品等は、<u>専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)</u>	法第21条の5の19 第2項 平24厚令15第68条 第1項 平24厚令15第68条 第2項 平24厚令15第68条 第3項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
第4 運営に関する基準		法第21条の5の19 第2項	
1 利用定員	<u>指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。(ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。)</u>	平24厚令15第69条	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)
2 内容及び手続 の説明及び同意	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>通所給付決定保護者が指定放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記し</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第12条 第1項準用	重要事項説明書 利用契約書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
3 契約支給量の報告等	<u>た文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u>		
	<u>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第12条 第2項準用	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に 交付した書面
	<u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供するときは、当該放課後等デイサービスの内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定放課後等デイサービスの量（（2）において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（（3）及び（4）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第13条 第1項準用	受給者証の写し
	<u>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第13条 第2項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
	<u>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第13条 第3項準用	契約内容報告書
4 提供拒否の禁止	<u>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について（1）から（3）に準じて取り扱っているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第13条 第4項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
	指定放課後等デイサービス事業者は、正当な理由がなく、指定放課後等デイサービスの提供を拒んでいないか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第14条 準用	適宜必要と認める資料
5 連絡調整に対する協力	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第15条 準用	適宜必要と認める資料
6 サービス提供困難時の対応	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の通常の事業の実施地域（当該指定放課後等デイサービス事業所	平24厚令15第71条 平24厚令15第16条 準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	が通常時に指定放課後等デイサービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		
7 受給資格の確認	<u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第17条 準用	受給者証の写し
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第18条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第18条 第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
9 心身の状況等の把握	<u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第19条 準用	アセスメント記録 ケース記録
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u> (2) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第20条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第20条 第2項準用	個別支援計画 ケース記録 個別支援計画 ケース記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11 サービス提供 の記録	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を当該指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。</u> (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第21条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第21条 第2項準用	サービス提供の 記録 サービス提供の 記録適宜必要と 認める書類
12 指定放課後等 デイサービス事 業者が通所給付 決定保護者に求 めることのでき る金銭の支払の 範囲等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者が、指定放課後等デイサービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	平24厚令15第71条 平24厚令15第22条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第22条 第2項準用	適宜必要と認め る書類
13 通所利用者負 担額の受領	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</u> (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</u> (3) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担さ</u>	平24厚令15第70条 第1項 平24厚令15第70条 第2項 平24厚令15第70条 第3項	請求書 領収書 請求書 領収書 請求書 領収書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 通所利用者負担額に係る管理	<u>せることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</u>		
	<u>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</u>	平24厚令15第70条第4項	領収書
	<u>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</u>	平24厚令15第70条第5項	重要事項説明書
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。 <u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領により指定放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</u> <u>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第24条 準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第25条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第25条 第2項準用	適宜必要と認める資料 通知の写し サービス提供証明書の写し

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16 指定放課後等 デイサービスの 取扱方針	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。 (3) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定放課後等デイサービスの確保並びに次項に規定する指定放課後等デイサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。 (5) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (6) 指定放課後等デイサービス事業者は（５）の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定放課後等デイサービス事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この16において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（以下この16において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図っているか。 一 当該放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第26条 第1項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第26条 第2項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第26条 第3項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第26条 第4項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第26条 第5項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第26条 第6項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 (7) 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。 (8) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに指定放課後等デイサービスプログラム（（4）に規定する領域との関連性を明確にした指定放課後等デイサービスの実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。（令和7年3月31日までは努力義務）		
16の2 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進	指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が指定放課後等デイサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第26条の3 準用	適宜必要と認める資料
17 <u>放課後等デイサービス計画の作成等</u>	<u>（1）指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画（放課後等デイサービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。</u> <u>（2）児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第1項 準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第27条	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 個別支援計画 アセスメント及

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u> <u>（３）児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u> <u>（４）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16の（４）に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u> <u>（５）児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求めているか。</u> <u>（６）児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該放</u>	第２項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第27条 第３項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第27条 第４項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第27条 第５項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第27条 第６項準用	びモニタリングを実施したことが分かる記録 アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録 個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類 サービス担当者会議の記録 個別支援計画

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 児童発達支援 管理責任者の責 務	<u>課後等デイサービス計画について説明し、 文書によりその同意を得ているか。</u>		
	<u>(7) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デ イサービス計画を作成した際には、当該放 課後等デイサービス計画を通所給付決定 保護者及び当該通所給付決定保護者に対 して指定障害児相談支援を提供する者に 交付しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条 第7項準用	保護者に交付し た記録 個別支援計画
	<u>(8) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デ イサービス計画の作成後、放課後等デイサ ービス計画の実施状況の把握（障害児につ いての継続的なアセスメントを含む。モニ タリング）を行うとともに、障害児につ いて解決すべき課題を把握し、少なくとも6 月に1回以上、放課後等デイサービス計画 の見直しを行い、必要に応じて、当該放課 後等デイサービス計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条 第8項準用	個別支援計画 アセスメント及 びモニタリング に関する記録
	<u>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリン グに当たっては、通所給付決定保護者との 連絡を継続的に行うこととし、特段の事情 のない限り、次に定めるところにより行っ ているか。</u> <u>一 定期的に通所給付決定保護者及び障 害児に面接すること。</u> <u>二 定期的にモニタリングの結果を記録 すること。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条 第9項準用	モニタリング記 録 面接記録
	<u>(10) 放課後等デイサービス計画の変更につ いては、(2) から (7) までの規定に準じ て行っているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条 第10項準用	(2) から (7) に 掲げる確認資料
	<u>(1) 児童発達支援管理責任者は、17に規定す る業務のほか、次に掲げる業務を行って いるか。</u> <u>一 19に規定する相談及び援助を行うこ と。</u> <u>二 他の従業者に対する技術指導及び助 言を行うこと。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第28条 第1項準用	相談及び援助を 行っていること が分かる書類（ケ ース記録等）
	<u>(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行 うに当たっては、障害児が自立した日常生活又 は社会生活を営むことができるよう、障害児 及び通所給付決定保護者の意思をできる限 り尊重するよう努めているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第28条 第2項準用	他の従業者に指 導及び助言した 記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
19 相談及び援助	指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第29条 準用	適宜必要と認める資料
20 支援	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。</u> (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</u> (3) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。</u> (4) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。</u> (5) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定放課後等デイサービス事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第30条 第1項 平24厚令15第71条 平24厚令15第30条 第2項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第30条 第3項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第30条 第4項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第30条 第5項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
21 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</u> (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第32条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第32条 第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
22 緊急時等の対応	指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、 <u>現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第34条 準用	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
23 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第35条 準用	適宜必要と認める資料
24 管理者の責務	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第4章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第36条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第36条 第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
25 運営規程	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定放課後等デイサービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 十二 その他運営に関する重要事項	平24厚令15第71条 平24厚令15第37条 準用	運営規程
26 勤務体制の確保等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しているか。（ただし、障害児の支	平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 第2項準用	従業者の勤務表 勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</u> <u>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u> <u>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 第3項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 第4項準用	研修計画、研修実施記録 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
27 <u>業務継続計画の策定等</u>	<u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u> <u>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</u> <u>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 の2第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 の2第2項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 の2第3項準用	業務継続計画 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
28 <u>定員の遵守</u>	<u>指定放課後等デイサービス事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第39条 準用	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)
29 <u>非常災害対策</u>	<u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第40条 第1項準用	非常火災時対応マニュアル(対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
30 安全計画の策定等	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条第2項準用	避難訓練の記録 消防署への届出
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条第3項準用	地域住民が訓練に参加していることが分かる書類
	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定放課後等デイサービス事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定放課後等デイサービス事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条の2第1項準用	安全計画に関する書類
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的の実施しているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条の2第2項準用	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条の2第3項準用	保護者に周知したことが分かる書類
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条の2第4項準用	安全計画に関する書類
31 自動車を運行する場合の所在の確認	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条の3第1項準用	自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条	見落とし防止に関する装置及び

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
32 衛生管理等	及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行っているか。 (1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定放課後等デイサービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定放課後等デイサービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定放課後等デイサービス事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的の実施しているか。	の3第2項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第41条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第41条 第2項準用	当該装置を用いた手順が分かる書類 衛生管理に関する書類 衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類
33 協力医療機関	指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第42条 準用	適宜必要と認める資料
34 掲示	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択	平24厚令15第71条 平24厚令15第43条 第1項・第2項準用	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
35 身体拘束等の 禁止	<u>に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定放課後等デイサービス事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定放課後等デイサービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u> (1) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u> (2) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u> (3) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u> ③ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第44条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第44条 第2項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第44条 第3項準用	個別支援計画 身体拘束等に関する書類 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） 委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類
36 虐待等の禁止	(1) <u>指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</u> (2) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定放課後等デイサービス事業所における虐待の防止のための対策を</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第45条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第45条 第2項準用	個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌 委員会議事録 従業者に周知し

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
37 秘密保持等	<u>検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定放課後等デイサービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</u> ③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>		たことが分かる書類 研修を実施したことが分かる書類 担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）
	(1) <u>指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u> (2) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第47条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第47条 第2項準用	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	(3) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第47条 第3項準用	個人情報同意書
	(1) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。</u> (2) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第48条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第48条 第2項準用	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） 事業者のHP画面・パンフレット
39 利益供与等の	(1) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、障</u>	平24厚令15第71条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
禁止	害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 （２）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 （３）（１）及び（２）の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定放課後等デイサービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。	平24厚令15第49条第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第49条第2項準用	適宜必要と認める資料
40 苦情解決	（１）<u>指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u> （２）<u>指定放課後等デイサービス事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u> （３）<u>指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定放課後等デイサービス事業</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第2項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第3項準用	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物 苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル 市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u> <u>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。</u> <u>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</u>		
41 地域との連携等	指定放課後等デイサービス事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第51条第1項準用	適宜必要と認める資料
42 事故発生時の対応	<u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u> <u>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u> <u>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第52条第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第52条第2項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第52条第3項準用	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)
43 会計の区分	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定放課後等デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第53条準用	収支予算書・決算書等の会計書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
44 記録の整備	<u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u> <u>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存しているか。</u> 一 <u>11 (1) により規定する提供した指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録</u> 二 <u>放課後等デイサービス計画</u> 三 <u>23に規定する市町村への通知に係る記録</u> 四 <u>35 (2) に規定する身体拘束等の記録</u> 五 <u>40 (2) に規定する苦情の内容等の記録</u> 六 <u>42 (2) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第54条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第54条 第2項準用	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記一から六までの書類
45 電磁的記録等	(1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（3の（1）の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 (2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁	平24厚令15第83条 第1項 平24厚令15第83条 第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第5 共生型障害 児通所支援に 関する基準	的方法（電子的方法、磁気的方法その他の の知覚によって認識することができない 方法をいう。）によることができているか 。	法第21条の5の17	
1 共生型放課後 等デイサービ スの事業を行 う指定生活介 護事業者の基 準	<u>放課後等デイサービスに係る共生型通所支 援（共生型放課後等デイサービス）の事業を行 う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次 の基準を満たしているか。</u> 一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、 <u>当該指定生活介護事業所が提供する指定 生活介護の利用者の数を指定生活介護の 利用者の数及び共生型放課後等デイサー ビスを受ける障害児の数の合計数である とした場合における当該指定生活介護事 業所として必要とされる数以上であるこ と。</u> 二 共生型放課後等デイサービスを受ける 障害児に対して適切なサービスを提供す るため、障害児入所施設その他の関係施設 から必要な技術的支援を受けていること。	平24厚令15第71条 の2 平24厚令15第54条 の2 準用	勤務実績表 出勤簿（タイムカ ード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利 用人数）が分かる 書類（実績表等） 適宜必要と認め る資料
2 共生型放課後 等デイサービ スの事業を行 う指定通所介 護事業者等の 基準	<u>共生型放課後等デイサービスの事業を行う 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所 介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該 事業に関して次の基準を満たしているか。</u> 一 指定通所介護事業所又は指定地域密着 型通所介護事業所（指定通所介護事業所等 ）の食堂及び機能訓練室の面積を、<u>指定通 所介護又は指定地域密着型通所介護（指定 通所介護等）の利用者の数と共生型放課後 等デイサービスを受ける障害児の数の合 計数で除して得た面積が3平方メートル 以上であること。</u> 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数 が、<u>当該指定通所介護事業所等が提供する 指定通所介護等の利用者の数を指定通所 介護等の利用者の数及び共生型放課後等 デイサービスを受ける障害児の数の合計 数であるとした場合における当該指定通 所介護事業所として必要とされる数以上 であること。</u> 三 共生型放課後等デイサービスを受ける	平24厚令15第71条 の2 平24厚令15第54条 の3 準用 平11厚令37 平18厚令34	平面図 【目視】 利用者数が分か る書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカ ード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利 用人数）が分かる 書類（実績表等） 適宜必要と認め

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書								
3 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		る資料								
	<u>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</u> 一 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、18人）以下とすること。</u> 二 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲とすること。</u> <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	平24厚令15第71条の2 平24厚令15第54条の4 準用 平18厚令34 平18厚令36 平18厚令171	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
	登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										
			運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）								

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	三 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮する適当な広さを有すること。</u> 四 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。</u> 五 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		平面図 【目視】 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料
4 準用	<u>（平成24年厚生労働省令第15号第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条の4まで、第65条及び第70条の規定を準用）</u>	平24厚令15第71条の2	同準用項目と同一文書
5 電磁的記録等	（1）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 （2）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平24厚令15第83条第1項 平24厚令15第83条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第6 基準該当通所支援に関する基準		法第21条の5の4第1項第2号	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
1 従業者の員数	(1) <u>放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（基準該当放課後等デイサービス）の事業を行う者（基準該当放課後等デイサービス事業者）が当該事業を行う事業所（基準該当放課後等デイサービス事業所）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</u> 一 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第71条の3第1項 平24厚令15第71条の3第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
2 設備	(1) <u>基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</u> (2) <u>(1)に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えているか。</u> (3) <u>(1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものであるか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）</u>	平24厚令15第71条の4第1項 平24厚令15第71条の4第2項 平24厚令15第71条の4第3項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
3 利用定員	<u>基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上としているか。</u>	平24厚令15第71条の5	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
4 準用	<u>（平成24年厚生労働省令第15号第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで、第54条の10から第54条の12まで</u>	平24厚令15第71条の6	同準用項目と同一文書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 電磁的記録等	<u>、第65条及び第70条（第1項を除く。）の規定を準用）</u> （1）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 （2）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平24厚令15第83条第1項 平24厚令15第83条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第7 多機能型事業所に関する特例		法第21条の5の19	
1 従業者の員数に関する特例	<u>（1）指定放課後等デイサービス事業者が多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下（3）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</u> 一 児童指導員又は保育士 指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1以上 （2）（1）の各号に掲げる従業者のほか、多	平24厚令15第80条第1項（第66条第1項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u> 一 <u>医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u> 二 <u>指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u> 三 <u>当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u> <u>（3）（2）の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）をおいた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u> <u>（4）利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第2の1の（4）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</u>	平24厚令15第80条第1項 （第66条第2項、第4項適用） 平24厚令15第80条第1項 （第66条第3項適用） 平24厚令15第80条第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
2 設備に関する	多機能型事業所については、サービスの提供	平24厚令15第81条	平面図

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
特例	に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。		設備・備品等一覧表 【目視】
3 利用定員に関する特例	(1) 多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。 (2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第4の1の規定にかかわらず、指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。 (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。 (4) (2) の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。 (5) 離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、(2) 中「20人」とあるのは、「10人」とする。	平24厚令15第82条第1項 平24厚令15第82条第2項 平24厚令15第82条第3項 平24厚令15第82条第4項 平24厚令15第82条第5項 平24厚告232	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
4 電磁的記録等	(1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されてい	平24厚令15第83条第1項	電磁的記録簿冊

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第8 変更の届出等	る又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 （2）指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平24/厚令15第83条第2項	適宜必要と認める資料
	（1）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定に係る放課後等デイサービス事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定放課後等デイサービスの事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の20第3項 施行規則第18条の35第1項～第3項	適宜必要と認める資料
	（2）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の20第4項 施行規則第18条の35第4項	適宜必要と認める資料
第9 障害児通所給付費の算定及び取扱い		法第21条の5の3第2項	
1 基本事項	（1）放課後等デイサービスに要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第3により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 （2）（1）の規定により、放課後等デイサービスに要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24/厚告122の一 平24/厚告128 平24/厚告122の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>2 放課後等デイサービス給付費（障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合）</u>	<u>（１）障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（（１の２）から（１の４）までに規定する場合を除く。）については、法第６条の２の２第３項に規定する障害児（就学児）に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第八号イ又はロに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第66条第５項に規定する指定放課後等デイサービスの単位）において、指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービス）を行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(1)又は(2)について、１日につき所定単位数を算定しているか。</u> <u>また、平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(3)については、就学児に対し、休業日に指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、算定しているか。</u>	平24厚告122別表第３の１の注１及び注１の２ 平24厚令15第66条第５項 平24厚告269第八号イ又はロ	放課後等デイサービス計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>（主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の場合）</u>	<u>（１の２）主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合については、就学児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第八号ハに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、授業の終了後又は休業日及び利用定員に応じ、平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のロについて、１日につき所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第３の１の注１の３及び注２ 平24厚告269第八号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>（共生型の場合）</u>	<u>（１の３）共生型放課後等デイサービス給付費については、就学児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号第八号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第71条の２に規定する共生型放課後等デイサービスをいう）を行う事業所（共生型放課後等デイサービス事業所）において、共</u>	平24厚告122別表第３の１の注１の３及び注２の２ 平24厚告269第八号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(基準該当の場合)</u>	<u>生型放課後等デイサービスを行った場合に、授業の終了後又は休業日に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u> <u>(1の4) 基準該当放課後等デイサービス給付費については、就学児に対し、授業終了後に、平成24年厚生労働省告示第269号第八号の三に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう）において基準該当放課後等デイサービス（同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう）を行った場合に、授業の終了後又は休業日及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第3の1の注1の3 平24厚告269の八の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(時間区分)</u>	<u>(2) (1)の規定する場合にあつては、指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう）の従業者が、指定放課後等デイサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第3の1の注2の4	放課後等デイサービス計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(指定放課後等デイサービス等の提供時間)</u>	<u>(3) 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（指定放課後等デイサービス等）の提供時間が30分以下のものについては、放課後等デイサービス計画に基づき、指定放課後等デイサービス等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定放課後等デイサービス等の提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。</u>	平24厚告122別表第3の1の注3	放課後等デイサービス計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 市町村が認めたことが分かる書類
<u>(減算が行われる場合)</u>	<u>(4) 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</u> <u>① 障害児の数又は従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第三号イ又はロの表の上欄に該当する場合「こども家庭庁長官が定める障害児の</u>	平24厚告122別表第3の1の注4 平24厚告271第三号イ、ロ	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」で同表下欄に定める割合 ② 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 （一）放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 （二）放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 ③ 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第72条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合 100分の85 ④ 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合（令和7年4月1日以降） 100分の85		
（開所時間減算）	（5）平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイ（休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合に限る。）、ロの(2)、ハの(2)又はニの(1)の(ロ)若しくは(2)の(ロ)に規定する場合に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。））（指定放課後等デイサービス事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合はこれに準ずるもの。）が、平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」第三号ハの表の上欄に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定める割合を乗じて得た数を算定しているか。	平24厚告122別表第3の1の注5 平24厚告271第三号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(身体拘束廃止未 実施減算)</u>	(6) 指定放課後等デイサービス事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。) イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。	平24厚告122別表 第3の1の注6	第4の35に定める確認文書等体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(虐待防止措置未 実施減算)</u>	(7) 指定放課後等デイサービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。) イ 当該指定放課後等デイサービス事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ 当該指定放課後等デイサービス事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚告122別表 第3の1の注6の 2	第4の36に定める確認文書等
<u>(業務継続計画未 策定減算)</u>	(8) 指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表 第3の1の注6の 3	第4の27に定める確認文書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(情報公表未報告減算)	(9) 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表第3の1の注6の4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(中核機能強化事業所加算)	(10) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第六号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。） ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る）において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	平24厚告122別表第3の1の注6の5 平24厚告270第六号	地域障害児支援体制中核拠点登録通知書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(児童指導員等加配加算)	(11) 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業員の員数（（12）の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業員の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者若しくは平成24年厚生労働省告示第270号第七号に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。） ① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合	平24厚告122別表第3の1の注7 平24厚告270第七号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(専門的支援体制加算)</u>	② 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。） ③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。） ④ 児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。） ⑤ その他の従業者を配置する場合 ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 ① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合 ② 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。） ③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。） ④ 児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。） ⑤ その他の従業者を配置する場合 (12) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第七号の二に適合する専門職員（理学療法士等）による支援が必要な就学児に対する支援及び就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（（11）を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業員の員数も含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（4）の②を算定している場合は、加算していないか。	平24厚告122別表第3の1の注8	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(看護職員加配加算)	イ <u>障害児に対し指定放課後等デイサービスをを行った場合（ロに該当する場合を除く。）</u> ロ <u>主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合</u> (13) <u>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第九号に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</u> イ <u>看護職員加配加算（Ⅰ）</u> ① <u>利用定員が5人の場合</u> 400単位 ② <u>利用定員が6人の場合</u> 333単位 ③ <u>利用定員が7人の場合</u> 286単位 ④ <u>利用定員が8人の場合</u> 250単位 ⑤ <u>利用定員が9人の場合</u> 222単位 ⑥ <u>利用定員が10人の場合</u> 200単位 ⑦ <u>利用定員が11人以上の場合</u> 133単位 ロ <u>看護職員加配加算（Ⅱ）</u> ① <u>利用定員が5人の場合</u> 800単位 ② <u>利用定員が6人の場合</u> 666単位 ③ <u>利用定員が7人の場合</u> 572単位 ④ <u>利用定員が8人の場合</u> 500単位 ⑤ <u>利用定員が9人の場合</u> 444単位 ⑥ <u>利用定員が10人の場合</u> 400単位 ⑦ <u>利用定員が11人以上の場合</u> 266単位	平24厚告122別表第3の1の注9 平24厚告269第九号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(共生型サービス体制強化加算)	(14) <u>共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービス事業を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</u> イ <u>児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1人以上配</u>	平24厚告122別表第3の1の注10	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
3 家族支援加算	置した場合 181単位 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位 (1) 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（放課後等デイサービス事業所等従業者）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族（就学児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には、就学児及びその家族等について、児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅰ）、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算の家族支援加算（Ⅰ）又は医療型経過的児童発達支援給付費家族支援加算の（Ⅰ）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算の（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算の（Ⅰ）を算定した回数と（1）のイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは（1）のイを、児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅱ）、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算の家族支援加算（Ⅱ）又は医療型経過的児童発達支援給付費家族支援加算の（Ⅱ）	平24厚告122別表第3の2の注1 平24厚告122別表第3の2の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算の（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算の（Ⅱ）を算定した回数と（１）のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のロを算定していないか —		
3の2 子育てサポート加算	指定放課後等デイサービス事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定放課後等デイサービス等とあわせて、就学児の家族等に対して、放課後等デイサービス事業所等従業者が指定放課後等デイサービス等を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の2の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 利用者負担上 限額管理加算	指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5 福祉専門職員 配置等加算	（１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者（共生型放課後等デイサービス事業所従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 （２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサ	平24厚告122別表第3の4の注1 平24厚告122別表第3の4の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>ービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合に算定していないか。</u> <u>（3）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（2）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。</u> <u>① 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること</u> <u>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</u>	平24厚告122別表第3の4の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6 欠席時対応加算	<u>欠席時対応加算については、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、1の（1の2）を算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等</u>	平24厚告122別表第3の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
7 専門的支援実 施加算	<u>デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。</u> <u>理学療法士等による支援が必要な就学児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、放課後等デイサービス計画に位置付けられた指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの日数に応じ1月に2回、4回又は6回を限度として、1回につき所定単位を加算しているか。ただし、1の(4)の②を算定している場合又は1の(14)のイ若しくはロを算定していない場合は、加算していないか。</u>	平24厚告122別表第3の6の注 平24厚告270第八号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7の2 強度行動 障害児支援加算	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の二に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、同告示第八号の三に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所（2の共生型サービス体制強化加算を算定している共生型放課後等デイサービス事業所に限る。）において、次のイ又はロに掲げる当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、加算していないか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算しているか。</u> <u>イ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の二のイに適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三のイに適合する指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合（強度行動障害児支援加算（I））</u> <u>ロ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の二</u>	平24厚告122別表第3の6の2の注 平24厚告270第八号の二 平24厚告270第八号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>の口に適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三の口に適合する指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合（強度行動障害児支援加算（Ⅱ））</u>		
7の3 集中的支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の三の二に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の6の3の注 平24厚告270第八号の三の二	広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7の4 人工内耳装用児加算	言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している就学児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の三の三に適合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の6の4の注 平24厚告270第八号の三の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（視覚障害児等）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、視覚障害児等に対して、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の6の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8 個別サポート加算 (個別サポート加算(Ⅰ)(行動上の課題を有する就学児の場合))	(1) 行動上の課題を有する就学児については、指定放課後等デイサービス事業所等において、行動上の課題を有する就学児として平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(1の2)算定している場合は、加算していないか。 (1の2) (1)を算定している指定放課後等	平24厚告122別表第3の7の注1 平24厚告270第八号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(1の2) (1)を算定している指定放課後等	平24厚告122別表	体制等状況一覧

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>デイサービス事業所又は共生型放課後等 デイサービス事業所であって、平成24年厚 生労働省告示第269号「こども家庭庁長官 が定める施設基準」第十号に適合するもの として都道府県知事に届け出た指定放課 後等デイサービス事業所又は共生型放課 後等デイサービス事業所において、行動上 の課題を有する就学児に対して、平成24年 厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長 官が定める児童等」第八号の四の二に適合 する指定放課後等デイサービス又は共生 型放課後等デイサービスを行った場合に、 1日につき30単位を所定単位数に加算し ているか。</u>	第3の7の注1の 2 平24厚告269第十 号 平24厚告270第八 号の四の二	表、当該加算の届 出書等
(個別サポート加 算(Ⅰ)(著しく 重度の障害を有 する就学児の場 合))	<u>(1)の3) 著しく重度の障害を有する就学児に ついては、著しく重度の障害を有する就学 児として平成24年厚生労働省告示第270号 「こども家庭庁長官が定める児童等」第八 号の四の三に適合する心身の状態にある 就学児に対し、指定放課後等デイサービス 事業所等において、指定放課後等デイサー ビス等を行った場合に、1日につき所定単 位数を加算しているか。ただし、(1)又 は(2)を算定しているときは、加算して いないか。</u>	平24厚告122別表 第3の7の注1の 2 平24厚告270第八 号の四の三	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
(個別サポート加 算(Ⅱ))	<u>(2) 個別サポート加算(Ⅱ)については、要 保護児童又は要支援児童であって、その保 護者の同意を得て、児童相談所その他公的 機関又は当該児童若しくはその保護者の 主治医と連携し、指定放課後等デイサービ ス等を行う必要があるものに対し、指定放 課後等デイサービス事業所等において、指 定放課後等デイサービス等を行った場合 に、1日につき所定単位数を加算している か。</u>	平24厚告122別表 第3の7の注2	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
(個別サポート加 算(Ⅲ))	<u>(3) 指定放課後等デイサービス事業所におい て、あらかじめ通所給付決定保護者の同意 を得て、不登校の就学児に対して、学校及 び家族等と連携して指定放課後等デイサー ビスを行った場合に、1日につき所定単 位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表 第3の7の注3	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
8の2 入浴支援 加算	<u>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家 庭庁長官が定める施設基準」第十号の二に適合 するものとして都道府県知事に届け出た指定 放課後等デイサービス事業所又は共生型放課 後等デイサービス事業所において、スコア表の 項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必</u>	平24厚告122別表 第3の7の2の注 平24厚告269第十 号の二 平24厚告270第八 号の四の四	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
8の3 自立サポート加算	要とする状態である就学児（医療的ケア児）又は重症心身障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の四に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算しているか。 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の五に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合において、1月につき2回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の7の3注 平24厚告270第八号の四の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8の4 通所自立支援加算	指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児に対して、自立して指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に通うことができるよう、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の六に適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の（1の2）を算定している障害児については、算定していないか。	平24厚告122別表第3の7の4の注 平24厚告270第八号の四の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9 医療連携体制加算	（1）医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの（1）の（一）、（二）若しくは（三）、1のイの（2）の（一）、（二）若しくは（三）、1のイの（3）の（一）、（二）若しくは（三）又は1のロを算定している就学児については、算定していないか。 （2）医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以	平24厚告122別表第3の8の注1 平24厚告122別表第3の8の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している就学児については、算定していないか。</u> <u>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している就学児については、算定していないか。</u> <u>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれか又は平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のロを算定している医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則としているか。</u> <u>(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、</u>	平24厚告122別表第3の8の注3 平24厚告122別表第3の8の注4 平24厚告122別表第3の8の注5	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(Ⅲ)又は平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のロを算定している医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則としているか。 (6) 医療連携体制加算(Ⅵ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。)に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している場合に算定していないか。 (7) 医療連携体制加算(Ⅶ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)までのいずれか若しくは平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定している就学児であるとき又は1の注9のイ若しくはロを算定しているときは、算定していないか。	平24厚告122別表第3の8の注6 平24厚告122別表第3の8の注7	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
10 送迎加算	(1) 指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のロを算定している就学児を除く。）に対して行う場合については、就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等（学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 (1の2) (1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。ただし、(1の3)に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。 (1の3) (1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。 (2) 重症心身障害児又は医療的ケア児である就学児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のロを算定している就学児に限る。）に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の五に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の9の注1 平24厚告122別表第3の9の注1の2 平24厚告269第十号の三 平24厚告122別表第3の9の注1の3 平24厚告269第十号の四 平24厚告122別表第3の9の注2 平24厚告269第十号の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11 延長支援加算	<u>ただし、(3)に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。</u> <u>(3) 中重度医療的ケア児（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である就学児）である就学児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のロを算定している就学児に限る。）に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の六に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>(4) (1) から (3) までに規定する送迎加算の算定については、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第3の9の注3 平24厚告269第十号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<u>(1) 次に掲げる場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス（当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は3時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービス計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。）（延長支援）を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合</u>	平24厚告122別表第3の10の注1 平24厚告269第十号の七	放課後等デイサービス計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	にあつては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。）に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 <u>イ 指定放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。）</u> <u>(1) 就学児の場合（(2)に規定する場合を除く。）</u> <u>(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合</u> <u>ロ 法第6条の2の2第3項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る。）において就学児に対し延長支援を行う場合</u> <u>(1) 就学児の場合（(2)に規定する場合を除く。）</u> <u>(2) 医療的ケア児の場合</u> <u>(2) (1) のイ又はロを算定する指定放課後等デイサービス事業所において、延長支援について、就学児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、(1) のイの(1)又はロの(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所については61単位を、(1) のイの(2)又はロの(2)を算定している指定放課後等デイサービス事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。</u> <u>(3) 次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十一に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。</u> <u>イ 法第6条の2の2第3項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る。）において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合</u> <u>ロ 共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を</u>	平24厚告122別表第3の10の注2 平24厚告122別表第3の10の注3 平24厚告269号十一	放課後等デイサービス計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11の2 関係機関 連携加算 (関係機関連携加 算(Ⅰ))	<u>行う場合</u> (1) 関係機関連携加算(Ⅰ)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、<u>学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。))をいう。)、専修学校(同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する専門課程及び一般課程を除く。))をいう。)</u>その他の就学児が日常的に通う施設(学校等施設)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児に係る放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、<u>第9の2の(14)のイ又はロを算定していない場合に算定していないか。</u>	平24厚告122別表 第3の10の2の注 1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(関係機関連携加 算(Ⅱ))	(2) 関係機関連携加算(Ⅱ)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、<u>学校等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の学校等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表 第3の10の2の注 2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(関係機関連携加 算(Ⅲ))	(3) 関係機関連携加算(Ⅲ)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、<u>児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(児童相談所等関係機関)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表 第3の10の2の注 3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(関係機関連携加 算(Ⅳ))	(4) 関係機関連携加算(Ⅳ)については、<u>就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保</u>	平24厚告122別表 第3の10の2の注 4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11の3 事業所間 連携加算	<u>護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u> <u>指定放課後等デイサービス事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の七に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> <u>イ 事業所間連携加算（Ⅰ） 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の七において準用する第一号の十三イに適合</u> <u>ロ 事業所間連携加算（Ⅱ） 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の七において準用する第一号の十三ロに適合</u>	平24厚告122別表第3の10の3の注 平24厚告270第八号の四の七	事業所間連携確認書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
11の4 保育・教育 等移行支援加算	<u>（1）指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児が当該指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の退所後に通うこととなる集団生活を営む施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この11の4において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この11の4において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した就学児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> <u>（2）移行先施設に通うことになった就学児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> <u>（3）移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった就学児につい</u>	平24厚告122別表第3の10の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算	<u>て、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> <u>看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児に対して、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、9の医療連携体制加算を算定しているときは、算定していないか。</u>	平24厚告122別表第3の10の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12 福祉・介護職員処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第九号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。13及び14において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u> <u>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数</u> <u>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数</u> <u>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数</u>	平24厚告122別表第3の11の注 平24厚告270第九号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げ</u>	平24厚告122別表第3の12の注 平24厚告270第十号 平24厚告270第三号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	る一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数		
14 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年5月31日まで）	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、2から11の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第3の13の注 平24厚告270第十号の二 平24厚告270第三号の二準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15 福祉・介護職員等処遇改善加算（令和6年6月1日以降）	（1）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第九号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（2）において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 2から11の5までにより算定した単位数	平24厚告122別表第3の11の注1 平24厚告270第九号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>数の1000分の98に相当する単位数</u> (2) <u>令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第九号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（（1）の加算を算定しているものを除く。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u> ① <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数</u> ② <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</u> ③ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</u> ④ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数</u> ⑤ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数</u> ⑥ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数</u> ⑦ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数</u> ⑧ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数</u> ⑨ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</u> ⑩ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数</u> ⑪ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数</u>	平24厚告122別表第3の11の注2 平24厚告270第九号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u> <u>2から11の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数</u> <u>⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> <u>2から11の5までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数</u> <u>⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> <u>2から11の5までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数</u>		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

主眼事項及び着眼点等（指定居宅訪問型児童発達支援）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<u>（１）居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（指定居宅訪問型児童発達支援）の事業を行う者（指定居宅訪問型児童発達支援事業者）は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定居宅訪問型児童発達支援の提供に努めているか。</u> <u>（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（障害福祉サービス）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</u> <u>（３）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u> <u>（４）指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることが出来るよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。</u>	法第21条の5の19 平24厚令15第3条第2項 平24厚令15第3条第3項 平24厚令15第3条第4項 平24厚令15第71条の7	運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを 提供する者等との 連携に努めて いることが分かる 書類 運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類 運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関する基準			
1 従業者の員数	<u>（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定居宅訪問型児童発達支援事業所）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。</u> 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1以上	法第21条の5の19第1項 平24厚令15第71条の8第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	(2) (1) の一に掲げる訪問支援員は、<u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者と認められる者）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び、知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（支援等）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援等に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に三年以上従事した者となっているか。</u> (3) (1) の二に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、<u>専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。</u>	平24厚令15第71条の8第2項 平24厚令15第71条の8第3項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
2 管理者	<u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、1の（1）の一に掲げる訪問支援員及び二に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）</u>	平24厚令15第71条の9 平24厚令15第7条準用	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表
第3 設備に関する基準	(1) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</u>	法第21条の5の19第2項 平24厚令15第71条の10第1項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	(2) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	平24厚令15第71条の10第2項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定居宅訪問型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	法第21条の5の19第2項 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第12条第1項準用	重要事項説明書 利用契約書
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第12条第2項準用	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付した書面
	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供するときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定居宅訪問型児童発達支援の量((2)において「契約支給量」という。)その他の必要な事項((3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第13条第1項準用	受給者証の写し
	(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第13条第2項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第13条第3項準用	契約内容報告書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第13条第4項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の禁止	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第14条準用	適宜必要と認める資料
4 連絡調整に対する協力	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第15条準用	適宜必要と認める資料
5 サービス提供困難時の対応	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅訪問型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第16条準用	適宜必要と認める資料
6 <u>受給資格の確認</u>	<u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第17条準用	受給者証の写し
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第18条第1項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第18条第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
8 <u>心身の状況等の把握</u>	<u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、</u>	平24厚令15第71条の14	アセスメント記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<u>障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u> (1) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u> (2) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平24厚令15第19条準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第20条第1項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第20条第2項準用	ケース記録 個別支援計画 ケース記録 個別支援計画 ケース記録
10 サービス提供の記録	(1) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の都度、記録しているか。</u> (2) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定居宅訪問型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第21条第1項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第21条第2項準用	サービス提供の記録 サービス提供の記録
11 身分を証する書類の携行	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平24厚令15第71条の11	適宜必要と認める資料
12 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</u> (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第22条第1項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第22	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 通所利用者負担額の受領	について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、13（1）から（3）までに規定する支払については、この限りでない。） （1）<u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</u> （2）<u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</u> （3）<u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、（1）及び（2）の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</u> （4）<u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、（1）から（3）までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</u> （5）<u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、（3）の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</u>	条第2項準用 平24厚令15第71条の12第1項 平24厚令15第71条の12第2項 平24厚令15第71条の12第3項 平24厚令15第71条の12第4項 平24厚令15第71条の12第5項	請求書 領収書 請求書 領収書 請求書 領収書 領収書 重要事項説明書
14 通所利用者負担額に係る管理	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第24条準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
15 障害児通所給 付費の額に係る 通知等	用者負担額合計額)を算定しているか。この場合において、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。 (1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、<u>法定代理受領により指定居宅訪問型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</u> (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、<u>法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第25条第1項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第25条第2項準用	通知の写し サービス提供証明書の写し
16 指定居宅訪問 型児童発達支援 の取扱方針	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、<u>障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</u> (3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、<u>障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の確保並びに次項に規定する指定居宅訪問</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第26条第1項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第26条第2項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第26条第3項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第26条第4項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 居宅訪問型児童発達支援計画の作成等	<u>型児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。</u>		
	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第26条第5項準用	適宜必要と認める資料
	(6) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに指定居宅訪問型児童発達支援プログラム（（4）に規定する領域との関連性を明確にした指定居宅訪問型児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。（令和7年3月31日までは努力義務）</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第26条の2準用	適宜必要と認める資料
	(1) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所支援計画（居宅訪問型児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第1項準用	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	(2) <u>児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第2項準用	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	(3) <u>児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第3項準用	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	(4) <u>児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所</u>	平24厚令15第71条の14	個別支援計画の原案

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16の（４）に規定する領域との関連性の観点を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的内容、指定居宅訪問型児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した居宅訪問型児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて居宅訪問型児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u> <u>（５）児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、居宅訪問型児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。</u> <u>（６）児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該居宅訪問型児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u> <u>（７）児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画を作成した際には、当該居宅訪問型児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。</u> <u>（８）児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成後、居宅訪問型児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、居宅訪問型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該居宅訪問型児童発達支援計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令15第27条第4項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第5項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第6項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第7項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第8項準用	他サービスとの連携状況が分かる書類 サービス担当者会議の記録 個別支援計画 保護者に交付した記録 個別支援計画 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 児童発達支援 管理責任者の責 務	<u>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> <u>一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</u> <u>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第9項準用	モニタリング記録 面接記録
	<u>(10) 居宅訪問型児童発達支援計画の変更については、(2) から (7) までの規定に準じて行っているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第10項準用	(2) から (7) に掲げる確認資料
	<u>(1) 児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</u> <u>一 相談及び援助を行うこと。</u> <u>二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第28条準用	相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等) 他の従業者に指導及び助言した記録
	<u>(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第28条第2項準用	適宜必要と認める資料
19 相談及び援助	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第29条準用	適宜必要と認める資料
20 支援	<u>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第30条第1項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	<u>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第30条第2項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	<u>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、</u>	平24厚令15第71	個別支援計画

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
21 社会生活上の 便宜の供与等	<u>障害児の適性に応じ、障害児ができる限り 健全な社会生活を営むことができるよう、 より適切に支援を行っているか。</u>	条の14 平24厚令15第30 条第3項準用	サービス提供の 記録 業務日誌等
	<u>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 常時1人以上の従業者を支援に従事させ ているか。</u>	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第30 条第4項準用	勤務実績表 出勤簿(タイムカ ード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表
	<u>(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 障害児に対して、当該障害児に係る通所給 付決定保護者の負担により、指定居宅訪問 型児童発達支援事業所の従業者以外の者 による支援を受けさせていないか。</u>	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第30 条第5項準用	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の 記録 業務日誌等
	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のた めのレクリエーション行事を行っているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第32 条第1項準用	適宜必要と認め る資料
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 常に障害児の家族との連携を図るよう努 めているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第32 条第2項準用	適宜必要と認め る資料
22 緊急時等の対 応	<u>指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業 者は、現に指定居宅訪問型児童発達支援の提供 を行っているときに障害児に病状の急変が生 じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機 関への連絡を行う等の必要な措置を講じてい るか。</u>	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第34 条準用	緊急時対応マニ ュアル ケース記録 事故等の対応記 録
23 通所給付決定 保護者に関する 市町村への通知	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定 居宅訪問型児童発達支援を受けている障害児 に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正 な行為によって障害児通所給付費若しくは特 例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医 療費の支給を受け、又は受けようとしたときは 、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通 知しているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第35 条準用	適宜必要と認め る資料
24 管理者の責務	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管 理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援 事業所の従業者及び業務の管理その他の 管理を、一元的に行っているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第36 条第1項準用	適宜必要と認め る資料
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管 理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援 事業所の従業者に平成24年厚生労働省令	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第36	適宜必要と認め る資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
25 運営規程	第15号第5章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</u> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他運営に関する重要事項	条第2項準用 平24厚令15第71条の13	運営規程
26 勤務体制の確保等	(1) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することができるよう、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</u> (2) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者によって指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</u> (3) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u> (4) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、適切な指定居宅訪問型児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第38条第1項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第38条第2項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第38条第3項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第38条第4項準用	従業者の勤務表 勤務形態一覧表 または雇用形態が分かる書類 研修計画、研修実施記録 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
27 業務継続計画の策定等	(1) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用</u>	平24厚令15第71条の14	業務継続計画

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
28 安全計画の策 定等	者に対する指定居宅訪問型児童発達支援 の提供を継続的に実施するための、及び非 常時の体制で早期の業務再開を図るため の計画を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講じているか。	平24厚令15第38 条の2第1項準 用	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 従業者に対し、業務継続計画について周知 するとともに、必要な研修及び訓練を定期 的に実施しているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第38 条の2第2項準 用	研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必 要に応じて業務継続計画の変更を行って いるか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第38 条の2第3項準 用	業務継続計画の 見直しを検討し たことが分かる 書類
	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 障害児の安全の確保を図るため、指定居宅 訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指 定居宅訪問型児童発達支援事業所の設備 の安全点検、従業者、障害児等に対する事 業所外での活動、取組等を含めた指定居宅 訪問型児童発達支援事業所での生活その 他の日常生活における安全に関する指導、 従業者の研修及び訓練その他指定居宅訪 問型児童発達支援事業所における安全に 関する事項についての計画（以下「安全計 画」という。）を策定し、当該安全計画に 従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第40 条の2第1項準 用	安全計画に関す る書類
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 従業者に対し、安全計画について周知する とともに、(1)の研修及び訓練を定期的 に実施しているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第40 条の2第2項準 用	研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 障害児の安全の確保に関して通所給付決 定保護者との連携が図られるよう、通所給 付決定保護者に対し、安全計画に基づく取 組の内容等について周知しているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第40 条の2第3項準 用	保護者に周知し たことが分かる 書類
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に 応じて安全計画の変更を行っているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第40 条の2第4項準 用	安全計画に関す る書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
29 自動車を行 する場合の所在 の確認	<u>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</u> <u>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（1）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第40条の3第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第40条の3第2項準用	自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類 見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類
30 衛生管理等	<u>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u> <u>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第41条第1項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第41条第2項準用	衛生管理に関する書類 衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
31 協力医療機関	指定居宅訪問型児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第42条準用	適宜必要と認める資料
32 掲示	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、28の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</u> 又は、指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 <u>これらの事項を記載した書面を当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第43条第1項・第2項準用	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
33 身体拘束等の禁止	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、<u>指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u> （2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、<u>やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u> （3）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、<u>身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u> ③ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第44条第1項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第44条第2項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第44条第3項準用	個別支援計画 身体拘束等に関する書類 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） 委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類
34 虐待等の禁止	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、 <u>障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第45	個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
35 秘密保持等	<u>条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</u>	条第1項準用	待防止マニュアル等) ケース記録 業務日誌
	<u>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u> <u>① 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> <u>② 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</u> <u>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第45条第2項準用	委員会議事録 従業者に周知したことが分かる書類 研修を実施したことが分かる書類 担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）
	<u>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第47条第1項準用	従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	<u>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第47条第2項準用	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
36 情報の提供等	<u>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第47条第3項準用	個人情報同意書
	<u>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めている</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第48条準用	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
37 利益供与等の禁止	<u>るか。</u> (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 <u>当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第48条第2項準用	事業者のHP画面・パンフレット
	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に 対し、障害児又はその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第49条第1項準用	適宜必要と認める資料
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (3) (1) 及び (2) の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第49条第2項準用	適宜必要と認める資料
38 苦情解決	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 <u>その提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第50条第1項準用	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 <u>(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第50条第2項準用	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、	平24厚令15第71	市町村または都

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>その提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅訪問型児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u> <u>（４）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあつた場合には、（３）の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。</u> <u>（５）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</u>	条の14 平24厚令15第50条第3項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第50条第4項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第50条第5項準用	道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県等への報告書 運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
39 地域との連携等	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第51条第1項準用	適宜必要と認める資料
40 事故発生時の対応	<u>（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u> <u>（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u> <u>（３）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第52条第1項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第52条第2項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第52条第3項準用	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったこと

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
41 会計の区分	<u>るか。</u> 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第53条準用	が分かる資料（賠償責任保険書類等） 収支予算書・決算書等の会計書類
42 記録の整備	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、<u>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u> （2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、<u>障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定居宅訪問型児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。</u> 一 提供した指定居宅訪問型児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 二 居宅訪問型児童発達支援計画 三 市町村への通知に係る記録 四 身体拘束等の記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第54条第1項準用 平24厚令15第71条の14 平24厚令15第54条第2項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計が分かる書類 左記一から六までの書類
43 電磁的記録等	（1）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 （2）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類	平24厚令15第83条第1項 平24厚令15第83条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第5 多機能型事業所に関する特例 1 従業員の員数に関する特例	するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。 <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所に置くべき従業員及びその員数が、次のとおりとなっているか。</u> 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1以上	法第21条の5の19 平24厚令15第80条第1項（第73条第1項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
2 設備に関する特例	<u>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</u>	平24厚令15第81条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
3 電磁的記録等	（1）指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 （2）指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平24厚令15第83条第1項 平24厚令15第83条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第6 変更の届出	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定に係る居宅訪問型児童発達支援	法第21条の5の	適宜必要と認め

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
等	事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	20第3項 施行規則第18条の35第1項～第3項	る資料
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の20第4項 施行規則第18条の35第4項	適宜必要と認める資料
第7 障害児通所 給付費の算定及 び取扱い		法第21条の5の3第2項	
1 基本事項	(1) 居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第4により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122第一号 平24厚告128	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(2) (1)の規定により、居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一元未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2 居宅訪問型児童発達支援給付費	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第4の1の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間)	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、居宅訪問型児童発達支援計画（指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。）に基づき、支援に慣れるために指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。	平24厚告122別表第4の1の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(減算が行われる場合)	(3) 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に	平24厚告122別表第4の1の注3 平24厚告271第	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	乗じて得た数を算定しているか。 ① 従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める基準及び割合」の第三号の二の表上段に該当する場合 同表下段に定める割合 ② 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第71条の14において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 （一）居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 （二）居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 ③ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合（令和7年4月1日以降） 100分の85	三号の二	
<u>（特別地域加算）</u>	（4）平成27年厚生労働省告示第182号「こども家庭庁長官が定める地域」に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第4の1の注4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>（身体拘束廃止未実施減算）</u>	（5）指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底	平24厚告122別表第4の1の注5	第4の33に定める確認文書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(虐待防止措置未 実施減算)	を図ること。 ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。 (6) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 イ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ニ	平24厚告122別表 第4の1の注6	第4の34に定める確認文書等
(業務継続計画未 策定減算)	(7) 指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表 第4の1の注7	第4の27に定める確認文書等
(情報公表未報告 減算)	(8) 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表 第4の1の注8	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2の2 訪問支援 員特別加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の二に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。 イ 訪問支援員特別加算(Ⅰ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の二に適合 ロ 訪問支援員特別加算(Ⅱ) 平成24年厚	平24厚告122別表 第4の1の2の注 平24厚告270第十号の二の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2の3 家族支援 加算	<u>生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の二に適合</u> (1) <u>指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イについては1日につき1回及び1月につき2回を限度として、ロについては1日につき1回及び1月につき4回を限度として、それぞれイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。</u> <u>イ 家族支援加算（Ⅰ）</u> (1) <u>障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合</u> （一）<u>所要時間1時間以上の場合</u> （二）<u>所要時間1時間未満の場合</u> (2) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合</u> (3) <u>テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合</u> <u>ロ 家族支援加算（Ⅱ）</u> (1) <u>対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合</u> (2) <u>テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合</u> (2) <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅰ）、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅰ）又は医療型経過的</u>	平24厚告122別表 第4の1の3の 注1 平24厚告122別表 第4の1の3の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅰ）、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定した回数と（１）のイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のイを、児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）、主として難聴児経過の児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅱ）、主として重症心身障害児経過の児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅱ）又は医療型経過の児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅱ）、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅱ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅱ）を算定した回数と（１）のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のロを算定していないか。</u>		
2の4 多職種連携支援加算	<u>異なる専門性を有する２以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する２以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第４の１の４の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2の5 強度行動障害児支援加算	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の三に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の四に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第４の１の５の注 平24厚告270第十号の二の三 平24厚告270第十号の二の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
3 通所施設移行支援加算	<u>指定通所基準第71条の８に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第４の２の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 利用者負担上限額管理加算	<u>指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第４の３の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>5 福祉・介護職員 処遇改善加算 (令和6年5月31 日まで)</u>	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の三に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u> <u>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2から4までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</u> <u>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2から4までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</u> <u>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2から4までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</u>	平24厚告122別表第4の4の注 平24厚告270第十号の三 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>6 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算 (令和6年5月31 日まで)</u>	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の四に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援等を行った場合は、2から4までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</u>	平24厚告122別表第4の5の注 平24厚告270第十号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>7 福祉・介護職員 等ベースアップ 等支援加算 (令和6年5月31 日まで)</u>	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の五に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、2から4までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</u>	平24厚告122別表第4の6の注 平24厚告270第十号の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>8 福祉・介護職員 等処遇改善加算 (令和6年6月1 日以降)</u>	<u>（1）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の三に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援</u>	平24厚告122別表第4の4の注1 平24厚告270第十号の三 平24厚告270第二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（２）において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000分の129に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000分の118に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000分の96に相当する単位数 （２）令和 7 年 3 月 31 日までの間、平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の三に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定居宅訪問型児童発達支援事業所（（１）の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１） 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000分の109に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２） 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000分の107に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５） 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000分の87に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７） 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000分の81に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８） 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000分の98に相当する単位数 ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10） 2 から 4 までにより算定した単位数の	号準用 平 24 厚告 122 別表 第 4 の 4 の注 2 平 24 厚告 270 第十 号の三 平 24 厚告 270 第二 号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>1000分の61に相当する単位数</u> <u>⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u> <u>2から4までにより算定した単位数の</u> <u>1000分の76に相当する単位数</u> <u>⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> <u>2から4までにより算定した単位数の</u> <u>1000分の70に相当する単位数</u> <u>⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> <u>2から4までにより算定した単位数の</u> <u>1000分の50に相当する単位数</u>		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

主眼事項及び着眼点等（指定保育所等訪問支援）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<u>（1）保育所等訪問支援に係る指定通所支援（指定保育所等訪問支援）の事業を行う者（指定保育所等訪問支援事業者）は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定保育所等訪問支援の提供に努めているか。</u> <u>（2）指定保育所等訪問支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（障害福祉サービス）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</u> <u>（3）指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u> <u>（4）指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。</u>	法第21条の5の18 平24厚令15第3条第2項 平24厚令15第3条第3項 平24厚令15第3条第4項 平24厚令15第72条	運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを 提供する者等との 連携に努めて いることが分か る書類 運営規程 研修計画、研修実 施記録 虐待防止関係書 類 体制の整備をし ていることが分 かる書類 運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関する基準		法第21条の5の19第1項	
1 従業者の員数	<u>（1）指定保育所等訪問支援事業者が当該事業を行う事業所（指定保育所等訪問支援事業所）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。</u> <u>一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</u> <u>二 児童発達支援管理責任者 1以上</u> <u>（2）（1）の二に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育</u>	平24厚令15第73条第1項 平24厚令15第73条第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカ

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>所等訪問支援事業所の職務に従事する者となっているか。</u>		ード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
<u>2 管理者</u>	<u>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。(ただし、1の(1)の一に掲げる訪問支援員及び二に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定保育所等訪問支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定保育所等訪問支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定保育所等訪問支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</u>	平24厚令15第74条 平24厚令15第7条準用	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表
<u>第3 設備に関する基準</u>	<u>(1) 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</u> <u>(2) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)</u>	法第21条の5の19第2項 平24厚令15第75条 平24厚令15第71条の10第1項準用 平24厚令15第75条 平24厚令15第71条の10第2項準用	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
<u>第4 運営に関する基準</u>		法第21条の5の19第2項	
<u>1 内容及び手続の説明及び同意</u>	<u>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者が指定保育所等訪問支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定保育所等訪問支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u> <u>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第12条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第12条	重要事項説明書 利用契約書 重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 契約支給量の報告等	<u>込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u> (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供するときは、当該指定保育所等訪問支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定保育所等訪問支援の量（(2)において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（(3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 (4) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	条第2項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第13条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第13条第2項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第13条第3項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第13条第4項準用	交付した書面 受給者証の写し 受給者証の写し 契約内容報告書 契約内容報告書 受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の禁止	指定保育所等訪問支援事業者は、正当な理由がなく、指定保育所等訪問支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第14条準用	適宜必要と認める資料
4 連絡調整に対する協力	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第15条準用	適宜必要と認める資料
5 サービス提供困難時の対応	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第16条準用	適宜必要と認める資料
6 受給資格の確	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所		受給者証の写し

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
認	<u>等訪問支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第17条準用	
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第18条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第18条第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
8 心身の状況等の把握	<u>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第19条準用	アセスメント記録 ケース記録
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、<u>都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u> (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供の終了に際しては、<u>障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第20条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第20条第2項準用	個別支援計画 ケース記録 個別支援計画 ケース記録
10 サービス提供の記録	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該指定保育所等訪問支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定保育所等訪問支援の提供の都度、記録しているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、<u>通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援を提</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第21条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第21	サービス提供の記録 サービス提供の記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11 身分を証する書類の携行	<u>供したことについて確認を受けているか。</u> 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	条第2項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第71条の11準用	適宜必要と認める資料
12 指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定保育所等訪問支援事業者が、指定保育所等訪問支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	平24厚令15第79条 平24厚令15第22条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第22条第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
13 <u>通所利用者負担額の受領</u>	(1) <u>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</u> (2) <u>指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</u> (3) <u>指定保育所等訪問支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業実施地域(当該指定保育所等訪問支援事業者が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。)以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</u> (4) <u>指定保育所等訪問支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第71条の12第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第71条の12第2項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第71条の12第3項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第71条	請求書 領収書 請求書 領収書 請求書 領収書 領収書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 通所利用者負担額に係る管理	<u>の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</u> <u>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、(3)の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</u> 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。	条の12第4項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第71条の12第5項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第24条準用	重要事項説明書 適宜必要と認める資料
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<u>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領により指定保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</u> <u>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第25条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第25条第2項準用	通知の写し サービス提供証明書の写し
16 指定保育所等訪問支援の取扱方針	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、保育所等訪問支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定保育所等訪問支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 <u>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営む</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第26条第1項準用 平24厚令15第79条	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>ことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</u> (3) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 <u>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は(4)の規定により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定保育所等訪問支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この16において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価(以下この16において「保護者評価」という。)及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて、その改善を図っているか。</u> <u>一 当該保育所等訪問支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</u> <u>二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</u> <u>三 指定保育所等訪問支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況</u> <u>四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</u> <u>五 当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</u> <u>六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</u> <u>七 指定保育所等訪問支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</u>	平24厚令15第26条第2項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第26条第3項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第26条第5項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第26条第6項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>況</u> <u>(6) 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第26条第7項準用	適宜必要と認める資料
16の2 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進	<u>指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第26条の3準用	適宜必要と認める資料
17 保育所等訪問支援計画の作成等	<u>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定保育所等訪問支援に係る通所支援計画（保育所等訪問支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。</u> <u>(2) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u> <u>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u> <u>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、インクルージョンの観点</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第2項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第3項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第4項準用	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録 個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的内容、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて保育所等訪問支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u> <u>(5) 児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、保育所等訪問支援計画の原案について意見を求めているか。</u> <u>(6) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該保育所等訪問支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u> <u>(7) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成した際には、当該保育所等訪問支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</u> <u>(8) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該保育所等訪問支援計画の変更を行っているか。</u> <u>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> <u>一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第5項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第6項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第7項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第8項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第9項準用	サービス担当者会議の記録 個別支援計画 保護者に交付した記録 個別支援計画 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 モニタリング記録 面接記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 児童発達支援 管理責任者の責 務	<u>二 定期的にモニタリングの結果を記録 すること。</u>		
	<u>(10) 保育所等訪問支援計画の変更については 、(2) から(7) までの規定に準じて行 っているか。</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第27 条第10項準用	(2) から(7) に 掲げる確認資料
	<u>(1) 児童発達支援管理責任者は、17に規定す る業務のほか、次に掲げる業務を行って いるか。</u> <u>一 相談及び援助を行うこと。</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第28 条第1項準用	相談及び援助を 行っていること が分かる書類(ケ ース記録等)
	<u>二 他の従業者に対する技術指導及び助 言を行うこと。</u>		他の従業者に指 導及び助言した 記録
19 相談及び援助	<u>(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行う に当たっては、障害児が自立した日常生活 又は社会生活を営むことができるよう、障 害児及び通所給付決定保護者の意思をで きる限り尊重するよう努めているか。</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第28 条第2項準用	適宜必要と認め る資料
20 支援	指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の 心身の状況、その置かれている環境等の的確な 把握に努め、障害児又はその家族に対し、その 相談に適切に応じるとともに、必要な助言その 他の援助を行っているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第29 条準用	適宜必要と認め る資料
	<u>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児 の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援 と日常生活の充実に資するよう、適切な技 術をもって支援を行っているか。</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第30 条第1項準用	個別支援計画 サービス提供の 記録 業務日誌等
	<u>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児 が日常生活における適切な習慣を確立す るとともに、社会生活への適応性を高める よう、あらゆる機会を通じて支援を行って いるか。</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第30 条第2項準用	個別支援計画 サービス提供の 記録 業務日誌等
	<u>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児 の適性に応じ、障害児ができる限り健全な 社会生活を営むことができるよう、より適 切に支援を行っているか。</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第30 条第3項準用	個別支援計画 サービス提供の 記録 業務日誌等
	<u>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、常時1 人以上の従業者を支援に従事させている か。</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第30	勤務実績表 出勤簿(タイムカ ード)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
		条 第4項準用	従業員の資格証 勤務体制一覧表
21 社会生活上の 便宜の供与等	<u>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定保育所等訪問支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。</u> (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第30条第5項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第32条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第32条第2項準用	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
22 緊急時等の対応	<u>指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第34条準用	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
23 通所給付決定保護者に関する 市町村への通知	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第35条準用	適宜必要と認める資料
24 管理者の責務	(1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第6章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第36条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第36条第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
25 運営規程	<u>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</u> <u>一 事業の目的及び運営の方針</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第71条の13準用	運営規程

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>二 従業員の職種、員数及び職務の内容</u> <u>三 営業日及び営業時間</u> <u>四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</u> <u>五 通常の事業の実施地域</u> <u>六 サービスの利用に当たっての留意事項</u> <u>七 緊急時等における対応方法</u> <u>八 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>九 その他運営に関する重要事項</u>		
26 勤務体制の確保等	<u>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供することができるよう、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。</u> <u>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業員によって指定保育所等訪問支援を提供しているか。</u> <u>(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</u> <u>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u> <u>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第38条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第38条第2項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第38条第3項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第38条第4項準用	従業員勤務表 勤務形態一覧表 または雇用形態が分かる書類 研修計画、研修実施記録 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 業務継続計画
27 業務継続計画の策定等	<u>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定保育所等訪問支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u> <u>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第38条の2第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第38条の2第2項準用	研修及び訓練を実施したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
28 安全計画の策 定等	<u>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的 に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行っているか。</u>	用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第38 条の2第1項準 用	業務継続計画の 見直しを検討し たことが分かる 書類
	<u>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児 の安全の確保を図るため、指定保育所等訪 問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪 問支援事業所の設備の安全点検、従業者、 障害児等に対する事業所外での活動、取組 等を含めた指定保育所等訪問支援事業所 での生活その他の日常生活における安全 に関する指導、従業者の研修及び訓練その 他指定保育所等訪問支援事業所における 安全に関する事項についての計画（以下「 安全計画」という。）を策定し、当該安全 計画に従い必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第40 条の2第1項準 用	安全計画に関す る書類
	<u>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者 に対し、安全計画について周知するととも に、(1)の研修及び訓練を定期的を実施 しているか。</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第40 条の2第2項準 用	研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類
	<u>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児 の安全の確保に関して通所給付決定保護 者との連携が図られるよう、通所給付決定 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内 容等について周知しているか。</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第40 条の2第3項準 用	保護者に周知し たことが分かる 書類
	<u>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的 に安全計画の見直しを行い、必要に応じて 安全計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第40 条の2第4項準 用	安全計画に関す る書類
29 自動車を運行 する場合の所在 の確認	<u>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児 の事業所外での活動、取組等のための移動 その他の障害児の移動のために自動車を 運行するときは、障害児の乗車及び降車の 際に点呼その他の障害児の所在を確実に、 把握することができる方法により、障害児 の所在を確認しているか。</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第40 条の3第1項準 用	自動車運行状況 並びに所在を確 認したことが分 かる書類
	<u>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児 の送迎を目的とした自動車（運転者席及び これと並列の座席並びにこれらより一つ 後方に備えられた前向きの座席以外の座</u>	平24厚令15第79 条 平24厚令15第40 条の3第2項準	見落とし防止に 関する装置及び 当該装置を用い た手順が分かる

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
30 衛生管理等	<u>席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（１）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。</u> （１）<u>指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u> （２）<u>指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定保育所等訪問支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定保育所等訪問支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u> ③ <u>当該指定保育所等訪問支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に行っているか。</u>	用 平24厚令15第79条 平24厚令15第41条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第41条第2項準用	書類 衛生管理に関する書類 衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類
31 掲示	<u>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定保育所等訪問支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定保育所等訪問支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第43条第1項・第2項準用	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
32 身体拘束等の禁止	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、<u>障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u> (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、<u>やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u> (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、<u>身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u> ③ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第44条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第44条第2項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第44条第3項準用	個別支援計画 身体拘束等に関する書類 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） 委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類
33 虐待等の禁止	(1) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、<u>障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</u> (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、<u>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定保育所等訪問支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定保育所等訪問支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</u> ③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第45条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第45条第2項準用	個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌 委員会議事録 従業者に周知したことが分かる書類 研修を実施したことが分かる書類 担当者が配置さ

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
34 秘密保持等	<u>するための担当者を置いているか。</u> (1) <u>指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u> (2) <u>指定保育所等訪問支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u> (3) <u>指定保育所等訪問支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第47条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第47条第2項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第47条第3項準用	れていることが分かる書類(辞令、人事記録等) 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等) 個人情報同意書
35 情報の提供等	(1) <u>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定保育所等訪問支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u> (2) <u>指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第48条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第48条第2項準用	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等) 事業者のHP画面・パンフレット
36 利益供与等の禁止	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品	平24厚令15第79条 平24厚令15第49条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第49条第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
37 苦情解決	その他の財産上の利益を収受していないか。		
	(3) (1) 及び (2) の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定保育所等訪問支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。		
	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第50条第1項準用	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第50条第2項準用	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定保育所等訪問支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第50条第3項準用	市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあつた場合には、(3) の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第50条第4項準用	都道府県等への報告書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
38 地域との連携等	(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、<u>社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。</u> 指定保育所等訪問支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第50条第5項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第51条第1項準用	運営適正化委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料 適宜必要と認める資料
39 事故発生時の対応	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、<u>障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u> (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)の<u>事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u> (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、<u>障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第52条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第52条第2項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第52条第3項準用	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)
40 会計の区分	指定保育所等訪問支援事業者は、<u>指定保育所等訪問支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定保育所等訪問支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第53条準用	収支予算書・決算書等の会計書類
41 記録の整備	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、<u>従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u> (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、<u>障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存しているか。</u> 一 <u>提供した指定保育所等訪問支援に係る必要な事項の提供の記録</u> 二 <u>保育所等訪問支援計画</u> 三 <u>市町村への通知に係る記録</u> 四 <u>身体拘束等の記録</u>	平24厚令15第79条 平24厚令15第54条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第54条第2項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記一から六までの書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
42 電磁的記録等	<u>五 苦情の内容等の記録</u> <u>六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 (2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。	平24厚令15第83条第1項 平24厚令15第83条第2項 法第21条の5の19	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
<u>第5 多機能型事業所に関する特例</u> <u>1 従業者の員数に関する特例</u>	<u>指定保育所等訪問支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。</u> <u>一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</u> <u>二 児童発達支援管理責任者 1以上</u>	平24厚令15第80条第1項（第73条第1項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 設備に関する 特例	<u>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</u>	平24厚令15第81条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
3 電磁的記録等	(1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。	平24厚令15第83条第1項	電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平24厚令15第83条第2項	適宜必要と認める資料
第6 変更の届出等	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定に係る保育所等訪問支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定保育所等訪問支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の20第3項 施行規則第18条の35第1項～第3項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の20第4項 施行規則第18条の35第4項	適宜必要と認める資料
第7 障害児通所 給付費の算定 及び取扱い		法第21条の5の3第2項	
1 基本事項	<u>(1) 保育所等訪問支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第5により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて</u>	平24厚告122の一 平24厚告128	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>得た額を算定しているか。</u> (2) (1)の規定により、保育所等訪問支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2 保育所等訪問支援給付費	(1) 指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第5の1の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(保育所等訪問支援の提供時間	(2) 指定保育所等訪問支援の提供時間が30分未満のものについては、保育所等訪問支援計画（指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。）に基づき、周囲の環境に慣れるために指定保育所等訪問支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定保育所等訪問支援の提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。	平24厚告122別表第5の1の注1の2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(減算が行われる場合)	(3) 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる割合 (一) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 ② 同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93 ③ 従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の第三号の三の表上段に該当する場合 同表下段に定める	平24厚告122別表第5の1の注2 平24厚告271第三号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(特別地域加算)	割合 ④ <u>保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている場合（令和7年4月1日以降） 100分の85</u> (4) <u>平成27年厚生労働省告示第182号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域」にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</u>	平24厚告122別表第5の1の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(身体拘束廃止未実施減算)	(5) <u>指定保育所等訪問支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> イ <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> ロ <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> ハ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。</u>	平24厚告122別表第5の1の注4	第4の32に定める確認文書等
(虐待防止措置未実施減算)	(6) <u>指定保育所等訪問支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> イ <u>当該保育所等訪問支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ロ <u>当該指定保育所等訪問支援事業者</u>	平24厚告122別表第5の1の注5	第4の33に定める確認文書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u> <u>ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>		
<u>(業務継続計画未策定減算)</u>	<u>(7) 指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告122別表第5の1の注6	第4の27に定める確認文書等
<u>(情報公表未報告減算)</u>	<u>(8) 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告122別表第5の1の注7	適宜必要と認める資料
<u>2の2 訪問支援員特別加算</u>	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の六に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該基準に適合する者が指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。 <u>イ 訪問支援員特別加算(Ⅰ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の六イに適合</u> <u>ロ 訪問支援員特別加算(Ⅱ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の六ロに適合</u>	平24厚告122別表第5の1の2の注 平24厚告270第十号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>2の3 初回加算</u>	<u>指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第5の1の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>2の4 家族支援加算</u>	<u>(1) 指定通所基準第73条の規定する指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。)等に対する相談支援を行った場合に、イについては1日につき1回及び1月につき2回を限度として、ロについては1日につき1回及び1月につき4回を限度と</u>	平24厚告122別表第5の1の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	して、それぞれイ又はロに掲げる場合に <u>応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算 しているか。</u> <u>イ 家族支援加算（Ⅰ）</u> <u>（１） 障害児の家族等の居宅を訪問して 相談援助を行った場合</u> <u>（一） 所要時間１時間以上の場合</u> <u>（二） 所要時間１時間未満の場合</u> <u>（２） 指定保育所等訪問支援事業所等に おいて対面により相談援助を行った 場合</u> <u>（３） テレビ電話装置その他の情報通信 機器を活用して相談援助を行った場 合</u> <u>ロ 家族支援加算（Ⅱ）</u> <u>（１） 対面により他の障害児及びその家 族等と合わせて相談援助を行った場 合</u> <u>（２） テレビ電話装置その他の情報通信 機器を活用して他の障害児及びその 家族等と合わせて相談援助を行った 場合</u> <u>（２） 指定保育所等訪問支援事業所が指定通所 基準第２条第13号に規定する多機能型事 業所（指定通所基準第４条に規定する指定 児童発達支援の事業、指定通所基準第65条 に規定する指定放課後等デイサービスの 事業及び指定通所基準第71条の７に規定 する指定居宅訪問型児童発達支援の事業 のうち１以上の事業と指定通所基準第72 条に規定する指定保育所等訪問支援の事 業を一体的に行う事業所に限る。この第5 において同じ。）に該当する場合には、障 害児及びその家族等について、児童発達支 援の家族支援加算（Ⅰ）、主として難聴児 経過的児童発達支援給付費の家族支援加 算（Ⅰ）、主として重症心身障害児経過的 児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅰ） 又は医療型経過的児童発達支援給付費の 家族支援加算（Ⅰ）、放課後等デイサービ スの家族支援加算（Ⅰ）及び居宅訪問型児 童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定し た回数と（１）のイを算定した回数を通算 した回数が１日につき１回又は１月につ き４回を超えているときは（１）のイを、 児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）、主と して難聴児経過的児童発達支援給付費の 家族支援加算（Ⅱ）、主として重症心身障 害児経過的児童発達支援給付費の家族支 援加算（Ⅱ）又は医療型経過的児童発達支</u>		

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>援給付費の家族支援加算（Ⅱ）、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅱ）及び居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）を算定した回数と（１）のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはロを算定していないか。</u>		
<u>２の５ 多職種連携支援加算</u>	<u>異なる専門性を有する２以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する２以上の訪問支援員により指定保育所等訪問支援を行った場合に、１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第５の１の５の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>２の６ ケアニーズ対応加算</u>	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の七に適合する者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。</u>	平24厚告122別表第５の１の６の注 平24厚告270第十号の七	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>２の７ 強度行動障害児支援加算</u>	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の八に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の九に適合する指定保育所等訪問支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第４の１の７の注 平24厚告270第十号の八 平24厚告270第十号の九	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>２の８ 関係機関連携加算</u>	<u>（１）指定保育所等訪問支援事業所において、訪問先の施設に加えて、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で障害児の心身の状況、生活環境その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の訪問先の施設及び児童相談所等関係機関との連絡調整並びに必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表第４の１の８の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	(2) 指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に児童発達支援の関係機関連携加算(Ⅲ)、放課後等デイサービスの関係機関連携加算(Ⅲ)、主として難聴児経過の児童発達支援給付費の関係機関連携加算(Ⅲ)、主として重症心身障害児経過の児童発達支援給付費の関係機関連携加算(Ⅲ)又は医療型経過の児童発達支援給付費の関係機関連携加算(Ⅲ)を算定しているときは、算定していないか。		
3 利用者負担上 限額管理加算	指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第5の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 福祉・介護職員 処遇改善加算 (令和6年5月31 日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十一号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	平24厚告122別表第5の3の注 平24厚告270第十一号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算 (令和6年5月31 日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、2から3までにより算定した単	平24厚告122別表第5の4の注 平24厚告270第十二号 平24厚告270第十号の四準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
6 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月31日まで)	<u>位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</u> 平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十二号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、2から3までにより算定した<u>単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</u>	平24厚告122別表第5の5の注 平24厚告270第十二号の二 平24厚告270第三号の二準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 福祉・介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月1日以降)	(1) 平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十一号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（2）において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 2から3までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 2から3までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 2から3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数 (2) 令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十一号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（（1）の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。	平24厚告122別表第5の3の注1 平24厚告270第十一号 平24厚告270第二号準用 平24厚告122別表第5の3の注2 平24厚告270第十一号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から3までにより算定した単位数の 1000分の109に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から3までにより算定した単位数の 1000分の107に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 2から3までにより算定した単位数の 1000分の87に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から3までにより算定した単位数の 1000分の81に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から3までにより算定した単位数の 1000分の98に相当する単位数 ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から3までにより算定した単位数の 1000分の61に相当する単位数 ⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から3までにより算定した単位数の 1000分の76に相当する単位数 ⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から3までにより算定した単位数の 1000分の70に相当する単位数 ⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から3までにより算定した単位数の 1000分の50に相当する単位数		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

主眼事項及び着眼点等（指定福祉型障害児入所施設等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 一般原則	（1）<u>指定福祉型障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び15歳以上の障害児が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第1及び第4の41において「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。</u> （2）<u>指定福祉型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。</u> （3）<u>指定福祉型障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u> （4）<u>指定福祉型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u>	法第24条の12 平24厚令16第3条第1項 平24厚令16第3条第2項 平24厚令16第3条第3項 平24厚令16第3条第4項	運営規程 個別支援計画 移行支援計画 ケース記録 運営規程 個別支援計画 移行支援計画 ケース記録 運営規程 個別支援計画 移行支援計画 ケース記録 福祉サービスを 提供する者等との 連携に努めて いることが分かる 書類 運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類
第2 人員に関する基準			
1 従業者の員数	指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業員	法第24条の12第1	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(1) 嘱託医</u>	者及びその員数は、次のとおりになっているか エ 1以上	項 平24厚令16第4条 第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
<u>(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)</u>	イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数 イ 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(自閉症児)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上 ロ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上	平24厚令16第4条 第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
<u>(3) 児童指導員及び保育士</u>	イ 総数 ①から③までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数 ① 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上) ② 主として盲児又はろうあ児(盲ろうあ児)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上) ③ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上 ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上	平24厚令16第4条 第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(4) 栄養士</u>	<u>1 以上（ただし、40 人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、置かないことができる。）</u>	平24厚令16第4条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(5) 調理員</u>	<u>1 以上（ただし、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては、置かないことができる。）</u>	平24厚令16第4条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(6) 児童発達支援 管理責任者</u>	<u>1 以上</u>	平24厚令16第4条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(7) 医師</u>	<u>主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には置く</u>	平24厚令16第4条第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(8) 心理担当職員</u>	<u>心理支援を行う必要があると認められる障害児 5 人以上に心理支援を行う場合には置く</u>	平24厚令16第4条第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(9) 職業指導員</u>	<u>職業指導を行う場合には置く</u>	平24厚令16第4条第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(10) <u>心理担当職員 の資格</u>	<u>(8) に規定する心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u>	平24厚令16第4条 第3項	勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 心理学又はこれに相当する課程の大学又は大学院の卒業証書又は卒業したことを証明する書類 個人及び集団心理療法の技術を有する又はこれと同等以上の能力を有することを証明する書類
(11) <u>職務の専従</u>	<u>(2) から (10) に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、（4）及び（5）については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）</u>	平24厚令16第4条 第4項	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
第3 <u>設備に関する基準 設備</u>	<u>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けているか。（ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。）</u> <u>(2) 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、（1）に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けているか</u> <u>一 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（職業指導に必要な設備）</u> <u>二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備</u>	法第24条の12第2項 平24厚令16第5条 第1項 平24厚令16第5条 第2項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(経過措置)	<u>並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</u> <u>三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</u> <u>四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</u>		
	<u>(3) (1) の居室は、次のとおりとなっているか。</u> <u>一 1 の居室の定員は、4 人以下とすること。</u> <u>二 障害児 1 人当たりの床面積は、4.95 平方メートル以上とすること。</u> <u>三 一及び二の規定にかかわらず、乳児又は幼児のみの 1 の居室の定員は 6 人以下とし、1 人当たりの床面積は 3.3 平方メートル以上とすること。</u> <u>四 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。</u>	平24厚令16第5条第3項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	<u>(4) 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。</u>	平24厚令16第5条第4項	平面図 【目視】
	<u>(5) (1) 及び (2) に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1) 及び (2) に規定する設備(居室を除く。)) については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)</u>	平24厚令16第5条第5項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(1) 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号)の施行の際現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。整備法)第5条による改正前の法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(旧指定知的障害児施設等)(知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。)であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条による	平24厚令16附則第2条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの（同令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、（3）の第一号中「4人」とあるのは「15人」と、同第二号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同第三号の規定は適用しない。 （2）この省令の施行の際現に存する旧指定知的障害児施設等（肢体不自由児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの（この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、（3）の規定は適用しない。	平24厚令16附則第3条	適宜必要と認める資料
第4 運営に関する基準		法第24条の12第2項	
1 内容及び手続の説明及び同意	（1）指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 （2）指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令16第6条第1項	重要事項説明書 利用契約書
2 提供拒否の禁止	指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令16第6条第2項	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付した書面
3 あっせん、調整及び要請に対する協力	指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	平24厚令16第7条	適宜必要と認める資料
4 サービス提供困難時の対応	指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切	平24厚令16第8条	適宜必要と認める資料
		平24厚令16第9条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 受給資格の確認	な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。 <u>指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しているか。</u>	平24厚令16第10条	受給者証の写し
6 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令16第11条第1項 平24厚令16第11条第2項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
7 心身の状況等の把握	<u>指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平24厚令16第12条	アセスメント記録 ケース記録
8 居住地の変更が見込まれる者への対応	指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。	平24厚令16第13条	適宜必要と認める資料
9 入退所の記録の記載等	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（入所受給者証記載事項）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。 (2) 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しているか。 (3) 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しているか。	平24厚令16第14条第1項 平24厚令16第14条第2項 平24厚令16第14条第3項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
10 サービスの提供の記録	<u>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他</u>	平24厚令16第15条第1項	サービス提供の記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11 指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<u>必要な事項を記録しているか。</u>		
	<u>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。</u>	平24厚令16第15条第2項	サービス提供の記録
	(1) 指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、12の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	平24厚令16第16条第1項 平24厚令16第16条第2項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
12 <u>入所利用者負担額の受領</u>	<u>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。</u>	平24厚令16第17条第1項	請求書 領収書
	<u>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けているか。</u>	平24厚令16第17条第2項	請求書 領収書
	<u>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、入所給付決定保護者から受けることができる次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。</u> 一 食事の提供に要する費用及び光熱水費(特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、食費等の基準費用額(特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額)を限度とする。) 二 日用品費	平24厚令16第17条第3項	請求書 領収書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 入所利用者負担額に係る管理	<u>三 一号及び二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</u>		
	<u>(4) (3) の一号に掲げる費用については、平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとしているか。</u>	平24厚令16第17条第4項 平24厚告231	請求書 領収書 重要事項説明書
	<u>(5) 指定福祉型障害児入所施設は、(1) から(3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。</u>	平24厚令16第17条第5項	領収書
	<u>(6) 指定福祉型障害児入所施設は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。</u>	平24厚令16第17条第6項	重要事項説明書
14 障害児入所給付費等の額に係る通知等	指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（入所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。	平24厚令16第18条	適宜必要と認める資料
14 障害児入所給付費等の額に係る通知等	<u>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しているか。</u>	平24厚令16第19条第1項	通知の写し
	<u>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提</u>	平24厚令16第19条第2項	サービス提供証明書の写し

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
15 指定入所支援 の取扱方針	<u>供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。</u> (1) 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 (2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めているか。 (3) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。 (4) 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 (5) 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令16第20条 第1項 平24厚令16第20条 第2項 平24厚令16第20条 第3項 平24厚令16第20条 第4項 平24厚令16第20条 第5項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
16 <u>入所支援計画の作成等</u>	<u>(1) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</u> <u>(2) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u>	平24厚令16第21条 第1項 平24厚令16第21条 第2項	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u>	平24厚令16第21条第3項	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	<u>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。</u>	平24厚令16第21条第4項	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類
	<u>(5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。</u>	平24厚令16第21条第5項	サービス担当者会議の記録
	<u>(6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u>	平24厚令16第21条第6項	個別支援計画
	<u>(7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</u>	平24厚令16第21条第7項	保護者に交付した記録 個別支援計画
	<u>(8) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（9）において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令16第21条第8項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	<u>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っ</u>	平24厚令16第21条第9項	モニタリング記録 面接記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16の2 移行支援 計画の作成等	ているか。 一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。		
	(10) (2)、(3)、(5) から (7) まで及び(9)の規定は、(8)に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。	平24厚令16第21条第10項	(2)、(3)、(5) から(7)まで及び(9)に掲げる確認資料
	(1) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令16第21条の2第1項	移行支援計画 児童発達支援管理責任者が移行支援計画を作成していることが分かる書類
	(2) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしているか。	平24厚令16第21条の2第2項	移行支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24厚令16第21条の2第5項 平24厚令16第21条第3項	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しているか。	平24厚令16第21条の2第3項	移行支援計画の 原案 他サービスとの 連携状況が分かる書類
	(5) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等の活	平24厚令16第21条の2第5項 平24厚令16第21条第5項	移行支援会議の 記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 児童発達支援 管理責任者の 責務	<u>用可能。)を開催し、移行支援計画の原案について意見を求めているか。</u>		
	<u>(6) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該移行支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u>	平24厚令16第21条の2第5項 平24厚令16第21条第6項	移行支援計画
	<u>(7) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成した際には、当該移行支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</u>	平24厚令16第21条の2第5項 平24厚令16第21条第7項	保護者に交付した記録 移行支援計画
	<u>(8) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。(9)において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令16第21条の2第4項	移行支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	<u>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> <u>一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</u> <u>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u>	平24厚令16第21条の2第6項 平24厚令16第21条第9項	モニタリング記録 面接記録
	<u>(10) (2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)の規定は、(8)に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。</u>	平24厚令16第21条の2第10項	(2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)に掲げる確認資料
	<u>(1) 児童発達支援管理責任者は、16及び16の2に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</u> <u>一 18に規定する検討及び必要な援助並びに19に規定する相談及び援助を行うこと。</u> <u>二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u>	平24厚令16第22条第1項	相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等) 他の従業者に指導及び助言した記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 検討等	<u>(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</u>	平24厚令16第22条第2項	適宜必要と認める資料
	指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。	平24厚令16第23条	適宜必要と認める資料
19 相談及び援助	指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令16第24条	適宜必要と認める資料
20 支援	<u>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。</u>	平24厚令16第25条第1項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	<u>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。</u>	平24厚令16第25条第2項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	<u>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。</u>	平24厚令16第25条第3項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	<u>(4) 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。</u>	平24厚令16第25条第4項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表
	<u>(5) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。</u>	平24厚令16第25条第5項	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
21 食事	(1) 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとなっているか。 (2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。 (3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。 (4) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	平24厚令16第26条第1項 平24厚令16第26条第2項 平24厚令16第26条第3項 平24厚令16第26条第4項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
22 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。 (2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。 (3) 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	平24厚令16第27条第1項 平24厚令16第27条第2項 平24厚令16第27条第3項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
23 健康管理	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。 (2) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合に	平24厚令16第28条第1項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書				
	において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。 <table><tr><td>児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</td><td>入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</td></tr><tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> (3) 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断		
児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断						
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断						
24 緊急時等の対応	指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平24厚令16第28条第3項 平24厚令16第29条	適宜必要と認める資料 緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録				
25 障害児の入院期間中の取扱い	指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。	平24厚令16第30条	適宜必要と認める資料				
26 給付金として支払を受けた金銭の管理	指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る平成24年厚生労働省告示第305号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。障害児に係る金銭）をその他の財産と区分すること。 二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得	平24厚令16第31条 平24厚告305	適宜必要と認める資料				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
27 入所給付決定 保護者に関する 都道府県への通 知	させること。 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。	平24厚令16第32条	適宜必要と認める資料
28 管理者による 管理等	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。(ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。) (2) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 (3) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者に平成24年厚生労働省令第16号第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令16第33条 第1項 平24厚令16第33条 第2項 平24厚令16第33条 第3項	勤務実績表 出席簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業員の資格証 管理者の雇用形態が分かる書類 業務等の管理を行っていることが分かる書類(運営規程、業務日誌等) 従業員に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類(業務日誌等)
29 運営規程	指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(運営規程)を定めているか。 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入所定員 四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 緊急時等における対応方法 七 非常災害対策 八 主として入所させる障害児の障害の種類 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 その他施設の運営に関する重要事項	平24厚令16第34条	運営規程
30 勤務体制の確保等	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定め	平24厚令16第35条 第1項	従業者の勤務表

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>ているか。</u> (2) 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。) (3) 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 (4) 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24厚令16第35条第2項 平24厚令16第35条第3項 平24厚令16第35条第4項	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 研修計画、研修実施記録 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
31 業務継続計画の策定等	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3) 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平24厚令16第35条の2第1項 平24厚令16第35条の2第2項 平24厚令16第35条の2第3項	業務継続計画 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
32 定員の遵守	指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平24厚令16第36条	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)
33 非常災害対策	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	平24厚令16第37条第1項	非常火災時対応マニュアル(対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
34 安全計画の策 定等	<u>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u>	平24厚令16第37条 第2項	避難訓練の記録 消防署への届出
	<u>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u>	平24厚令16第37条 第3項	地域住民が訓練 に参加している ことが分かる書 類
	<u>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令16第37条 の2第1項	安全計画に関す る書類
	<u>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に 対し、安全計画について周知するとともに 、(1)の研修及び訓練を定期的に実施し ているか。</u>	平24厚令16第37条 の2第2項	研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類
	<u>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安 全計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令16第37条 の2第3項	安全計画に関す る書類
35 自動車を行 う場合の所在 の確認	<u>指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</u>	平24厚令16第37条 の3	自動車運行状況 並びに所在を確 認したことが分 かる書類
36 衛生管理等	<u>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u>	平24厚令16第38条 第1項	衛生管理に関す る書類
	<u>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u> <u>① 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん</u>	平24厚令16第38条 第2項	衛生管理に関す る書類 委員会議事録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
37 協力医療機関等	<u>延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u> ③ <u>当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。</u>		感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	<u>（３）指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。</u>	平24厚令16第38条第3項	ケース記録
	（１）指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令16第39条第1項	適宜必要と認める資料
	（２）指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	平24厚令16第39条第2項	適宜必要と認める資料
	（３）指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（（４）において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。（４）において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。	平24厚令16第39条第3項	適宜必要と認める資料
38 掲示	（４）指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	平24厚令16第39条第4項	適宜必要と認める資料
	<u>指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定福祉型障害児入</u>	平24厚令16第40条第1項、第2項	施設の掲示物又は備え付け閲覧物

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
39 身体拘束等の 禁止	所施設は、これらの事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 (1) 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。 (2) 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 (3) 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	平24厚令16第41条第1項 平24厚令16第41条第2項 平24厚令16第41条第3項	個別支援計画 身体拘束等に関する書類 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） 委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類
40 虐待等の禁止	(1) 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為（被措置児童等虐待）その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (2) 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	平24厚令16第42条第1項 平24厚令16第42条第2項	個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌 委員会議事録 従業者に周知したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
41 秘密保持等	② <u>当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</u>		研修を実施したことが分かる書類
	③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>		担当者が配置されていることが分かる書類(辞令、人事記録等)
	(1) <u>指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u>	平24厚令16第44条第1項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書
42 情報の提供等	(2) <u>指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令16第44条第2項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)
	(3) <u>指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</u>	平24厚令16第44条第3項	個人情報同意書
	(1) <u>指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u>	平24厚令16第45条第1項	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)
43 利益供与等の禁止	(2) <u>指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</u>	平24厚令16第45条第2項	事業者のHP画面・パンフレット
	(1) <u>指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。</u>	平24厚令16第46条第1項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
44 苦情解決	(2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (3) (1) 及び (2) の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定福祉型障害児入所施設が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。	平24厚令16第46条第2項	適宜必要と認める資料
	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平24厚令16第47条第1項	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 施設の掲示物
	(2) 指定福祉型障害児入所施設は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24厚令16第47条第2項	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	(3) 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令16第47条第3項	市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	(4) 指定福祉型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあつた場合には、(3) の改善の内容を都道府県知事に報告して	平24厚令16第47条第4項	都道府県等への報告書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>いるか。</u> (5) 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。	平24厚令16第47条第5項	運営適正委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料
45 地域との連携等	指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24厚令16第48条	適宜必要と認める資料
46 事故発生時の対応	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 (3) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平24厚令16第49条第1項 平24厚令16第49条第2項 平24厚令16第49条第3項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)
47 会計の区分	指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令16第50条	収支予算書・決算書等の会計書類
48 記録の整備	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しているか。 一 入所支援計画及び移行支援計画 二 提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録 三 都道府県への通知に係る記録 四 身体拘束等の記録 五 苦情の内容等の記録	平24厚令16第51条第1項 平24厚令16第51条第2項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記一から六までの書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
49 電磁的記録等	<u>六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (1) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（9の（1）の受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 (2) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。	平24厚令16第58条第1項 平24厚令16第58条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第5 変更の届出等	指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第24条の13 規則第25条の22	適宜必要と認める資料
第6 障害児入所給付費の算定及び取扱い		法第24条の2第2項	
1 基本事項	<u>(1) 指定福祉型障害児入所施設における指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」の第1の1（注5から注6までを除く。）、2及び4から12までにより算定する単位数に平成24年厚生労働</u>	平24厚告123第一号 平24厚告128	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1(注5から注6までに限る。)及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。 (2) (1)の規定により、指定福祉型障害児入所施設における指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。		
2 福祉型障害児入所施設給付費	(1) 指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別および入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告123第二号 平24厚告123の別表第1の1の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(減算が行われる場合)	(2) 福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定しているか。 ① 障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」第四号の表の上欄に該当する場合 同表下欄に定める割合 ② 指定入所支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第16号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(指定入所基準)第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	平24厚告123の別表第1の1の注2 平24厚告271第四号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(身体拘束廃止未実施減算)	指定福祉型障害児入所施設が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数	平24厚告123の別表第1の1の注3	第4の39に定める確認文書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(虐待防止措置未 実施減算)	から減算しているか。 イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 イ 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚告123の別表第1の1の注3の2	第4の40に定める確認文書等
(業務継続計画未 策定減算)	指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告123の別表第1の1の注3の3	第4の31に定める確認文書等
(情報公表未報告 減算)	法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告123の別表第1の1の注3の4	適宜必要と認める資料
(日中活動支援加 算)	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号の十七に適合するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(指定都市)又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(児童相談所設置市)にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。)に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の三十三に適合する指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第1の1の注4 平24厚告269第十二号の十七 平24厚告270第十二号の三十三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(<u>重度障害児支援加算</u>)	(1) <u>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十三号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、 重度障害児（次のイに規定する障害児、次のハ及びホに規定する盲児又はろうあ児並びに次のロに規定する肢体不自由児をいう。）に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、 重度障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害特別支援加算が算定される場合は加算していないか。</u> <u>イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）</u> <u>① 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの</u> <u>（一）食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者</u> <u>（二）頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</u> <u>② 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの</u> <u>ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合</u> <u>① 6歳未満である者</u> <u>② 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設に限る。）を退所後3年未満である者</u> <u>③ 入所後1年未満である者</u> <u>ハ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する盲児又はろう</u>	平24厚告123の別表第1の1の注5 平24厚告269第十三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>あ児に対し指定入所支援を行った場合（二に該当する場合を除く。）</u> ① <u>知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの</u> ② <u>機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの</u> <u>ニ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの</u> <u>ホ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ヘに該当する場合を除く。）</u> ① <u>知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの</u> ② <u>機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの</u> <u>ヘ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの</u> <u>ト 主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合</u> ① <u>各種補装具を用いても身体の移動が困難である者</u> ② <u>機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者</u> <u>（2）（1）の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十三号の二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、（1）のイの ①の(二)又はハの ①若しくはホの①に規定する者に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家</u>	平24厚告123の別表第1の1の注5の2 平24厚告269第十三号の二 平24厚告270第十三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(<u>重度重複障害児加算</u>)	<u>庭庁長官が定める児童等」第十三号に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>重度障害児支援加算5の(1)に該当する重度障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)</u>のうち3以上の障害を有する児童である障害児に対し、<u>指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定している場合は、加算していないか。</u>	平24厚告123の別表第1の1の注6	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(<u>強度行動障害児特別支援加算</u>)	<u>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十四号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次のイ又はロに掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算しているか。ただし、イ又はロのいずれかの加算を算定しているときは、その他の加算は算定していないか。</u> <u>イ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十四号のイに適合する強度の行動障害を有する児童に対して、同告示第十三号に適合する指定入所支援を行った場合(強度行動障害児特別支援加算(I))</u> <u>ロ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十四号のロに適合する強度の行動障害を有する児童に対して、同告示第十三号の二に適合する指定入所支援を行った場合(強度行動障害児特別支援加算(II))</u>	平24厚告123の別表第1の1の注7 平24厚告269第十四号 平24厚告270第十四号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(<u>乳幼児加算</u>)	<u>指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の1の注8	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(<u>心理担当職員配置加算</u>)	<u>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十五号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福</u>	平24厚告123の別表第1の1の注9 平24厚告269第十	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(公認心理師)	<u>祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。</u> <u>公認心理師を1人配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	五号 平24厚告123の別表第1の1の注10	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(看護職員配置加算（Ⅰ）)	<u>指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の1の注11	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(看護職員配置加算（Ⅱ）)	<u>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十五号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の1の注12 平24厚告269第十五号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(児童指導員等加配加算)	<u>常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十四号の二に適合する専門職員（理学療法士等）又は児童指導員若しくは平成24年厚生労働省告示第270号第十四号の三に適合する者（児童指導員等）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の1の注13 平24厚告270第十四号の二 平24厚告270第十四号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(ソーシャルワーカー配置加算)	<u>障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者（社会福祉士等）を1以上配置しているものとして都道府県知</u>	平24厚告123の別表第1の1の注14	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
3 入院・外泊時加算	<u>事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> (1) 入院・外泊時加算（Ⅰ）については、<u>障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（体験的な指定共同生活援助の利用、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、入所定員に応じ、所定単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、所定単位数に1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。</u> (2) 入院・外泊時加算（Ⅱ）については、<u>障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であつて、施設従業者（指定入所基準第4条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。）（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、入所定員に応じ、所定単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。</u>	平24厚告123の別表第1の2の注1 平24厚告123の別表第1の2の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 自活訓練加算	(1) <u>個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が認めた障害児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十六号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十五号に適合する自活に必要な訓練（自活訓練）を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の3の注1 平24厚告269第十六号 平24厚告270第十五号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 入院時特別支援加算	(2) <u>自活訓練加算（Ⅰ）については自活訓練加算（Ⅱ）以外の場合に、自活訓練加算（Ⅱ）については自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の3の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(3) <u>同一の障害児について、同一の指定福祉型障害児入所施設に入所中1回を限度として加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の3の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6 福祉専門職員配置等加算	<u>指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6 福祉専門職員配置等加算	(1) <u>福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の5の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(2) <u>福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定していないか。</u>	平24厚告123の別表第1の5の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(3) <u>福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）について</u>	平24厚告123の別	体制等状況一覧

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	は、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。 ① 指定入所基準第４条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（児童指導員等）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。	表第１の５の注３	表、当該加算の届出書等
7 家族支援加算	指定福祉型障害児入所施設において、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき１回及び１月につき２回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、８の地域移行加算を算定しているときは、算定していないか。 イ 家族支援加算（Ⅰ） （１）障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合 （一）所要時間１時間以上の場合 （二）所要時間１時間未満の場合 （２）指定福祉型障害児入所施設等において対面により相談援助を行った場合 （３）テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 ロ 家族支援加算（Ⅱ） （１）対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 （２）テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	平24厚告123の別表第１の５の２の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8 地域移行加算	入所期間が１月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して	平24厚告123の別表第１の６の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
9 移行支援関係 機関連携加算	退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。 指定福祉型障害児入所施設において、移行支援計画の作成又は変更に当たって、関係者（都道府県、市町村及び教育機関並びに指定特定相談支援事業者又は基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に関係する者をいう。）により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第1の6の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10 体験利用支援 加算	（1）現に指定福祉型障害児入所施設に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十五号の二に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定福祉型障害児入所施設を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次のイ及びロのいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき、 ・体験利用支援加算（Ⅰ）については、3日以内 ・体験利用支援加算（Ⅱ）については、5日以内 の期間について、2回を限度として所定単位数を加算しているか。 イ 体験利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供 ロ 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助 （2）体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動としているか。 イ 体験利用支援加算（Ⅰ） 障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以	平24厚告123の別表第1の6の3の注1 平24厚告270第十五号の二 平24厚告123の別表第1の6の3の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11 栄養士配置加算	下同じ。)の体験的な利用その他の体験活動(宿泊を伴うものに限る。) ロ 体験利用支援加算(Ⅱ) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動(イに定めるものを除く。) (1) 栄養士配置加算(Ⅰ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。 (2) 栄養士配置加算(Ⅱ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。 ① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	平24厚告123の別表第1の7の注1 平24厚告123の別表第1の7の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12 栄養マネジメント加算	次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。 ロ 障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種が共同して、障害児ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ハ 障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。 ニ 障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。	平24厚告123の別表第1の8の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 要支援児童加算	(1) 要支援児童加算（Ⅰ）については、<u>指定福祉型障害児入所施設が、現に入所している者であって、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。）であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u> (2) 要支援児童加算（Ⅱ）については、平成24年厚生労働省告示第269号「<u>こども家庭庁長官が定める施設基準</u>」第十六号の二に適合するものとして都道府県知事に届けた指定福祉型障害児入所施設において、<u>要保護児童又は要支援児童に対して平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十五号の三に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の8の2の注1 平24厚告123の別表第1の8の2の注2 平24厚告269第十六号の二 平24厚告270第十五号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14 集中的支援加算	(1) 集中的支援加算（Ⅰ）については、平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十五号の二に適合する強度の行動障害を有する児童の状態で悪化した場合において、<u>広域的支援人材を指定福祉型障害児入所施設に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> (2) 集中的支援加算（Ⅱ）については、平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十五号の二に適合する強度の行動障害を有する児童の状態で悪化した場合において、<u>集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定福祉型障害児入所施設が、他の指定通所支援を行う事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ、集中</u>	平24厚告123の別表第1の8の3の注1 平24厚告270第十五号の二 平24厚告123の別表第1の8の3の注2 平24厚告270第十五号の二	広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
15 小規模グループケア加算	的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十七号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、以下のイ～ハに掲げる、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。ただし、ハについては、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算しているか。 イ 小規模グループケア加算（Ⅰ）（障害児の数が4人から6人まで） ロ 小規模グループケア加算（Ⅱ）（障害児の数が7人又は8人） ハ 小規模グループケア加算（Ⅱ）（障害児の数が9人又は10人） (2) 小規模グループケア加算（Ⅰ）については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十七号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（本体施設という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の建物で運営される建物に限る。）において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に、更に当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第1の9の注1 平24厚告269第十七号 平24厚告123の別表第1の9の注2 平24厚告269第十七号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
16 障害者支援施設等感染対策向上加算	(1) 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）については、以下の①から③までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算しているか。 ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律	平24厚告123の別表第1の9の2の注1	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、<u>新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)</u>の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ② 指定入所基準第46条第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関(以下この(2)において「協力医療機関等」という。)との間で、感染症(新興感染症を除く。以下この(2)において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ③ 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算((2)において「感染対策向上加算」という。)又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 (2) 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)については、<u>感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>		
17 新興感染症等 施設療養加算	障害児が別にこども家庭庁長官が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定入所支援を行った場合に、<u>1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の9の2の注	適宜必要と認める資料
18 福祉・介護職員 処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十六号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。19及び20において同じ。)が、障害児に対し、指定入所	平24厚告123の別表第1の10の注 平24厚告270第十六号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅰ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅱ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数	平24厚告123の別表第1の11の注 平24厚告270第十七号 平24厚告270第三号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
20 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、2から17までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告123の別表第1の12の注 平24厚告270第十七号の二 平24厚告270第三号の二準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
21 福祉・介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月1日以降)	(1) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十六号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センタ	平24厚告123の別表第1の10の注1 平24厚告270第十六号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	一が行う場合を除く。(2)において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、同号に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の211に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の141に相当する単位数 (2) 令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十六号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設((1)の加算を算定しているものを除く。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から17までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から17までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から17までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 2から17までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 2から17までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数 ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 2から17までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数	平24厚告123の別表第1の10の注2 平24厚告270第十六号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	⑦ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)</u> 2から17までにより算定した単位数の 1000分の152に相当する単位数 ⑧ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)</u> 2から17までにより算定した単位数の 1000分の130に相当する単位数 ⑨ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)</u> 2から17までにより算定した単位数の 1000分の148に相当する単位数 ⑩ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)</u> 2から17までにより算定した単位数の 1000分の114に相当する単位数 ⑪ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u> 2から17までにより算定した単位数の 1000分の103に相当する単位数 ⑫ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u> 2から17までにより算定した単位数の 1000分の110に相当する単位数 ⑬ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> 2から17までにより算定した単位数の 1000分の109に相当する単位数 ⑭ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> 2から17までにより算定した単位数の 1000分の71に相当する単位数		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

主眼事項及び着眼点等（指定医療型障害児入所施設等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 一般原則	（1）<u>指定医療型障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び15歳以上の障害児が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第1及び第4の41において「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。</u> （2）<u>指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。</u> （3）<u>指定医療型障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）</u> <u>、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u> （4）<u>指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u>	法第24条の12 平24厚令16第3条第1項 平24厚令16第3条第2項 平24厚令16第3条第3項 平24厚令16第3条第4項	運営規程 個別支援計画 移行支援計画 ケース記録 運営規程 移行支援計画 個別支援計画 ケース記録 運営規程 個別支援計画 移行支援計画 ケース記録 福祉サービスを 提供する者等との 連携に努めて いることが分かる 書類 運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類
第2 人員に関する基準			
1 従業者の員数	指定医療型障害児入所施設に置くべき従業員	法第24条の12第1	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(1)医療法に規定する病院として必要とされる従業員</u>	者及びその員数は、次のとおりになっているか ○ <u>医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる数</u>	項 平24厚令16第52条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(2)児童指導員及び保育士</u>	イ 総数 ①又は②に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ① 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上 ② 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上 ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上	平24厚令16第52条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(3)心理支援を担当する職員</u>	1以上（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）	平24厚令16第52条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(4)理学療法士又は作業療法士</u>	1以上（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）	平24厚令16第52条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(5)児童発達支援管理責任者</u>	1以上	平24厚令16第52条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(6) 職業指導員</u>	<u>主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設において職業指導を行う場合には置く</u>	平24厚令16第52条第2項	書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(7) 職務の専従</u>	<u>(1) から (5) に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）</u>	平24厚令16第52条第3項	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
<u>(8) 従業者の員数に関する特例</u>	<u>指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。指定障害福祉サービス基準）第50条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1) から (7) に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u>	平24厚令16第52条第4項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>第3 設備に関する基準</u>	<u>指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとなっているか。</u> <u>(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。</u> <u>(2) 支援室及び浴室を有すること。</u> <u>(3) 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、(1) 及び (2) に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けているか。（ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。）</u> <u>一 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室</u>	法第24条の12第2項 平24厚令16第53条第1項 平24厚令16第53条第1項 平24厚令16第53条第2項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備		
	(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。	平24厚令16第53条第3項	平面図 【目視】
	(5) (1) から (3) に規定する設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(2) 及び (3) に規定する設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)	平24厚令16第53条第4項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(6) 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス基準第52条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1) から (5) に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	平24厚令16第53条第5項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	法第24条の12第2項 平24厚令16第57条 平24厚令16第6条第1項準用	重要事項説明書 利用契約書
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第6条第2項準用	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付した書面

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 提供拒否の禁止	指定医療型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第7条 準用	適宜必要と認める資料
3 あっせん、調整及び要請に対する協力	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第8条 準用	適宜必要と認める資料
4 サービス提供困難時の対応	指定医療型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第9条 準用	適宜必要と認める資料
5 受給資格の確認	<u>指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第10条 準用	受給者証の写し
6 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第11条 第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第11条 第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
7 心身の状況等の把握	<u>指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第12条 準用	アセスメント記録 ケース記録
8 居住地の変更が見込まれる者への対応	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第13条 準用	適宜必要と認める資料
9 入退所の記録の記載等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定医療型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（入所受給者証記載事項）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第14条 第1項準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しているか。 (3) 指定医療型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第14条 第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第14条 第3項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
10 サービスの提供の記録	<u>(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</u> <u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第15条 第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第15条 第2項準用	サービス提供の記録 サービス提供の記録
11 指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲	(1) 指定医療型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、12の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	平24厚令16第57条 平24厚令16第16条 第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第16条 第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
12 入所利用者負担額の受領	<u>(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。</u> <u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けているか。</u> 一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額 二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例に	平24厚令16第54条 第1項 平24厚令16第54条 第2項	請求書 領収書 請求書 領収書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>より算定した費用の額</u> (3) <u>指定医療型障害児入所施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、入所給付決定保護者から受けることができる次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。</u> 一 日用品費 二 一号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの (4) <u>指定医療型障害児入所施設は、(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。</u> (5) <u>指定医療型障害児入所施設は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。</u>	平24厚令16第54条第3項 平24厚令16第54条第4項 平24厚令16第54条第5項	請求書 領収書 重要事項説明書 領収書 重要事項説明書
13 入所利用者負担額に係る管理	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（入所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定医療型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第18条 準用	適宜必要と認める資料
14 <u>障害児入所給付費等の額に係る通知等</u>	(1) <u>指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しているか。</u> (2) <u>指定医療型障害児入所施設は、法定代理</u>	平24厚令16第55条第1項 平24厚令16第55条	通知の写し サービス提供証

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
15 指定入所支援 の取扱方針	<u>受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。</u> (1) 指定医療型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 (2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めているか。 (3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。 (4) 指定医療型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 (5) 指定医療型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	第2項 平24厚令16第57条 平24厚令16第20条 第1項準用 平24厚令16第57 平24厚令16第20条 第2項準用 平24厚令16第57 平24厚令16第20条 第3項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第20条 第4項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第20条 第5項準用	明書の写し 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
16 <u>入所支援計画の作成等</u>	<u>(1) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</u> <u>(2) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、そ</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第2項準用	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が入所支援計画を作成していることが分かる書類 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u> <u>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u> <u>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。</u> <u>(5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。</u> <u>(6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u> <u>(7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</u> <u>(8) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（9）において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第3項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第4項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第5項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第6項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第7項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第8項準用	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録 個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類 サービス担当者会議の記録 個別支援計画 保護者に交付した記録 個別支援計画 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16の2 移行支援 計画の作成等	<u>行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。</u>		
	<u>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> <u>一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</u> <u>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第9項準用	モニタリング記録 面接記録
	<u>(10) (2)、(3)、(5) から (7) まで及び(9)の規定は、(8)に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第10項準用	(2)、(3)、(5) から (7) まで及び(9)に掲げる確認資料
	<u>(1) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の2第1項準用	移行支援計画 児童発達支援管理責任者が移行支援計画を作成していることが分かる書類
	<u>(2) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の2第2項準用	移行支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	<u>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の2第5項準用 平24厚令16第21条 第3項準用	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	<u>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の2第3項準用	移行支援計画の 原案 他サービスとの 連携状況が分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 児童発達支援 管理責任者の責 務	<u>(5) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、移行支援計画の原案について意見を求めているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の2第5項準用 平24厚令16第21条第5項準用	移行支援会議の記録
	<u>(6) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該移行支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の2第5項準用 平24厚令16第21条第6項準用	移行支援計画
	<u>(7) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成した際には、当該移行支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の2第5項準用 平24厚令16第21条第7項準用	保護者に交付した記録 移行支援計画
	<u>(8) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（（9）において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の2第4項準用	移行支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	<u>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> <u>一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</u> <u>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の2第6項準用 平24厚令16第21条第9項準用	モニタリング記録 面接記録
	<u>(10) (2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)の規定は、(8)に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の2第10項準用	(2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)に掲げる確認資料
	<u>(1) 児童発達支援管理責任者は、16及び16の2に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第22条第1項準用	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 検討等	一 <u>18に規定する検討及び必要な援助並びに19に規定する相談及び援助を行うこと。</u>		相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等)
	二 <u>他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u>		他の従業者に指導及び助言した記録
	(2) <u>児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第22条第2項準用	適宜必要と認める資料
	指定医療型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第23条準用	適宜必要と認める資料
19 相談及び援助	指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第24条準用	適宜必要と認める資料
20 支援	(1) <u>指定医療型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第1項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	(2) <u>指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第2項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	(3) <u>指定医療型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第3項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	(4) <u>指定医療型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第4項準用	勤務実績表 出勤簿(タイムカード)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
21 食事	(5) <u>指定医療型障害児入所施設は、障害児に 対して、当該障害児に係る入所給付決定保 護者の負担により、当該指定医療型障害児 入所施設の従業者以外の者による支援を 受けさせていないか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第25条 第5項準用	従業員の資格証 勤務体制一覧表 従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の 記録 業務日誌等
	(1) 指定医療型障害児入所施設において、障 害児に食事を提供するときは、その献立は 、できる限り、変化に富み、障害児の健全 な発育に必要な栄養量を含有するものと なっているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第26条 第1項準用	適宜必要と認め る資料
	(2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品 の種類及び調理方法について栄養並びに 障害児の身体的状況及び嗜好を考慮した ものとなっているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第26条 第2項準用	適宜必要と認め る資料
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従 って行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第26条 第3項準用	適宜必要と認め る資料
	(4) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の 健康な生活の基本としての食を営む力の 育成に努めているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第26条 第4項準用	適宜必要と認め る資料
22 社会生活上の 便宜の供与等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、教養娯楽 設備等を備えるほか、適宜障害児のための レクリエーション行事を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第27条 第1項準用	適宜必要と認め る資料
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が 日常生活を営む上で必要な行政機関に対 する手続等について、当該障害児又はその 家族が行うことが困難である場合は、入所 給付決定保護者の同意を得て代わって行 っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第27条 第2項準用	適宜必要と認め る資料
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、常に障害 児の家族との連携を図るとともに、障害児 とその家族との交流等の機会を確保する よう努めているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第27条 第3項準用	適宜必要と認め る資料
23 健康管理	(1) 指定医療型障害児入所施設は、常に障害 児の健康の状況に注意するとともに、入所 した障害児に対し、入所時の健康診断、少 なくとも1年に2回の定期健康診断及び 臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33年法律第56号）に規定する健康診断に準	平24厚令16第57条 平24厚令16第28条 第1項準用	適宜必要と認め る資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書				
	じて行っているか。 (2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定医療型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。 <table><tr><td>児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</td><td>入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</td></tr><tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	平24厚令16第57条 平24厚令16第28条第2項準用	適宜必要と認める資料
児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断						
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断						
	(3) 指定医療型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第28条第3項準用	適宜必要と認める資料				
24 緊急時等の対応	<u>指定医療型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第29条準用	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録				
25 障害児の入院期間中の取扱い	指定医療型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定医療型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第30条準用	適宜必要と認める資料				
26 給付金として支払を受けた金銭の管理	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の設置者が障害児に係る平成24年厚生労働省告示第305号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第31条準用 平24厚告305	適宜必要と認める資料				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
27 入所給付決定 保護者に関する 都道府県への通 知	一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。障害児に係る金銭）をその他の財産と区分すること。 二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第32条 準用	適宜必要と認める資料
28 管理者による 管理等	<u>（１）指定医療型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定医療型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定医療型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）</u> <u>（２）指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</u> <u>（３）指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者に平成24年厚生労働省令第16号第3章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第33条 第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第33条 第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第33条 第3項準用	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業員の資格証 管理者の雇用形態が分かる書類 業務等の管理を行っていることが分かる書類（運営規程、業務日誌等） 従業員に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類（業務日誌等）
29 運営規程	<u>指定医療型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（38において「運営規程」という。）を定めているか。</u> 一 <u>施設の目的及び運営の方針</u> 二 <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u> 三 <u>入所定員</u> 四 <u>指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びそ</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第34条 準用	運営規程

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>の額</u> <u>五 施設の利用に当たっての留意事項</u> <u>六 緊急時等における対応方法</u> <u>七 非常災害対策</u> <u>八 主として入所させる障害児の障害の種類</u> <u>九 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>十 その他施設の運営に関する重要事項</u>		
30 勤務体制の確保等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に<u>対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めているか。</u> (2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の従業員によって<u>指定入所支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</u> (3) 指定医療型障害児入所施設は、従業員の<u>資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u> (4) 指定医療型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 第3項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 第4項準用	従業員の勤務表 勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類 研修計画、研修実 施記録 就業環境が害さ れることを防止 するための方針 が分かる書類
31 業務継続計画の策定等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する<u>指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u> (2) 指定医療型障害児入所施設は、従業員に<u>対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。</u> (3) 指定医療型障害児入所施設は、定期的に<u>業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 の2第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 の2第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 の2第3項準用	業務継続計画 研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類 業務継続計画の 見直しを検討し たことが分かる 書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
32 定員の遵守	<u>指定医療型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第36条 準用	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
33 非常災害対策	<u>（１）指定医療型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</u> <u>（２）指定医療型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u> <u>（３）指定医療型障害児入所施設は、（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 第１項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 第２項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 第３項準用	非常火災時対応マニュアル（対応計画） 運営規程 通報・連絡体制消防用設備点検の記録 避難訓練の記録 消防署への届出 地域住民が訓練に参加していることが分かる書類
34 安全計画の策定等	<u>（１）指定医療型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定医療型障害児入所施設の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定医療型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他指定医療型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</u> <u>（２）指定医療型障害児入所施設は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、（１）の研修及び訓練を定期的実施しているか。</u> <u>（３）指定医療型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 の２第１項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 の２第２項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 の２第３項準用	安全計画に関する書類 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 安全計画に関する書類
35 自動車を運行する場合の所在の確認	<u>指定医療型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 の３準用	自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
36 衛生管理等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 (2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。 (3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第38条 第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第38条 第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第38条 第3項準用 平24厚令16第56条 平24厚令16第57条 平24厚令16第40条 第1項・第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第41条	衛生管理に関する書類 衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 ケース記録 適宜必要と認める資料 施設の掲示物又は備え付け閲覧物 個別支援計画 身体拘束等に関する書類
37 協力歯科医療機関	指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めているか。	平24厚令16第56条	適宜必要と認める資料
38 掲示	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定医療型障害児入所施設は、これらの事項を記載した書面を当該指定医療型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第40条 第1項・第2項準用	施設の掲示物又は備え付け閲覧物
39 身体拘束等の禁止	(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は	平24厚令16第57条 平24厚令16第41条	個別支援計画 身体拘束等に関する書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
40 虐待等の禁止	<u>他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u> <u>（2）指定医療型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u> <u>（3）指定医療型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u> <u>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> <u>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u> <u>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。</u>	第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第41条 第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第41条 第3項準用	する書類 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） 委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類
	<u>（1）指定医療型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為（被措置児童等虐待）その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</u> <u>（2）指定医療型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u> <u>① 当該指定医療型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> <u>② 当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</u> <u>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第42条 第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第42条 第2項準用	個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌 委員会議事録 従業者に周知したことが分かる書類 研修を実施したことが分かる書類 担当者が配置されていることが分かる書類（辞令

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
41 秘密保持等	<u>(1) 指定医療型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u> <u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u> <u>(3) 指定医療型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</u>	平24/厚令16第57条 平24/厚令16第44条 第1項準用 平24/厚令16第57条 平24/厚令16第44条 第2項準用 平24/厚令16第57条 平24/厚令16第44条 第3項準用	、人事記録等) 適宜必要と認める資料 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等) 個人情報同意書
42 情報の提供等	<u>指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定医療型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u>	平24/厚令16第57条 平24/厚令16第45条 第1項準用	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)
43 利益供与等の禁止	(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。 (2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (3) (1) 及び (2) の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者	平24/厚令16第57条 平24/厚令16第46条 第1項準用 平24/厚令16第46条 第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
44 苦情解決	以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定医療型障害児入所施設が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。 <u>（１）指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u> <u>（２）指定医療型障害児入所施設は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u> <u>（３）指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u> <u>（４）指定医療型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、（３）の改善の内容を都道府県知事に報告しているか。</u> <u>（５）指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第3項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第4項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第5項準用 平24厚令16第57条	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 施設の掲示物 苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル 市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県等への報告書 運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 適宜必要と認め
45 地域との連携	指定医療型障害児入所施設は、その運営に当	平24厚令16第57条	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
等	たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24厚令16第48条 準用	る資料
46 事故発生時の 対応	<u>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u> <u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u> <u>(3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第49条 第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第49条 第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第49条 第3項準用	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)
47 記録の整備	<u>(1) 指定医療型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u> <u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しているか。</u> 一 入所支援計画及び移行支援計画 二 提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録 三 都道府県への通知に係る記録 四 身体拘束等の記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平24厚令16第57条 平24厚令16第51条 第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第51条 第2項準用	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記一から六までの書類
48 電磁的記録等	(1) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(9の(1)の受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられてい	平24厚令16第58条 第1項	電磁的記録簿冊

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	るもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 （２）指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。		
第５ 変更の届出等	指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	平24厚令16第58条第２項 法第24条の13 規則第25条の22	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
第６ 障害児入所給付費の算定及び取扱い		法第24条の２第２項	
1 基本事項	（１）<u>指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関における指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」の第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定しているか。</u> （２）<u>（１）の規定により、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関における指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</u>	平24厚告123第一号 平24厚告123第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2 医療型障害児入所施設給付費	（１）<u>指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数</u>	平24厚告123の別表第２の１の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>を算定しているか。</u> (2) <u>指定医療型障害児入所施設で</u>有期有目的の支援を行う場合又は<u>指定発達支援医療機関で</u>有期有目的の支援を行う場合については、<u>入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告123の別表第2の1の注1の2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(減算が行われる場合)	(3) <u>指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</u> ① <u>障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」第四号の表の上欄に該当する場合 同表下欄に定める割合</u> ② <u>指定入所支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第16号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定入所基準）第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</u> <u>(一) 入所計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70</u> <u>(二) 入所計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</u>	平24厚告123の別表第2の1の注2 平24厚告271第四号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(身体拘束廃止未実施減算)	<u>指定医療型障害児入所施設が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> イ <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> ロ <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>	平24厚告123の別表第2の1の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 第4の39に定める確認文書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(虐待防止措置未 実施減算)	<u>ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。</u> <u>指定医療型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> <u>イ 当該指定医療型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> <u>ロ 当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u> <u>ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>	平24厚告123の別表第2の1の注3の2	第4の40に定める確認文書等
(業務継続計画未 策定減算)	<u>指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告123の別表第2の1の注3の3	第4の31に定める確認文書等
(情報公表未報告 減算)	<u>法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告123の別表第2の1の注3の4	適宜必要と認める資料
(重度障害児支援 加算)	<u>(1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十八号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、重度障害児（次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。）に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあつては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。</u> <u>イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する障害児に</u>	平24厚告123の別表第2の1の注4 平24厚告269第十八号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>対し指定入所支援を行った場合（口に該当する場合を除く。）</u> ① <u>次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの</u> （一）<u>食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者</u> （二）<u>頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</u> ② <u>盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの</u> ロ <u>主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合</u> ① <u>6歳未満である者</u> ② <u>医療型障害児入所施設を退所後3年未満である者</u> ③ <u>入所後1年未満である者</u> ハ <u>主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合</u> ① <u>各種補装具を用いても身体の移動が困難である者</u> ② <u>機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者</u> （2）<u>（1）の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第十八号の二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、（1）のイの①の（二）に規定する者に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の第十七号の三に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>		
<u>（重度重複障害児加算）</u>	<u>重度障害児支援加算の（1）に該当する重度障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡</u>	平24厚告123の別表第2の1の注4の2 平24厚告269第十八号の二 平24厚告269第十三号の二準用 平24厚告270第十七号の三 平24厚告270第一号の八準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<u>重度障害児支援加算の（1）に該当する重度障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡</u>	平24厚告123の別表第2の1の注5	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上（主として肢体不自由児に対し指定施設入所支援を行う場合にあっては、2以上）の障害を有するもの（重症心身障害児を除く。）に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。		出書等
<u>（強度行動障害児特別支援加算）</u>	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十八号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイ又はロに掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算しているか。ただし、イ又はロのいずれかの加算を算定しているときは、その他の加算は算定していないか。 イ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の五のイに適合する強度の行動障害を有する児童に対して、同告示第十七号の三に適合する指定入所支援を行った場合（強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）） ロ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の五のロに適合する強度の行動障害を有する児童に対して、同告示第十七号の四に適合する指定入所支援を行った場合（強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ））	平24厚告123の別表第2の1の注5の2 平24厚告269第十八号の三 平24厚告269第十四号準用 平24厚告270第十七号の五 平24厚告270第十四号準用 平24厚告270第十七号の三 平24厚告270第一号の八準用 平24厚告270第十七号の四 平24厚告270第八号の三準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>（乳幼児加算）</u>	指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第2の1の注6	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>（心理担当職員配置加算）</u>	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十八号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障	平24厚告123の別表第2の1の注7 平24厚告269第十八号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(公認心理師)	<u>害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。)</u> <u>において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。</u> <u>公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第2の1の注8	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(ソーシャルワーカー配置加算)	<u>障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき40単位を所定単位数に加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第2の1の注9	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
3 自活訓練加算	<u>(1) 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が認めた障害児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第十九号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の十五に適合する自活に必要な訓練（自活訓練）を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算しているか。</u> <u>(2) 自活訓練加算（Ⅰ）については自活訓練加算（Ⅱ）以外の場合に、自活訓練加算（Ⅱ）については自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、所定単位数を加算しているか。</u> <u>(3) 同一の障害児について、同一の指定医療型障害児入所施設に入院中1回を限度と</u>	平24厚告123の別表第2の2の注1 平24厚告269第十九号 平24厚告270第十五号 平24厚告123の別表第2の2の注2 平24厚告123の別表第2の2の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
4 福祉専門職員配置等加算	<u>して加算しているか。</u> (1) <u>福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> (2) <u>福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定していないか。</u> (3) <u>福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（2）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。</u> ① <u>指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士に限る。）（児童指導員等）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</u>	平24厚告123の別表第2の3の注1 平24厚告123の別表第2の3の注2 平24厚告123の別表第2の3の注3	出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 保育職員加配 加算	<u>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</u> <u>(1) 保育機能の充実を図るため、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>(2) 保育機能の充実を図るため、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第十九号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第2の3の2の注1 平24厚告123の別表第2の3の2の注2 平24厚告269第十九号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6 家族支援加算	<u>指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、7の地域移行加算を算定しているときは、算定していないか。</u> <u>イ 家族支援加算（I）</u> <u>(1) 障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合</u> <u>(一) 所要時間1時間以上の場合</u> <u>(二) 所要時間1時間未満の場合</u> <u>(2) 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合</u> <u>(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合</u> <u>ロ 家族支援加算（II）</u> <u>(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合</u> <u>(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合</u>	平24厚告123の別表第2の3の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 地域移行加算	<u>入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規</u>	平24厚告123の別表第2の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	定により置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、指定医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合又は指定発達支援医療機関で短期有目的の支援を行う場合を算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算していないか。		出書等
8 移行支援関係 機関連携加算	指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、移行支援計画の作成又は変更に当たって、関係者（都道府県、市町村及び教育機関並びに指定特定相談支援事業者又は基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に関係する者をいう。）により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第2の4の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9 体験利用支援 加算	（1）現に指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の六に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次のイ及びロのいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき、 ・体験利用支援加算（Ⅰ）については、3日以内 ・体験利用支援加算（Ⅱ）については、5日以内	平24厚告123の別表第2の4の3の注1 平24厚告270第十七号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>の期間について、2回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> イ <u>体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供</u> ロ <u>体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助</u> (2) <u>体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動としているか。</u> イ <u>体験利用支援加算（Ⅰ） 障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）</u> ロ <u>体験利用支援加算（Ⅱ） 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（イに定めるものを除く。）</u>		
10 要支援児童加算	(1) <u>要支援児童加算（Ⅰ）については、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、現に入所している者であって、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。）であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u> (2) <u>要支援児童加算（Ⅱ）については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十九号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、要保護児童又は要支援児童に対して平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の七に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第2の4の3の注2 平24厚告123の別表第2の4の4の注1 平24厚告123の別表第2の4の4注2 平24厚告269第十九号の三 平24厚告270第十七号の七	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
11 集中的支援加算	(1) <u>集中的支援加算（Ⅰ）については、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の六に適合する強度の行動障害を有する児童の状</u>	平24厚告123の別表第2の4の5注1 平24厚告270第十	広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 (2) 集中的支援加算(Ⅱ)については、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の六に適合する強度の行動障害を有する児童の態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、他の指定通所支援を行う事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。	七号の六 平24厚告123の別表第2の4の5注2 平24厚告270第十七号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12 小規模グループケア加算	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二十号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、以下のイ～ハに掲げる、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。ただし、ハについては、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の適用前に建設された指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関であつて、都道府県知事が適当と認めたものに限る、所定単位数を加算しているか。 イ 小規模グループケア加算(Ⅰ) 障害児の数が4人から6人まで ロ 小規模グループケア加算(Ⅱ) 障害児の数が7人又は8人 ハ 小規模グループケア加算(Ⅱ) 障害児の数が9人又は10人	平24厚告123の別表第2の5の注 平24厚告269第二十号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13 福祉・介護職員処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十八号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立	平24厚告123の別表第2の6の注 平24厚告270第十八号 平24厚告270第二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から12までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から12までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から12までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数	号準用	
14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十九号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、就学児に対し、指定入所支援を行った場合には当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅰ) 2から12までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅱ) 2から12までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数	平24厚告123の別表第2の7の注 平24厚告270第十九号 平24厚告270第三号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二十号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、2から12までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告123の別表第2の8の注 平24厚告270第二十号 平24厚告270第三号の二準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
16 福祉・介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月1日以降)	(1) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十八号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に	平24厚告123の別表第2の6の注1 平24厚告270第十八号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（２）において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 2 から12までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 2 から12までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 2 から12までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 2 から12までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数 （２）令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十八号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（（１）の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１） 2 から12までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２） 2 から12までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３） 2 から12までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４） 2 から12までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５） 2 から12までにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数	平24厚告270第二号準用 平24厚告123別表第2の6の注2 平24厚告270第十八号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 2から12までにより算定した単位数の 1000分の128に相当する単位数 ⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から12までにより算定した単位数の 1000分の144に相当する単位数 ⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から12までにより算定した単位数の 1000分の110に相当する単位数 ⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 2から12までにより算定した単位数の 1000分の140に相当する単位数 ⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から12までにより算定した単位数の 1000分の106に相当する単位数 ⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から12までにより算定した単位数の 1000分の89に相当する単位数 ⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 2から12までにより算定した単位数の 1000分の102に相当する単位数 ⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から12までにより算定した単位数の 1000分の101に相当する単位数 ⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から12までにより算定した単位数の 1000分の63に相当する単位数		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

主眼事項及び着眼点等（指定障害児相談支援）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<u>（1）指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者（障害児等）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。</u> <u>（2）指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</u> <u>（3）指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（福祉サービス等）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</u> <u>（4）指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</u> <u>（5）指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</u> <u>（6）指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進に努めているか。</u> <u>（7）指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</u> <u>（8）指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児</u>	法第24条の31 平24厚令29 第2条第1項 平24厚令29 第2条第2項 平24厚令29 第2条第3項 平24厚令29 第2条第4項 平24厚令29 第2条第5項 平24厚令29 第2条第6項 平24厚令29 第2条第7項 平24厚令29 第2条第8項	運営規程 障害児支援利用 計画 ケース記録 運営規程 障害児支援利用 計画 ケース記録 運営規程 障害児支援利用 計画 ケース記録 運営規程 障害児支援利用 計画 ケース記録 関係者と連携を 図って必要な社 会資源を活用し て支援している ことが分かる書 類（ケース記録等 ） 運営規程 障害児支援利用 計画 ケース記録 自己評価資料 自己評価結果を 改善に繋げてい ることが分かる 記録 運営規程 研修計画、研修実

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第2 人員に関する基準 1 従業者	<u>の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u>		施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類
	<u>(9) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平24厚令29 第2条第9項	適正な援助をしたことが分かる書類、福祉サービス等の提供者との連携したことが分かる書類
	<u>(1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定障害児相談支援の提供に当たる者として平成24年厚生労働省告示第225号「指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの」に定める者)を置いているか。(ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</u>	法第24条の31第1項 平24厚令29 第3条第1項 平24厚告225	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 研修修了書
	<u>(2) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数(当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数の合計数)が35又はその端数を増すごとに1となっているか。</u>	平24厚令29 第3条第2項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 障害児相談支援対象保護者の数の分かる書類
	<u>(3) (2)に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前6月の平均値となっているか。(ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。)</u>	平24厚令29 第3条第3項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 障害児相談支援対象保護者の数

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>(4) 指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するもの。）を置くことができる。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の事業を行う事業所又は指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。</u> <u>一 当該指定障害児相談支援事業所が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第一号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合しているか。</u> <u>二 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成30年厚生労働省告示第116号）に該当する者（当該指定に係る障害児相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。）により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されているか。</u> <u>(5) (4) の規定により相談支援員を置く場合における 7、11 の (1) ①、(2) ① から ⑧、(3)、11 の 2、14、16 の (1) から (3) まで、20 の (1)（指定基準第20条第1項に係る部分に限る。）並びに 23 の (1) 及び (2) の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替えるものとする。</u>	平24厚令29 第3条第4項 平24厚令29 第3条第5項 平24厚令29 第4条 平24厚令29	が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 事業所一覧、各事
2 管理者	<u>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。）</u>		
3 従たる事業所	<u>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相</u>		

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>を設置する場合における特例</u> 第3 <u>運営に関する基準</u> 1 <u>内容及び手続の説明及び同意</u>	<u>談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員が配置されているか。</u> （1） <u>指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u> （2） <u>指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u>	第4条の2第1項、第2項 法第24条の31第2項 平24厚令29 第5条第1項 平24厚令29 第5条第2項	業所の従業者名簿、相談支援専門員であることが分かる書類 重要事項説明書 利用契約書 重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面
2 <u>契約内容の報告等</u>	（1） <u>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</u> （2） <u>指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。</u>	平24厚令29 第6条第1項 平24厚令29 第6条第2項	契約内容報告書 市町村に提出したことが分かる書類（控え等）
3 <u>提供拒否の禁止</u>	指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令29 第7条	適宜必要と認める資料
4 <u>サービス提供困難時の対応</u>	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令29 第8条	適宜必要と認める資料
5 <u>受給資格の確</u>	<u>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相</u>	平24厚令29	受給者証の写し

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
認	談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第6条の2の2第8項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	第9条 規則第1条の2の7	
6 通所給付決定の申請に係る援助	指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令29 第10条	適宜必要と認める資料
7 身分を証する書類の携行	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平24厚令29 第11条	適宜必要と認める資料
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき平成24年厚生労働省告示第126号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。 (3) 指定障害児相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。 (4) 指定障害児相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象障害者の同意を得ているか。	平24厚令29 第12条第1項 平24厚告126 平24厚令29 第12条第2項 平24厚令29 第12条第3項 平24厚令29 第12条第4項	請求書 領収書 請求書 領収書 領収書 重要事項説明書
9 利用者負担額	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相	平24厚令29	適宜必要と認め

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
に係る管理	談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第21条の5の3第2項第2号に掲げる当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して児童福祉法施行令で定める額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。	第13条 施行令第24条	る資料
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、<u>障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。</u> (2) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、<u>その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。</u>	平24厚令29 第14条第1項 平24厚令29 第14条第2項	通知の写し サービス提供証明書の写し
11 指定障害児相談支援の具体的な取扱方針	(1) 指定障害児相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 ① <u>指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</u> ② <u>指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</u> ③ <u>指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等につい</u>	平24厚令29 第15条第1項 平24厚令29 第15条第1項第1号 平24厚令29 第15条第1項第2号 平24厚令29 第15条第1項第3号	障害児支援利用計画 相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成していることが分かる書類 適宜必要と認める資料 障害児又はその家族に説明を行った記録(面接記録等)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>て理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。</u> (2) 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 ① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、<u>障害児の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</u> ② 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、<u>障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</u> ③ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、<u>障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。</u> ④ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、<u>障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。</u> ⑤ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、<u>適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希</u>	平24厚令29 第15条第2項 平24厚令29 第15条第2項第1号 平24厚令29 第15条第2項第2号 平24厚令29 第15条第2項第3号 平24厚令29 第15条第2項第4号 平24厚令29 第15条第2項第5号	障害児支援利用計画 アセスメントを実施したことが分かる書類 障害児支援利用計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 障害児支援利用計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類(地域住民の自発的な活動によるサービス等を利用していることが分かる書類等) 障害児又はその家族に情報提供した記録 障害児支援利用計画 アセスメントを実施した記録 アセスメントを実施した記録 面接記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</u> ⑥ <u>相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u> ⑦ <u>相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第6条の2の2第8項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。</u> ⑧ <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</u> ⑨ <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。</u> ⑩ <u>相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議（テレビ電話</u>	平24厚令29 第15条第2項 第6号 平24厚令29 第15条第2項第7 号 規則第1条の2 の7 平24厚令29 第15条第2項第8 号 平24厚令29 第15条第2項第9 号 平24厚令29 第15条第2項第10 号	障害児支援利用 計画案 アセスメントを 実施した記録 障害児支援利用 計画案 アセスメントを 実施した記録 障害児支援利用 計画 保護者に交付し た記録 障害児支援利用 計画 サービス担当者 会議記録 障害児支援利用 計画 アセスメント及 びモニタリング に関する記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>装置等の活用可能。）の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</u> ⑪ <u>相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</u> ⑫ <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。</u> (3) <u>指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</u> ① <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害者等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</u> ② <u>相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第6条の2の2第8項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。</u> ③ <u>(2)の①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定は、(3)の①に規定する障害児支援利用計画の変更について準用する。</u> ④ <u>相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となっ</u>	平24厚令29 第15条第2項第11号 平24厚令29 第15条第2項第12号 平24厚令29 第15条第3項 平24厚令29 第15条第3項第1号 平24厚令29 第15条第3項第2号 規則第1条の2の7 平24厚令29 第15条第3項第3号 平24厚令29 第15条第3項第4号	サービス担当者 会議記録 障害児支援利用 計画 保護者に交付した記録 障害児支援利用 計画 障害児支援利用 計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 事業者等と連絡調整した記録 地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨をした記録 アセスメント及びモニタリングに関する記録 面接記録 経過記録 同準用項目と同一文書 施設等への入所又は入院を希望した場合に紹介した書類及びそ

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>たと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</u> ⑤ <u>相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</u> ⑥ <u>相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</u>	平24厚令29 第15条第3項第5号 平24厚令29 第15条第3項第6号	の際のサービス提供記録 施設等から退所又は退院を希望した場合に情報提供した書類及びその際のサービス提供記録 適宜必要と認める資料
11の2 <u>テレビ電話装置等の活用</u>	<u>相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。</u> ① <u>アセスメント又はモニタリングに係る障害児が平成24年厚生労働省告示第233号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域」に定める地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅等との間に一定の距離があるか。</u> ② <u>面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該障害児の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったか。</u>	平24厚令29 第15条の2 平24厚令29 第15条の2第1号 平24厚令29 第15条の2第2号	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
12 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	平24厚令29 第16条	適宜必要と認める資料
13 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとし	平24厚令29 第17条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 管理者の責務	たときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 (1) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に平成24年厚生労働省令第29号第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令29 第18条第1項 平24厚令29 第18条第2項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
15 運営規程	<u>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</u> ① <u>事業の目的及び運営の方針</u> ② <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u> ③ <u>営業日及び営業時間</u> ④ <u>指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額</u> ⑤ <u>通常の事業の実施地域</u> ⑥ <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u> ⑦ <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> ⑧ <u>その他運営に関する重要事項</u>	平24厚令29 第19条	運営規程
16 勤務体制の確保等	(1) <u>指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</u> (2) <u>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。(ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。)</u> (3) <u>指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u> (4) <u>指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点</u>	平24厚令29 第20条第1項 平24厚令29 第20条第2項 平24厚令29 第20条第3項 平24厚令29 第20条第4項	従業者の勤務表 勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類 研修計画、研修実施記録 就業環境が害されることを防止

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。		するための方針が分かる書類
17 業務継続計画の策定等	(1) 指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 (3) 指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平24厚令29 第20条の2第1項 平24厚令29 第20条の2第2項 平24厚令29 第20条の2第3項	業務継続計画 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
18 設備及び備品等	指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24厚令29 第21条	適宜必要と認める資料
19 衛生管理等	(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定障害児相談支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定障害児相談支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん	平24厚令29 第22条第1項 平24厚令29 第22条第2項 平24厚令29 第22条第3項	衛生管理に関する書類 衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のた

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
20 掲示等	<u>延の防止のための指針を整備しているか。</u> ③ <u>当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。</u>	平24厚令29 第23条第1項、第2項	めの指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
21 秘密保持等	(1) <u>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定障害児相談支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u> (2) <u>指定障害児相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</u>	平24厚令29 第23条第3項 平24厚令29 第24条第1項	公表していることが分かる書類 従業者及び管理者の秘密保持誓約書
22 広告	(1) <u>指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u> (2) <u>指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u> (3) <u>指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</u>	平24厚令29 第24条第2項 平24厚令29 第24条第3項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書、その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） 個人情報同意書
23 指定障害児通所支援事業者等からの利益収受等の禁止	<u>指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</u> (1) <u>指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定</u>	平24厚令29 第25条 平24厚令29 第26条第1項	事業者のHP画面・パンフレット 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
24 苦情解決	障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。	平24厚令29 第26条第2項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	平24厚令29 第26条第3項	適宜必要と認める資料
	(3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。		
	(4) (1)、(2) 及び (3) の「特定の福祉サービス等の事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害児相談支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。		
	(1) <u>指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令29 第27条第1項	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	(2) <u>指定障害児相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u>	平24厚令29 第27条第2項	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	(3) <u>指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの</u>	平24厚令29 第27条第3項	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
25 事故発生時の 対応	<u>質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>		
	<u>(4) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平24厚令29 第27条第4項	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<u>(5) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平24厚令29 第27条第5項	都道府県知事からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<u>(6) 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しているか。</u>	平24厚令29 第27条第6項	都道府県等への報告書
	<u>(7) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</u>	平24厚令29 第27条第7項	運営適正化委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料
	<u>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令29 第28条第1項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
26 虐待の防止	<u>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u>	平24厚令29 第28条第2項	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	<u>(3) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	平24厚令29 第28条第3項	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)
	<u>指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u> ③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>	平24厚令29 第28条の2	委員会議事録 研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類
27 会計の区分	<u>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u>	平24厚令29 第29条	収支予算書・決算書等の会計書類
28 記録の整備	<u>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u>	平24厚令29 第30条第1項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類
	<u>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存しているか。</u> ① <u>福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</u> ② <u>個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</u> イ <u>障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画</u>	平24厚令29 第30条第2項	左記①～⑤の記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
29 電磁的記録等	<u>ロ アセスメントの記録</u> <u>ハ サービス担当者会議等の記録</u> <u>ニ モニタリングの結果の記録</u> <u>③ 市町村への通知に係る記録</u> <u>④ 苦情の内容等の記録</u> <u>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	平24厚令29第31条第1項 平24厚令29第31条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第4 変更の届出等	(1) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 (2) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。 (1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、同施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定	法第24条の32第1項 施行規則第25条の26の7 第1項、第2項 法第24条の32第2	適宜必要と認める資料 適宜必要と認め

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第5 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。 (1) 指定障害児相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。 (2) (1)の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	項 施行規則第25条の26の7第3項 法第24条の26第2項 平24厚告126第一号 平24厚告126第二号	る資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2 障害児相談支援費 (1) 障害児支援利用援助費	障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 ① 機能強化型サービス利用援助費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用援助費（Ⅳ）までについては、平成27年厚生労働省告示第181号「こども家庭庁長官が定める基準」第一号に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員 については1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型障害児支	平24厚告126別表の1の注1 平27厚告181第一号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(2) 継続障害児支援利用援助費	援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用援助費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型サービス利用援助費は算定しない。 ② 障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ③ 障害児支援利用援助費（Ⅱ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じて得た数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 ① 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までについては、平成27年厚生労働省告示第181号「こども家庭庁長官が定める基準」の第一号に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型継続サービス利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。 ② 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ③ 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。	平24厚告126 別表の1の注2 平27厚告181第一号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(3) その他	<u>指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）（指定基準）第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで（同条第3条第3項において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</u>	平24厚告126 別表の1の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(4) 同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合	<u>指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していないか。</u>	平24厚告126 別表の1の注4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(5) 情報公表未報告減算	<u>法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告126 別表の1の注5	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(6) 業務継続計画未策定減算	<u>指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告126 別表の1の注6	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(7) 虐待防止措置未実施減算	<u>指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告126 別表の1の注7	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(8) 特別地域加算	<u>平成24年厚生労働省告示第233号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域」に居住している障害児の保護者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（（3）に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</u>	平24厚告126 別表の1の注8 平24厚告233	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(9) 地域生活支援拠点等機能強化加算	<u>平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第二号に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談</u>	平24厚告126 別表の1の注9 平27厚告181第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>支援事業者において、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)又は機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度としているか。</u>		
3 利用者負担上 限額管理加算	<u>指定障害児相談支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告126 別表の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 初回加算	<u>(1) 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第三号に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>(2) 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合(月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に、500単位に当該面接した月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算しているか。</u>	平24厚告126 別表の3の注1 平27厚告181第三号 平24厚告126 別表の3の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5 主任相談支援 専門員配置加算	<u>(1) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が平成30年厚生労働省告示第116号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者」であるものとして市町村長</u>	平24厚告126 別表の4の注1 平30厚告116 平27厚告181第四号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第四号に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定していないか。 イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） ロ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） （2）主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。		
6 入院時情報連携加算	障害児通所支援を利用する障害児が病院又は診療所（病院等）に入院するに当たり、平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第五号に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ所定の単位数を加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ）	平24厚告126 別表の4の注2 平24厚告126 別表の5の注 平27厚告181第五号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 退院・退所加算	法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という	平24厚告126 別表の6の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
8 保育・教育等移行支援加算	。）に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか（4の初回加算を算定する場合を除く。）。。 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に1月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（①から③までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。 ① 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は就業・生活支援センター等における当該障	平24厚告126 別表の7の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
9 医療・保育・教育機関等連携加算	<u>害児の支援内容の検討に協力する場合 150単位</u> ② <u>障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面会する場合（月に1回以上の居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費（以下「障害児支援利用援助費等」という。）を算定する月を除く。） 300単位</u> ③ <u>障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況も確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 300単位</u> <u>（1）指定障害児相談支援事業者が次の①から③までに該当する場合に、1月にそれぞれ①から③までに掲げる単位数を加算しているか。</u> <u>① 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害児通所支援及び障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を行う者を除く。）の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合（障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とし、4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数</u> <u>(1) 指定障害児支援利用援助を行った場合 200単位</u> <u>(2) 指定継続障害児支援利用援助を行った場合 300単位</u> <u>② 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院</u>	平24厚告126 別表の8の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
10 集中支援加算	等を訪問し、当該病院等の職員に対して、<u>当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。障害児支援利用援助費等を算定する場合に限る。） 300単位</u> ③ <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（障害児支援利用援助費等を算定する場合に限る。） 150単位</u> (2) ③については、次に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度としているか。 ① <u>病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）</u> ② <u>福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）</u>	平24厚告126 別表の8の注2	
	(1) <u>指定障害児相談支援事業者が、次の①から⑤までに該当する場合に、1月にそれぞれ①から⑤までに掲げる単位数を加算しているか。ただし、①から③までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。</u> ① <u>障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 300単位</u> ② <u>サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 300単位</u>	平24厚告126 別表の9の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	③ <u>福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（障害児支援利用援助費等、入院時情報連携加算の入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定する月を除く。） 300単位</u> ④ <u>障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 300単位</u> ⑤ <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 150単位</u> <u>（2）（1）⑤については、次に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。</u> ① <u>病院等及び訪問看護ステーション等</u> ② <u>福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）</u>		
11 サービス担当者会議実施加算	<u>指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは算定していないか。</u>	平24厚告126 別表の9の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12 サービス提供時モニタリング	<u>指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作</u>	平24厚告126 別表の11の注	体制等状況一覧表、当該加算の届

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
加算	成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問し（障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあつては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定していないか。この場合において、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定しているか。		出書等
13 行動障害支援体制加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第六号に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1)行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位 (2)行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位	平24厚告126 別表の12の注 平27厚告181第六号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14 要医療児者支援体制加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第七号に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1)要医療児者支援体制加算（Ⅰ） 60単位 (2)要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30単位	平24厚告126 別表の13の注 平27厚告181第七号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15 精神障害者支援体制加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第八号に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか	平24厚告126 別表の14の注 平27厚告181第八号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
15の2 高次脳機能障害支援体制加算	。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1)精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60単位 (2)精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30単位 平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第九号に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1)高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位 (2)高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位	平24厚告126 別表の14の2の注 平27厚告181第九号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
16 ピアサポート体制加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第十号に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告126 別表の15の注 平27厚告181第十号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
17 地域生活支援拠点等相談強化加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第十一号に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（要支援児）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告126 別表の16の注 平27厚告181第十一号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
18 地域体制強化共同支援加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用	平24厚告126 別表の17の注 平27厚告181第十	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
19 遠隔地訪問加算	の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準、第十二号に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅、病院等、法第7条第1項に規定する児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、初回加算（（2）に該当する場合に限る。）、入院時情報連携加算（入院時情報連携加算（Ⅰ）を算定する場合に限る。）、退院・退所加算、保育・教育等移行支援加算（②に該当する場合に限る。）、医療・保育・教育機関等連携加算（（1）の①及び②に該当する場合に限る。）又は集中支援加算（（1）の①及び④に該当する場合に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。ただし、初回加算については、（2）に規定する面接をした月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。	二号 平24厚告126 別表の18の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

（注）下線を付した項目が標準確認項目